

# 高松市子ども・子育て支援推進計画

(平成 27 年度～31 年度)

案

H26.11.26 版



## もくじ

### 第1部 総論

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	3
3	他計画との関係	4
4	計画の期間	5
5	計画の対象	5
6	計画の策定体制	6
7	計画の推進と点検・評価	8
第2章	高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	10
1	子どもや子育て環境の現状	10
2	アンケート調査結果からみた市民の子育て意識等	20
3	次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況	28
4	子ども・子育て条例の推進	40
第3章	計画の基本的な考え方	41
1	計画の基本理念	41
2	計画の基本目標	41
3	計画の体系	42

### 第2部 各論

第1章	「子どもの成長」への支援	45
1	子どもの心身の健やかな育ちへの支援	45
【1】	妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	45
【2】	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	50
【3】	「食育」の推進	53
2	健やかな成長を促す学びへの支援	56
【1】	幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上	56
【2】	「生きる力」を育てる学校教育の推進	59
【3】	体験学習活動・地域活動の充実	65

3	配慮を要する子どもと保護者への支援	72
	【1】児童虐待やいじめの防止の推進	72
	【2】障がいのある子どもへの支援の充実	76
	【3】ひとり親家庭への支援の充実	83
	【4】社会的養護が必要な子どもへの支援の充実	86
第2章	「子育て家庭」への支援	88
1	地域における子育て支援	88
	【1】地域における子育て家庭への支援の充実	88
	【2】家庭における教育力の向上	93
	【3】経済的負担の軽減	96
2	子育てと仕事の両立支援	99
	【1】多様な保育事業の提供	99
	【2】ワーク・ライフ・バランスの推進	104
第3章	「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり	108
1	子どもにとって安全・安心な環境づくり	108
	【1】防犯・交通安全・防災対策の推進	108
	【2】有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進	112
	【3】子どもの遊び場・居場所づくり	114
	【4】子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	117
2	子どもの成長・子育て家庭を支える 人材育成とネットワークづくり	120
	【1】子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実	120
	【2】子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築	122

### 第3部 法定事業の量の見込みと確保方策

第1章	教育・保育提供区域	125
1	教育・保育提供区域の設定	125
2	教育・保育提供区域の状況	127
第2章	教育・保育の量の見込みと確保方策	134
1	量の見込みと確保方策の考え方	134
2	量の見込みと提供体制の確保方策	136

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	144
1 量の見込みと確保方策の考え方	144
2 量の見込みと提供体制の確保方策	145
【1】利用者支援（新規事業）	145
【2】時間外保育事業（延長保育事業）	146
【3】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	147
【4】子育て短期支援事業	150
【5】乳児家庭全戸訪問事業	151
【6】養育支援訪問事業	152
【7】地域子育て支援拠点事業	153
【8】一時預かり事業	155
【9】病児・病後児保育事業	157
【10】ファミリー・サポート・センター事業	159
【11】妊婦健康診査事業	160
【12】実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）	161
【13】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 （新規事業）	161

## 附 資料編



# 第1部 総論





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が成立し、「少子化社会対策基本法」に基づき平成16年6月に「少子化社会対策大綱」、12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。また、「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、平成17年度からの10年間に於いて、次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が、全国の市町村に義務付けられました。

その後も国においては、少子化社会対策大綱に沿った様々な対策が実施されてきましたが、少子化に歯止めがかかっていないことや、地域のつながりの希薄化、児童虐待やいじめ問題の深刻化など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくありません。また、都市部では多くの待機児童が発生している一方、地方では子どもの人口減少から就学前施設において適正規模のクラス編成に支障を来す地域が生じるなどの問題も起きています。

そこで、これらの課題に対応するため、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、この法律に基づき、全国の市町村に、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」が改正され、有効期限が平成37年3月31日までに延長されることとなりました。

一方、本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「高松市子ども未来計画（前期計画）」、平成22年3月には「高松市子ども未来計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭等への支援に取り組んできました。

平成23年度には、学識経験者や教育関係者等で構成する「高松市子ども条例検討委員会」を立ち上げ、計10回の会議で熱心な議論を重ねた結果提出された、検討委員会からの最終報告を基に、平成25年3月、「高松市子ども・子育て条例」を公布・施行しました。今後は、この条例に則り、子ども・子育て支援施策を計画的かつ効果的に実施していくこととしています。

このような中、平成26年度末で、「高松市子ども未来計画（後期計画）」が終了すること、また、国が子ども・子育て支援法に基づく計画の策定を市町村に義務付けたことを受けて、国・県の動向や保護者のニーズを見極めながら平成27年度から始まる新たな計画を作成するものです。

【国の動きと高松市の取り組み】

	国の動き	高松市の取り組み
平成2年(1990)	1. 57 ショック	
平成6年(1994)	・エンゼルプラン策定	
平成7年(1995)	・緊急保育対策5か年事業 (～H11年度)	
平成11年(1999)	・新エンゼルプラン策定	
平成13年(2001)	・仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦等) 閣議決定	
平成14年(2002)		・たかまつ男女共同参画プラン策定(3月)
平成15年(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行	・新高松市障害者計画策定(12月)
平成16年(2004)	・少子化社会対策大綱 閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン 少子化社会対策会議決定	
平成17年(2005)		■高松市次世代育成支援行動計画策定(3月) ・9/26 塩江町と合併
平成18年(2006)	・新しい少子化対策について 少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート	・1/10 牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併 ・高松市立保育所民営化計画策定(2月)
平成19年(2007)	・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略 少子化社会対策会議決定	・たかまつ男女共同参画プラン策定(改訂版)
平成20年(2008)	・新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表	・第2期高松市障害福祉計画策定(12月) ・旧城東保育所(現:城東保育園)を民営化
平成21年(2009)		・高松市立高松第一中学校開校(高松市立光洋中学校と高松市立城内中学校を統合) ・中野保育所を民営化 ・旧花園保育所(現:こぶし花園保育園)を民営化
平成22年(2010)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議	■高松市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定(3月) ・高松市立高松第一小学校開校(高松市立松島小学校と高松市立築地小学校と高松市立新塩屋町小学校を統合) ・高松市立新番丁小学校開校(高松市立日新小学校と高松市立二番丁小学校と高松市立四番丁小学校を統合) ・花ノ宮保育所(現:花ノ宮保育園)を民営化 ・十河保育所(現:カナン十河保育園)を民営化 ・高松市教育振興基本計画策定(3月) ・高松市地域福祉計画策定(3月)
平成23年(2011)		・高松市塩江こども園設置(高松市立塩江幼稚園および高松市立塩江保育所) ・高松っ子いきいきプラン策定(3月)
平成24年(2012)	・子ども・子育て関連3法制定 ・子ども・子育て新システムの基本制度 少子化社会対策会議決定	・高松市下笠居こども園設置(高松市立下笠居幼稚園および高松市立下笠居中央保育所) ・高松市香南こども園設置(高松市立香南幼稚園および高松市立香南保育所) ・高松市庵治こども園設置(高松市立庵治幼稚園および高松市立庵治保育所) ・高松市はらこども園設置(高松市立原幼稚園および高松市立原保育所) ・たかまつ障がい者プラン策定(3月) ・第3次たかまつ男女共同参画プラン策定
平成25年(2013)	・子ども・子育て会議設置(4月) ・少子化危機突破のための緊急対策閣議決定	■高松市子ども・子育て条例施行(3月) ・高松市子ども・子育て支援会議設置(4月)
平成26年(2014)	・子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ・次世代育成支援対策推進法改正(有効期限の延長) ・母子及び寡婦福祉法の改正 ・児童扶養手当法の改正	
平成27年(2015)	・子ども・子育て支援新制度スタート(4月)	■高松市子ども・子育て支援推進計画策定(3月) ・高松市立塩江小学校開校(高松市立上西小学校と高松市立塩江小学校と高松市立安原小学校を統合)

## 2 計画の位置付け

この計画は、「高松市子ども・子育て条例」第10条で規定する推進計画であり、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく次期「高松市こども未来計画」は、その計画期間がともに平成27年度から5年間とされていること、また計画内容に重なる部分があることから、推進計画と一体的なものとして、推進計画の中に位置付けて策定します。

この計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第5次高松市総合計画」を上位計画として、福祉を始め、保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置付けられ、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

### 高松市子ども・子育て条例

#### 第1条／（目的）

この条例は、子どもを社会全体で健やかに育むための取組について、その基本理念を定め、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の役割ならびに市の責務を明らかにするとともに、子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

#### 第10条／（推進計画）

市長は、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援推進計画を定めなければならない。（後略）

#### 附則（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により定められている計画は、第10条の規定により策定された計画とみなす。

### 子ども・子育て支援法

#### 第一条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

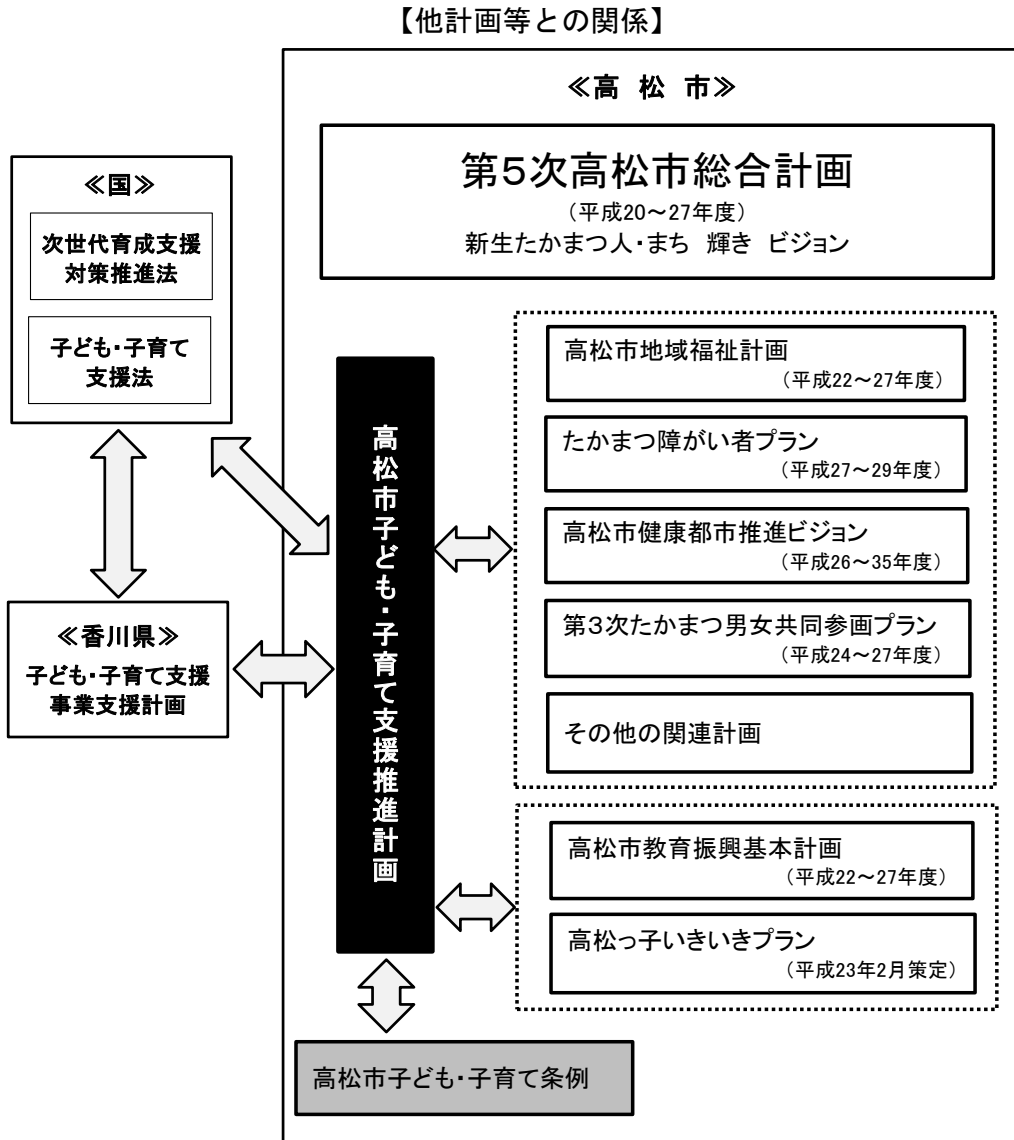
#### 第六十一条／（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 3 他計画との関係

この計画は、「第5次高松市総合計画」を上位計画とし、以下の関連する諸計画との整合性を図って策定しています。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に取り組んでいくものとします。



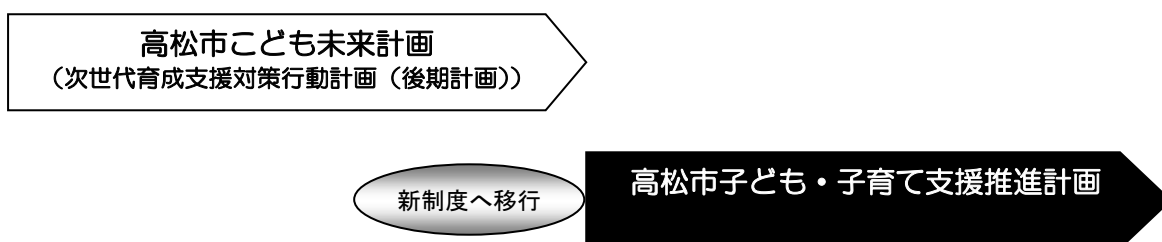
※平成31年度までに計画が終了する関連計画については、その後継計画と連携して対応していくこととします。

## 4 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------



## 5 計画の対象

この計画は、市内に居住・通勤・通学する子ども（概ね18歳未満）とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、学校等関係者、事業者など、全ての個人と団体等を対象とします。

この計画でいう「子ども」とは、高松市子ども・子育て条例に規定するとおり、18歳未満の全ての子どもを指します。既に18歳になった人でも、高校生や、障がい、虐待等により支援が必要な人なども対象とします。

## 6 計画の策定体制

アンケート調査を始め、広く市民参加の過程を踏まえて、庁内で検討した案について「高松市子ども・子育て支援会議」で審議していただき、計画案を確定、計画を策定する体制としました。

### 【1】アンケート調査の実施

計画策定に当たり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学生の保護者及び中学生・高校生を対象に「高松市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査期間 平成 25 年 9 月 27 日～平成 25 年 10 月 10 日
- 調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収率等

対象	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	3,500件	2,236件	63.8%
小学生の保護者	2,000件	1,272件	63.6%
中学生・高校生	1,500件	755件	50.3%

### 【2】高松市子ども・子育て支援会議及び部会による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「高松市子ども・子育て支援会議」において、計●回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

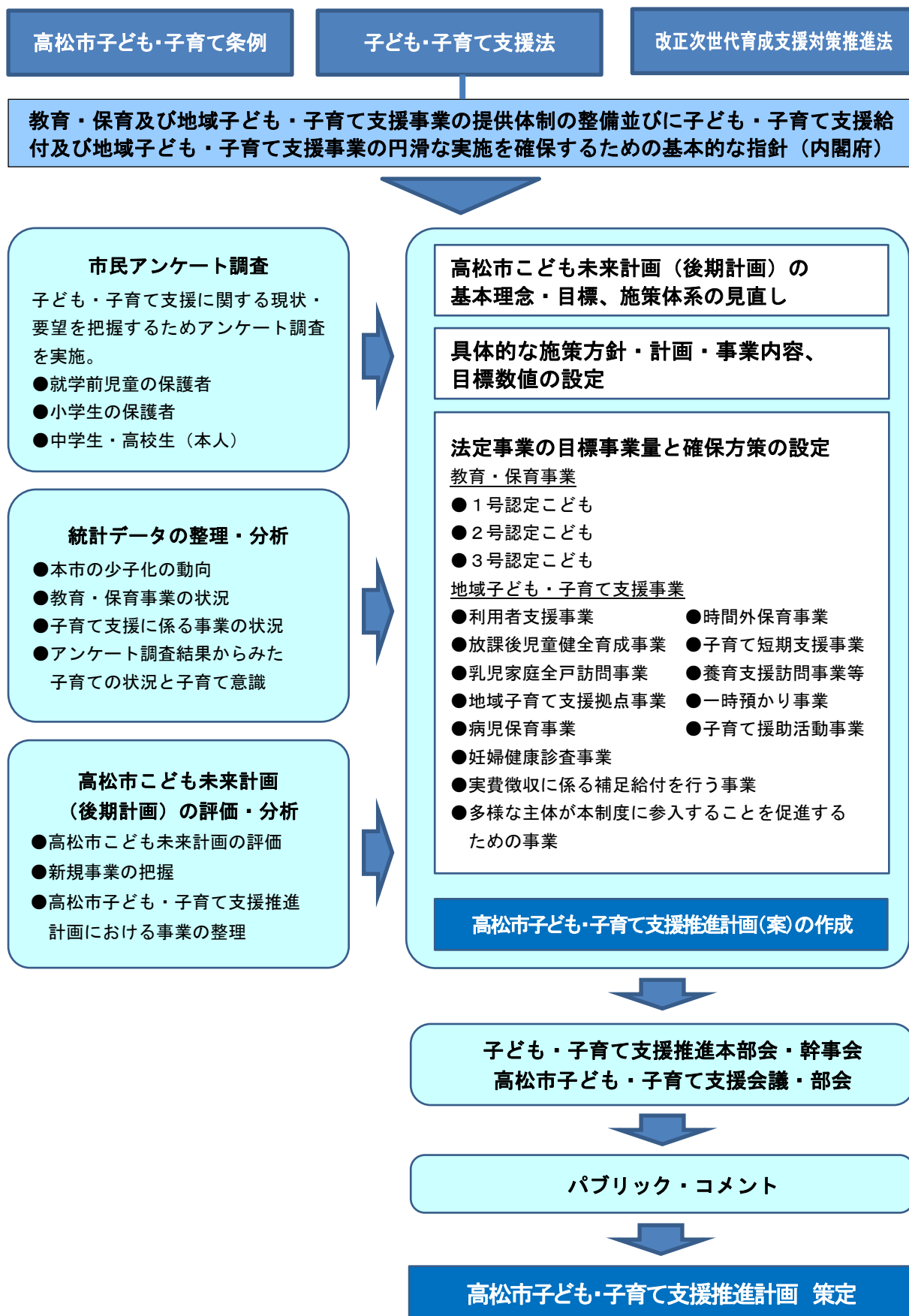
また、子ども・育て支援会議の中に、学識経験者及び教育・保育事業者で構成される部会を設置し、計●回の審議を行い、特定教育・保育施設等の利用定員等の特定分野に関して意見集約及び調整を行いました。

### 【3】パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

- 実施期間 平成 26 年●月●日～平成 26 年●月●日
- 意見提出 ●名

【計画策定の流れ】





## 7 計画の推進と点検・評価

### 【1】計画の推進

#### (1) 計画を推進する庁内体制の整備

本計画は、子ども・子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、「高松市子ども・子育て支援推進本部」において、関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを積極的に進めます。

#### (2) 協働による計画の推進

計画は、保護者（家庭）・地域住民・学校等関係者・事業者・市がそれぞれの役割・責務を果たすとともに協働しながら、また、関係機関との連携協力の下に、積極的な推進を図ります。





### (3) 計画の広報・啓発

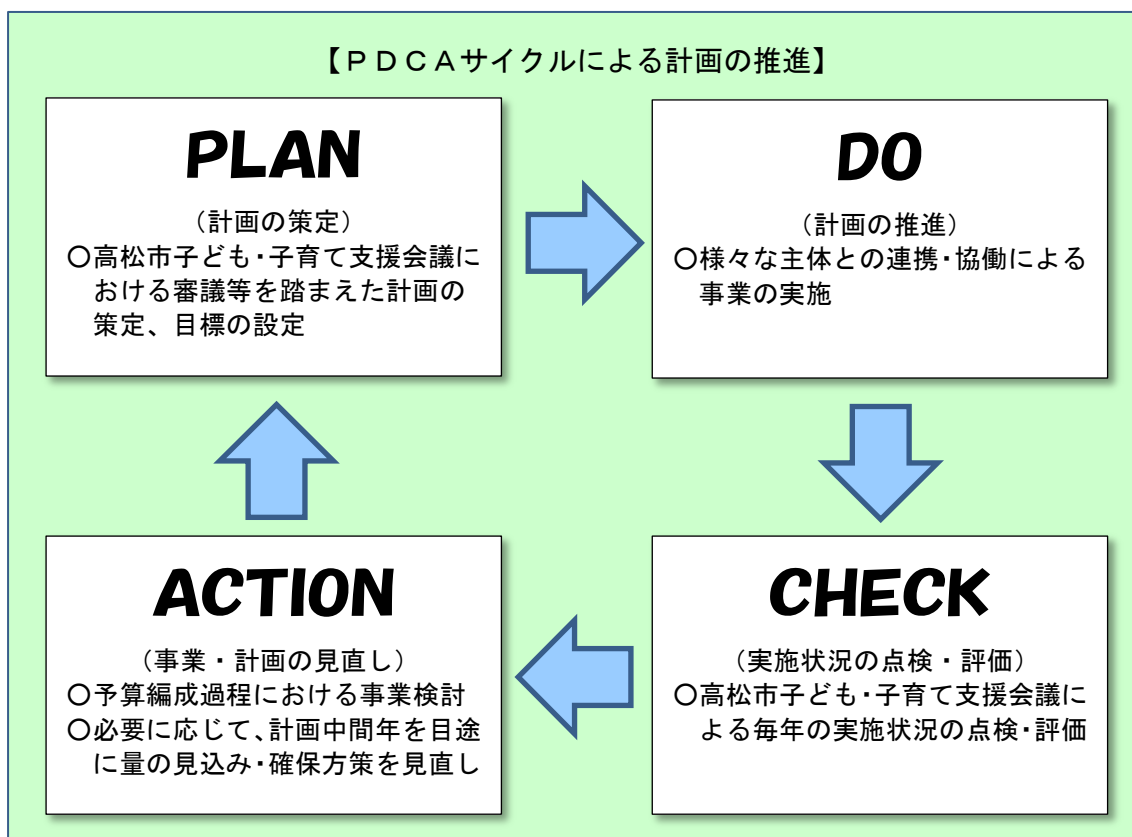
関係者が協働して計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

また、平成27年度からスタートする子ども・子育て新制度に係る国・県・市の考え方や関連施策・事業については、さらに周知が必要であるため、地域懇談会や事業者懇談会などの場を設けて広報・啓発に努めます。

## 【2】計画の点検・評価

本計画は、5年を1期とする長期的な計画となります。今回計画の策定に当たり、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量等の「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム評価」としての数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、計画の進捗状況及びその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action））の確立につながるよう推進します。



## 第2章 高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

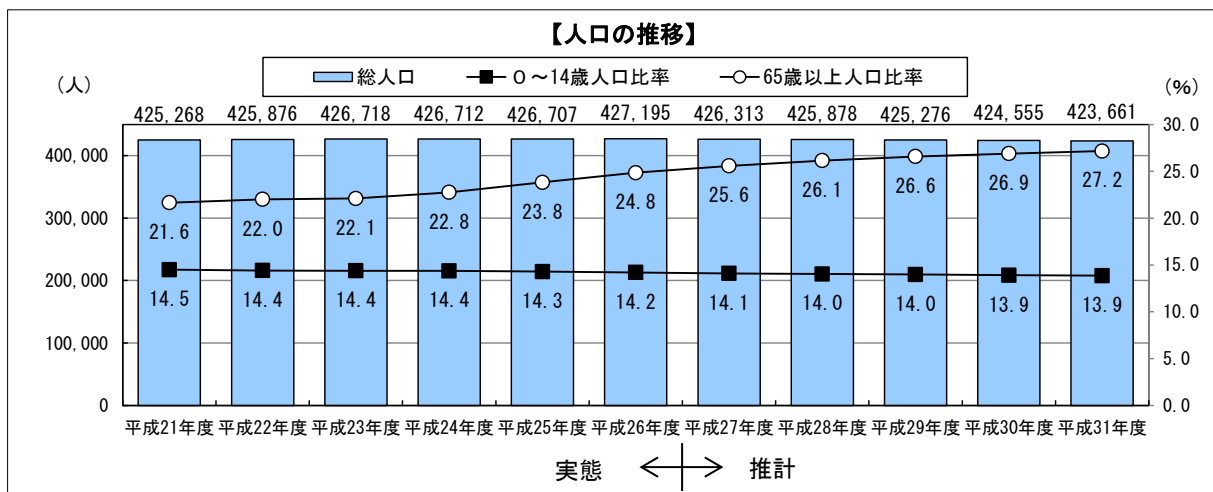
### 1 子どもや子育て環境の現状

#### 【1】高松市の人口等の状況

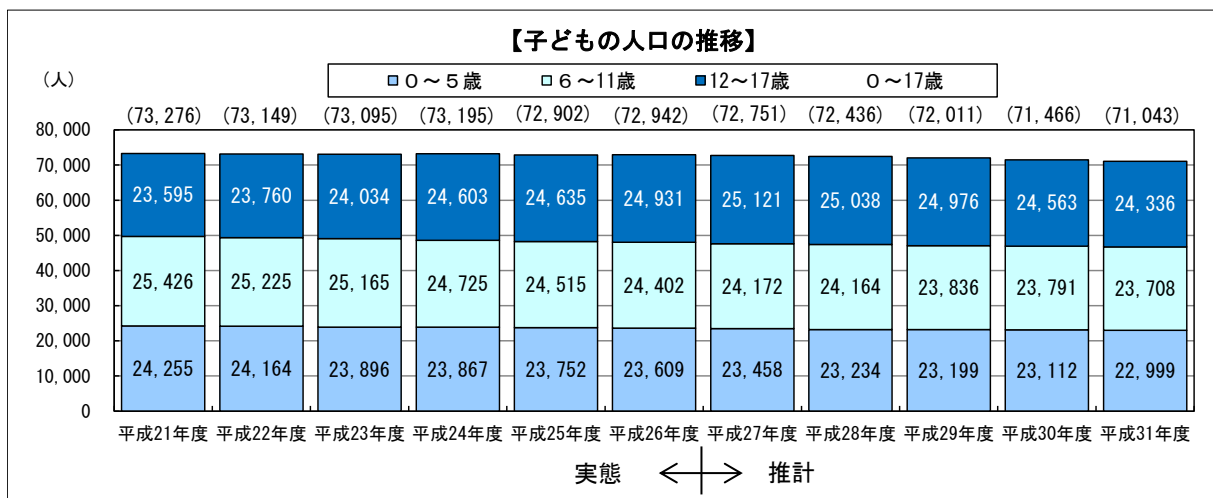
##### (1) 人口の推移と将来人口

高松市の人口は、平成22年度より現在まではほぼ横ばいとなっていますが、平成27年度以降は減少傾向になると見込まれます。

年齢別にみると、高齢者人口は増加が続き、平成31年度には27.2%を占め、一方、0～14歳人口は減少を続け、平成31年度には13.9%まで落ち込むと見込まれます。



就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）ともに減少傾向が今後も続き、平成31年度には就学前が22,999人、小学生が23,708人に減少すると見込まれます。また、12～17歳は、平成27年度までは増加傾向ですが、平成28年度からは減少する見込みとなっています。

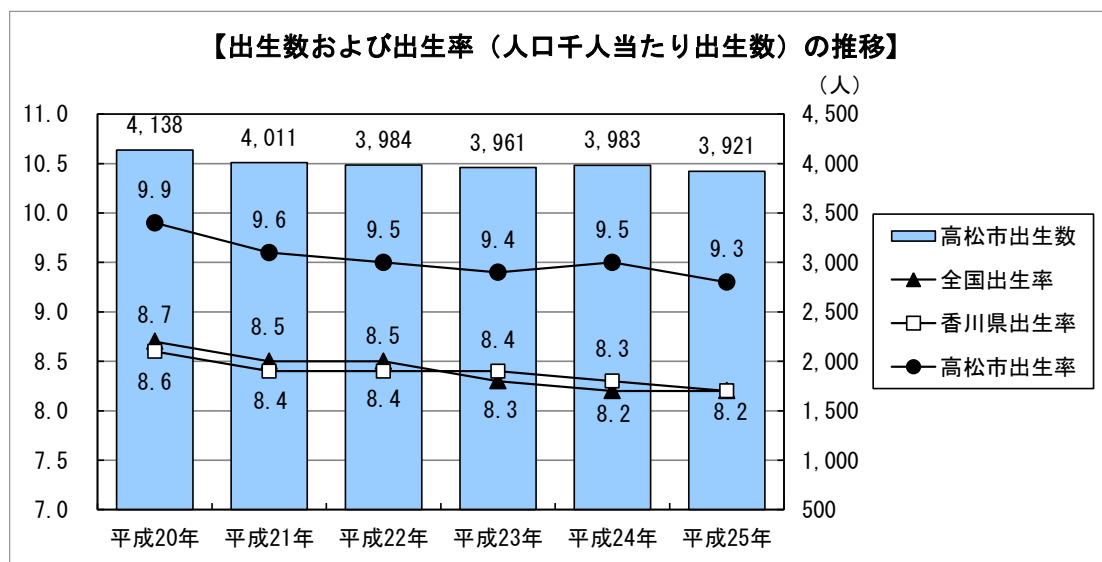


資料：平成21年度～26年度は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

平成27年度～31年度推計人口は、平成21年度～25年度の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年度人口に掛け合わせて算出（センサス変化率法）。

## (2) 出生数の推移

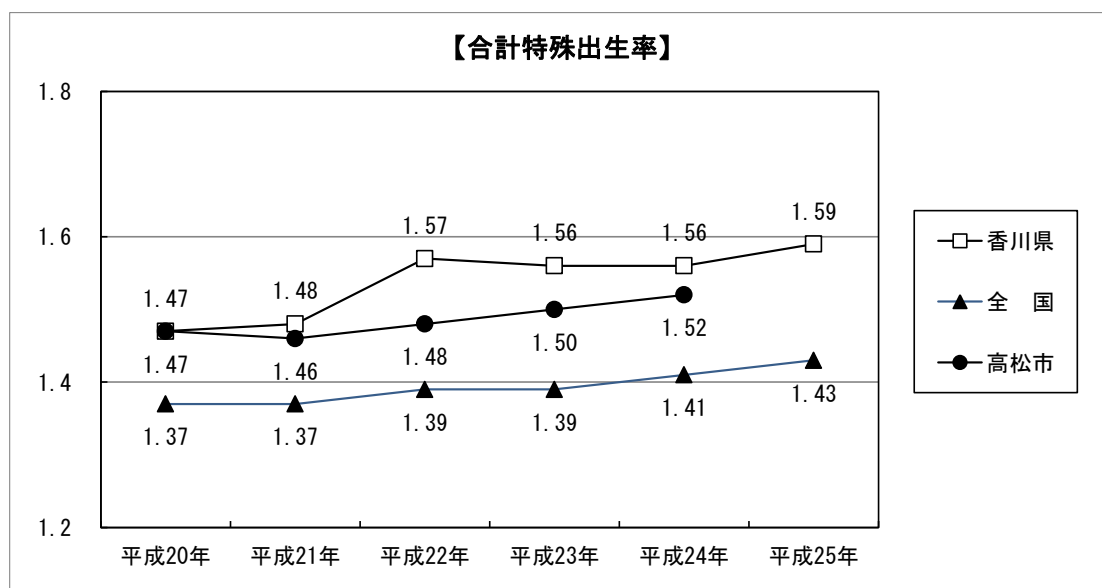
高松市の出生数は、平成20年以降毎年減少してきましたが、平成24年に若干持ち直して3,983人となっています。また、出生率（人口千人当たり出生数）は、国や香川県平均を上回っています。



資料：全国及び香川県は人口動態調査、高松市は香川県保健統計年報

## (3) 合計特殊出生率の推移

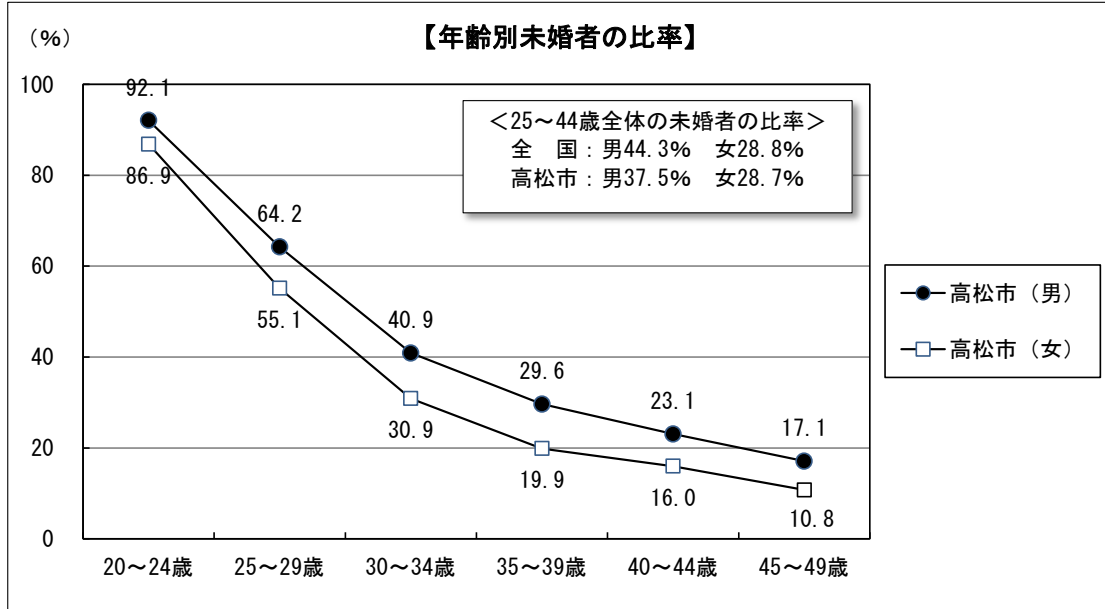
高松市の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの数）は、平成21年以降上昇傾向が続いており、平成24年には1.52となっていますが、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。



資料：全国及び香川県は人口動態調査

(4) 婚姻状況

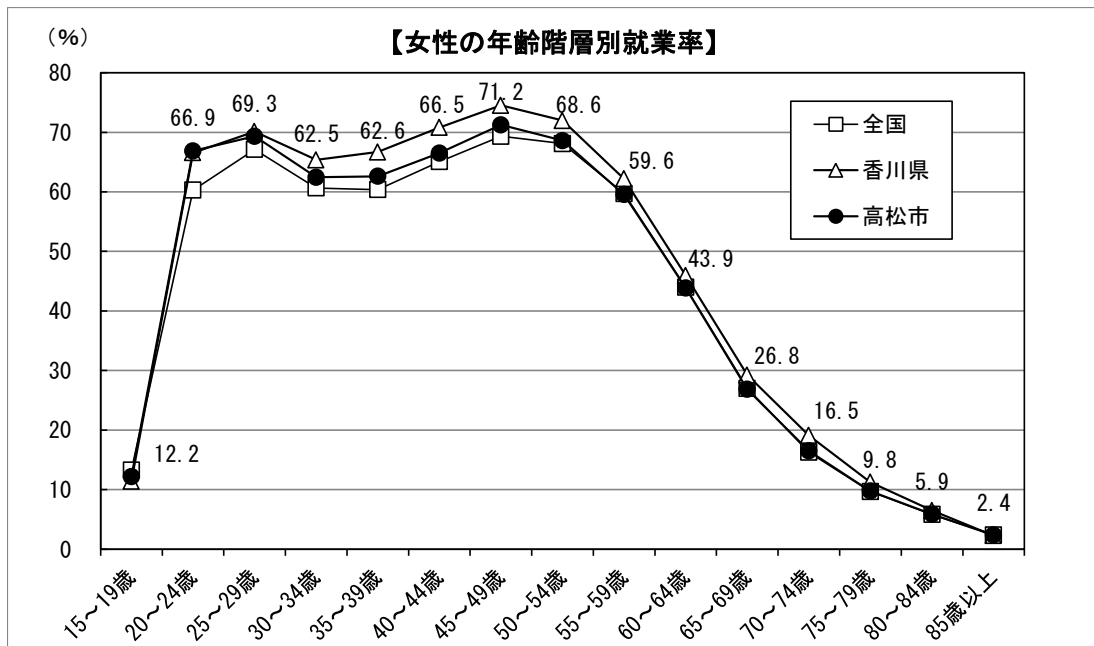
平成22年度の未婚率をみると、30歳代前半では男性の40.9%、女性の30.9%、30歳代後半では男性の29.6%、女性の19.9%が未婚であり、25～44歳合計では男性の約4割、女性の約3割が未婚となっています。



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

(5) 女性の年齢別就業率

出産・子育て期に当たる25～39歳の年齢層の就業率は、香川県平均を下回り、全国レベルで推移しています。



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

(6) 就学前児童の状況

高松市における就学前児童の状況をみると、0～2歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、3～5歳では、私立幼稚園に通っている児童が最も多くなっています。

【就学前児童の状況】

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立保育所	181	596	706	720	769	749	3,721
私立保育所	315	852	973	957	955	947	4,999
市立幼稚園	0	0	0	679	742	794	2,215
私立幼稚園	0	0	0	1,372	1,495	1,480	4,347
認可外保育施設	26	140	173	62	40	33	474
在宅等	3,301	2,291	2,047	71	60	82	7,852
就学前児童数	3,823	3,879	3,900	3,861	4,094	4,052	23,609

資料：就学前児童数は平成26年4月1日の住民基本台帳人口に基づく人口

保育所児童数は平成26年4月1日の人数

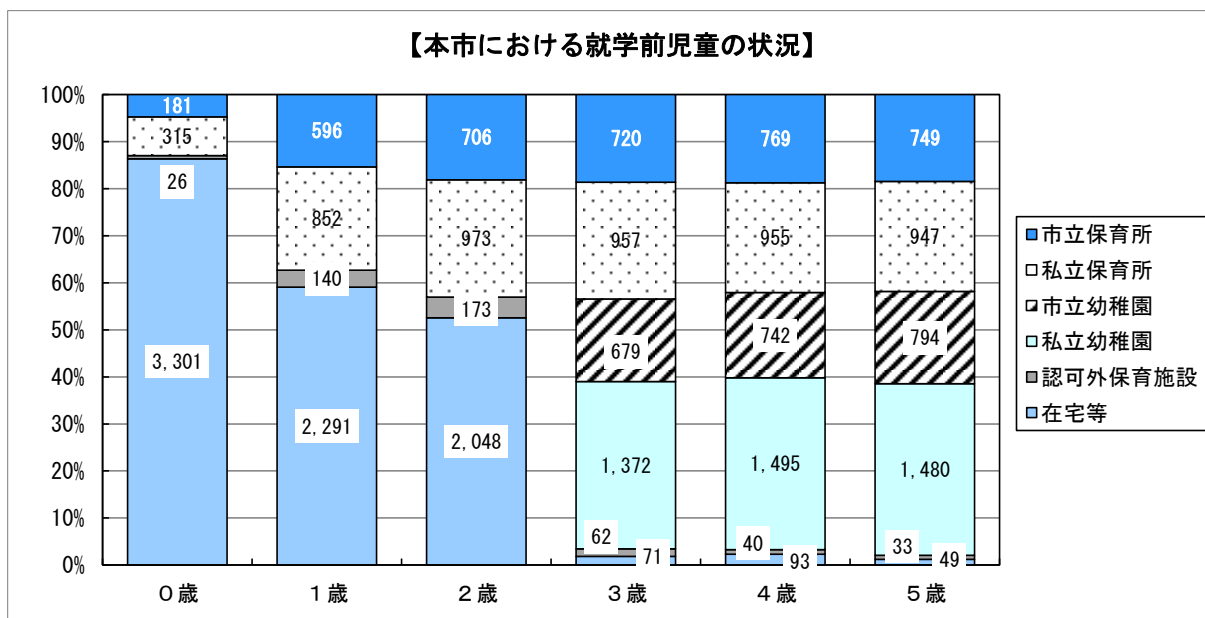
幼稚園児童数は平成26年5月1日の人数

認可外保育数は平成26年6月1日の人数

注記：保育所の在籍児童数は、他市町との委託及び受託分を除くため、P15の数値とは異なる

私立幼稚園、認可外保育施設の在籍児童数には、市外児童が混在する

在宅等の児童数は、就学前児童数から保育所、幼稚園、認可外保育施設の児童数を差し引いた推計

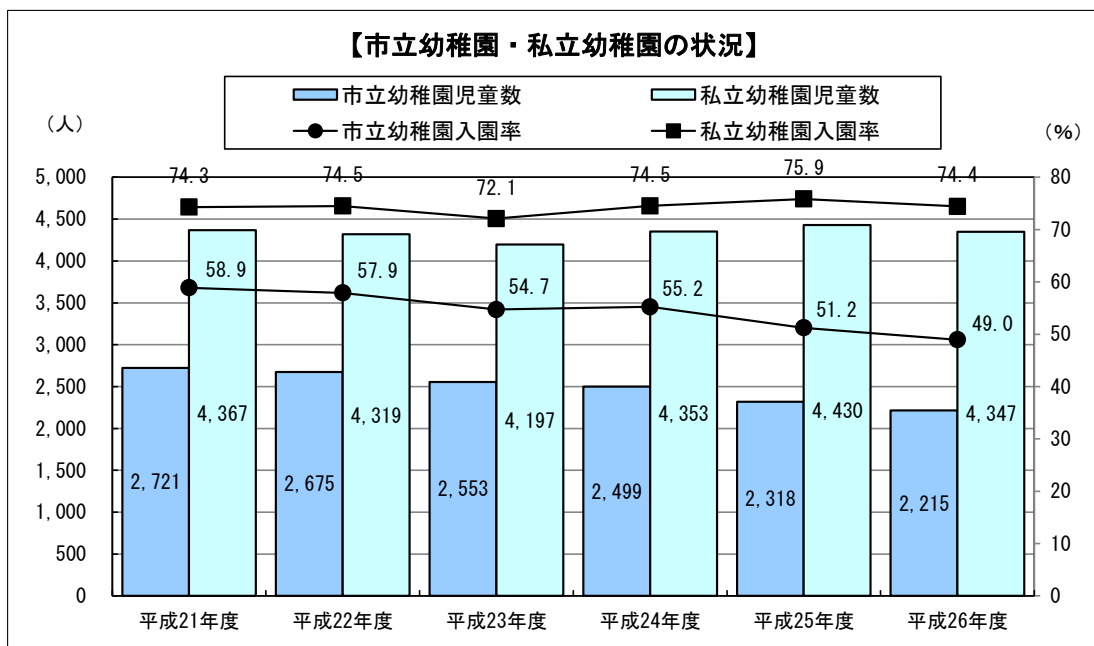
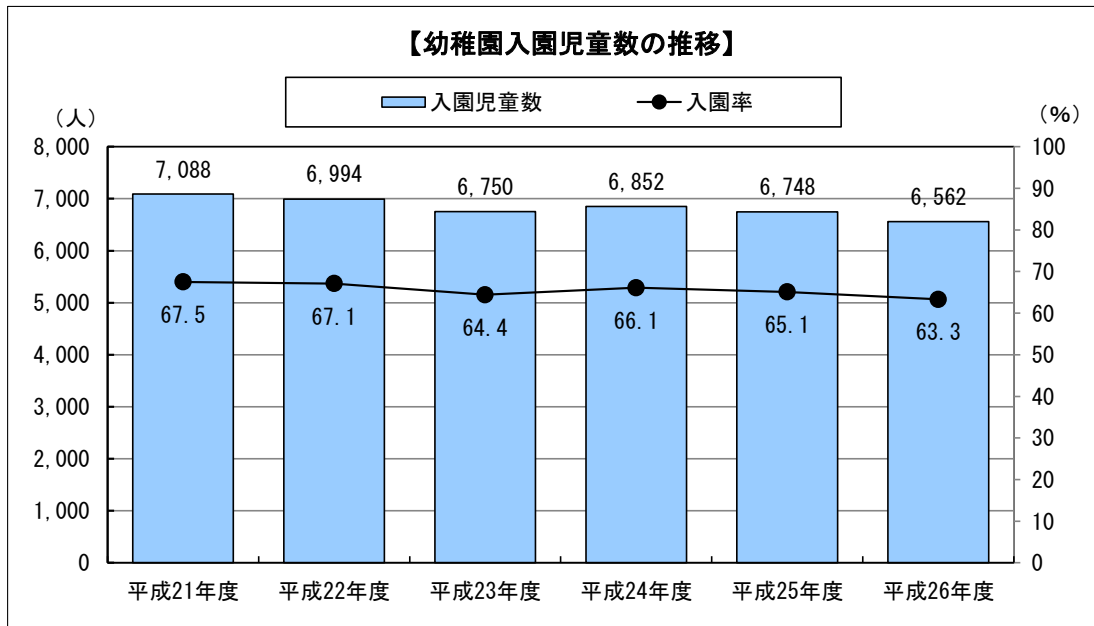


## 【2】幼稚園・保育所等の状況

### (1) 幼稚園の状況

本市には、平成26年5月1日現在、市立30、私立25（うち1園は認定こども園）、合計55の幼稚園があります。

入園児童数は、全体としては減少傾向ですが、市立幼稚園が年々減少しているのに対し、私立幼稚園は、ほぼ横ばいの状況で、平成26年度現在、6,562人となっています。このうち、市立幼稚園児が33.8%、私立幼稚園児が66.2%の割合となっています。



資料：こども園運営課（各年度5月1日）

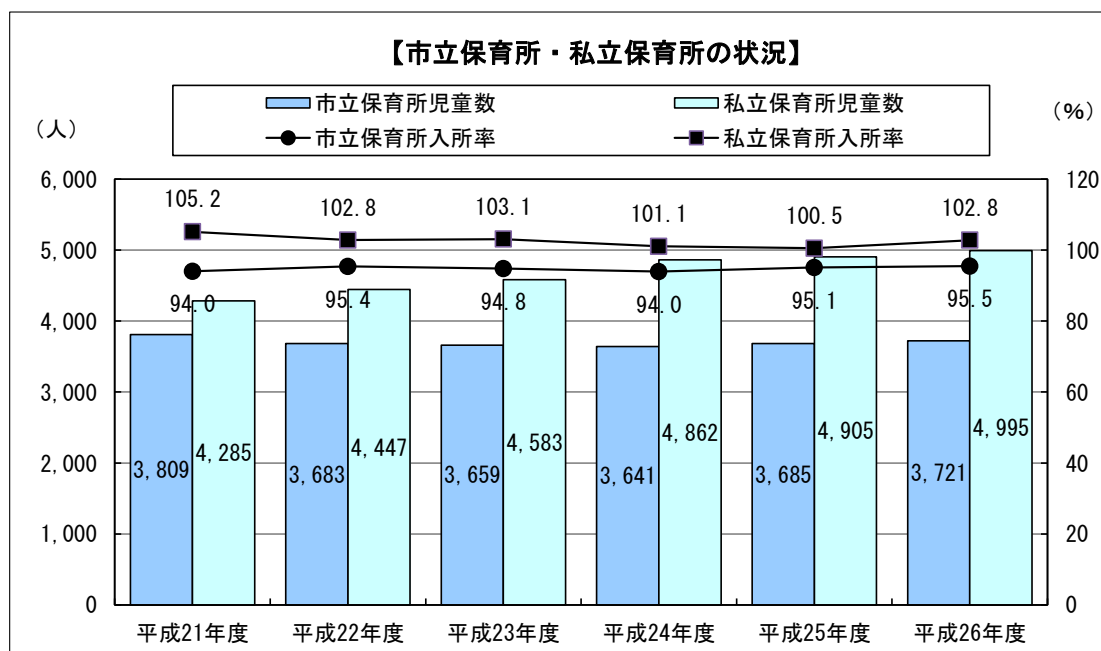
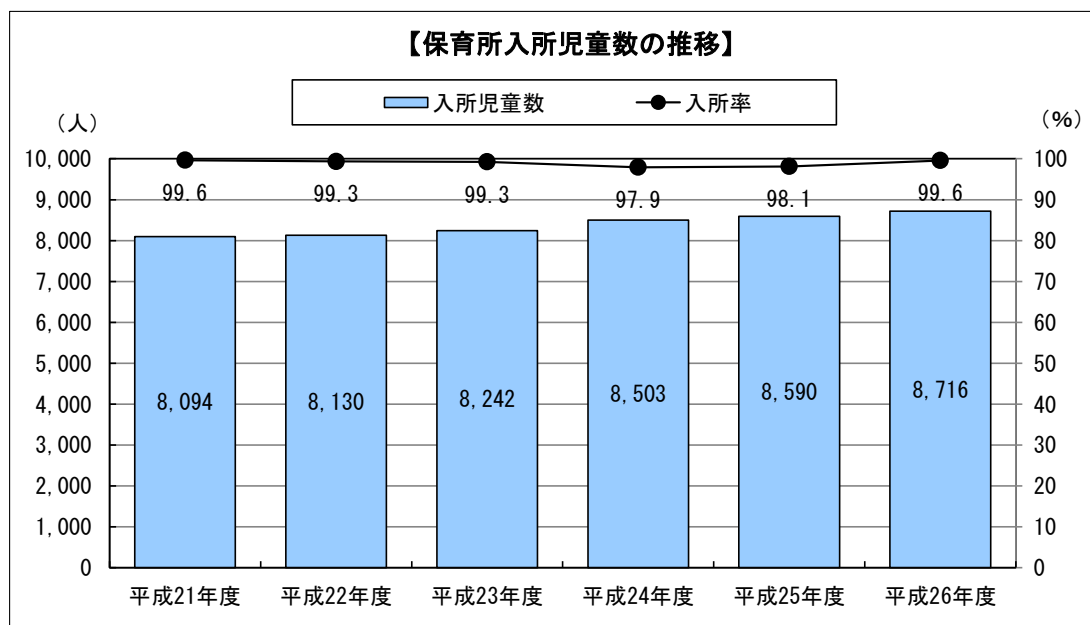
注記：入園率＝入園児童数÷定員

## (2) 保育所の状況

本市には、平成26年4月1日現在、市立37、私立40、合計77の保育所があります。

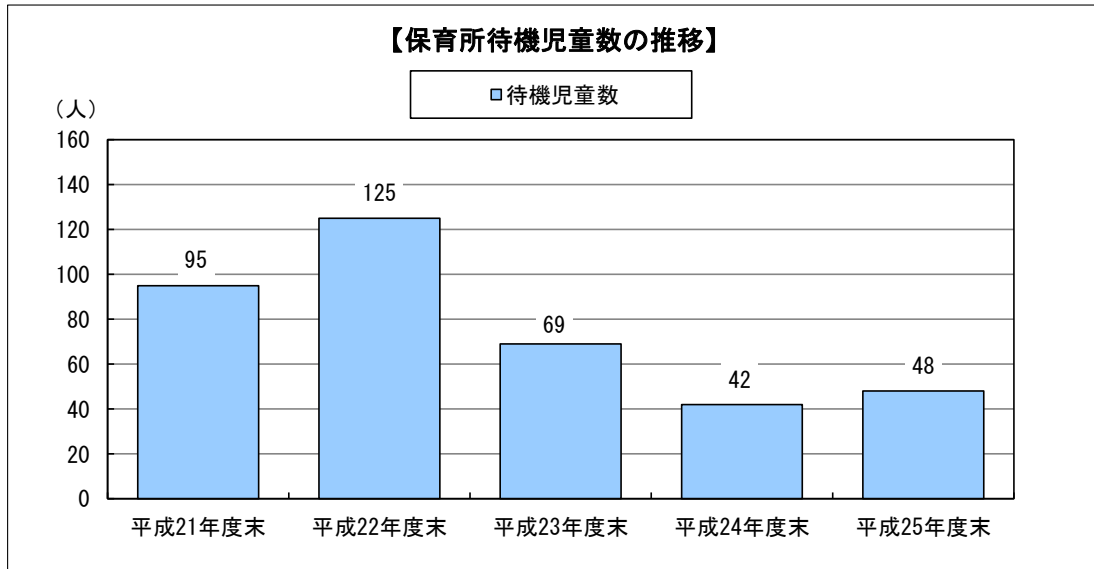
入所児童数は、平成21年から増加傾向が続き、平成26年度は8,716人となっています。このうち、市立保育所入所児が42.7%、私立保育所入所児が57.3%の割合となっています。

待機児童数は、年度当初は0人ですが、年度途中からは発生しており、平成25年度末では48人となっています。



資料：こども園運営課（各年度4月1日）

注記：入所率＝入所児童数÷定員



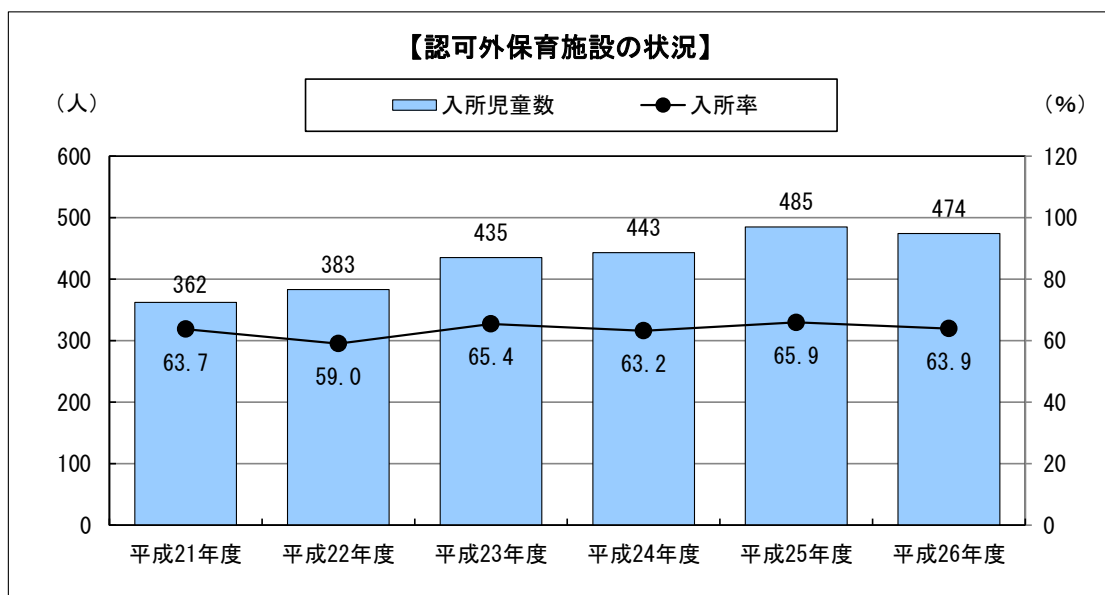
資料：こども園運営課  
 ※各年度とも、年度当初（4月1日時点）は待機児童は発生していない。

### （3）認可外保育施設の状況

認可外保育施設とは、乳幼児の保育を目的とする施設で、市や県の認可を受けていない施設を総称したもので、その中には、市が定めた一定の基準を満たし市の補助を受けている施設を始め、事業所内で従業員の子どもを預かる施設や、一時預かりのみの小規模な施設などがあります。

平成26年6月1日現在、本市には、事業所内保育施設13（うち院内保育施設9）、その他の認可外保育施設5、ベビーホテル10、合計28の認可外保育施設があります。

入所児童数は、平成25年度までは増加傾向にありましたが、平成26年度は若干減少し、474人（入所率63.9%）となっています。



資料：こども園運営課（各年度6月1日）



### 【3】小学校・中学校の状況

#### (1) 小学校の概況

平成26年度現在、本市には53の市立小学校があり、児童数は23,695人となっています。

(単位：校、人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小学校数	57	53	53	53	53	53
学級数	910	889	919	938	949	945
児童数	24,586	24,448	24,369	23,999	23,827	23,695

資料：学校教育課（各年度5月1日）

#### (2) 中学校の概況

平成26年度現在、本市には23の市立中学校があり、生徒数は11,615人となっています。また、本市には、このほか私立中学校が2校（生徒数310人）、県立中学校が1校（生徒数355人）あります。

(単位：校、人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
中学校数	23	23	23	23	23	23
学級数	357	363	370	373	380	389
生徒数	11,030	10,959	11,262	11,635	11,723	11,615

資料：学校教育課（各年度5月1日）

#### (3) 小学校・中学校の不登校等の状況

平成25年度の不登校は、小学生で78人、中学生で356人となっています。

(単位：人、件)

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
小学校	不登校	70	80	81	77	78	78
	長期欠席	145	193	190	195	207	182
	いじめの件数	79	47	31	31	33	21
	スクールカウンセラー数	19	15	18	17	20	22
中学校	不登校	329	377	367	377	337	356
	長期欠席	394	467	423	425	395	415
	いじめの件数	235	212	155	87	77	54
	スクールカウンセラー数	21	17	18	17	20	22

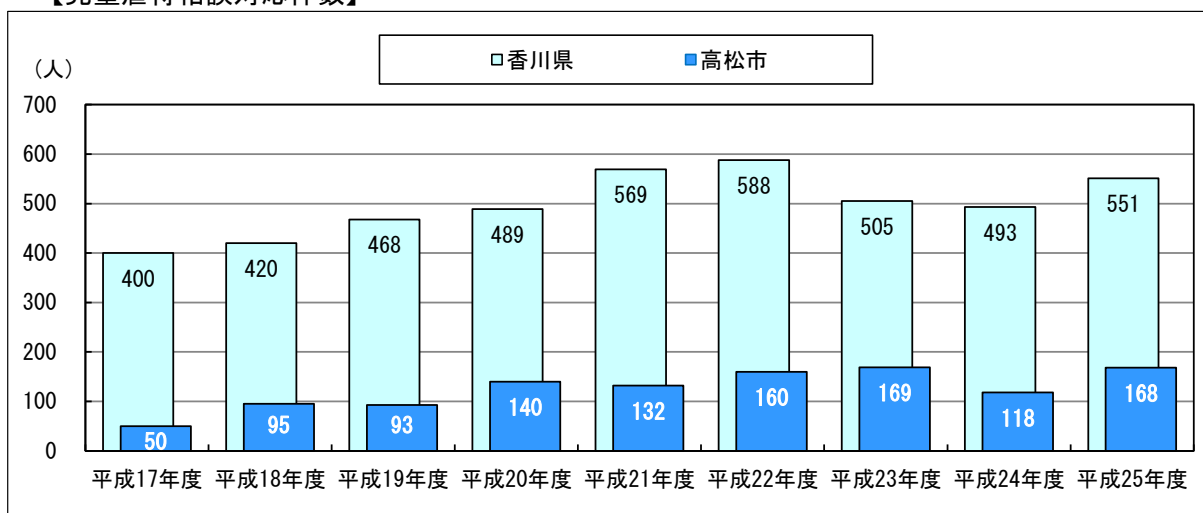
資料：学校教育課

## 【4】児童虐待の現状

高松市こども女性相談室における児童虐待相談対応件数は、平成23年度までは上昇傾向で、平成24年度に一度減少したあと平成25年度には168件となるなど、子どもにとっては依然として深刻な状況です。また、虐待の種類ではネグレクトが最も多くなっています。

虐待が発生する要因としては、核家族化の進行や地域の子育て力低下などを背景に、親の生育歴の問題、家庭が抱える夫婦関係の不和、就労や経済問題、社会的孤立など、多くの問題が複合的、連鎖的に作用することが指摘されています。虐待を受けている期間が長期にわたるほど、子どもの心身への影響は大きく、また、重症化する危険性が高くなります。保護者の窮状や家庭の小さな変化等に早期に気付き、早い段階で対応することができるよう、児童委員・主任児童委員や保育所、幼稚園、小・中学校等の地域の関係機関等が連携して、子育て家庭への声かけや地域活動等への参加など社会とのつながりを作っていくための積極的な働きかけを行っていくことが重要です。さらに、児童家庭相談機能を強化し、保護者等が気軽に子育てについて相談ができる環境を整えていくことも必要です。

【児童虐待相談対応件数】



資料：高松市こども女性相談室

【児童の虐待種別】

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全体	140	132	160	169	118	168
ネグレクト	78	46	75	69	50	61
身体的虐待	34	59	52	59	47	58
性的虐待	2	1	2	0	2	1
心理的虐待	26	26	31	41	19	48

資料：高松市こども女性相談室

## 【5】児童福祉施設の現状

市内には、児童福祉法に規定されている児童福祉施設が10か所あり、児童発達支援センター（福祉型）の利用が多くなっています。

後日、H25年度の数値を追記します。

### 【児童福祉施設の利用者数】

（単位：人）

分類	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
助産施設	35	43	35	41	
母子生活支援施設	27	15	31	32	
児童養護施設	47	51	45	40	31
障害児入所施設（福祉型）※1	32	33	29	33	35
障害児入所施設（医療型）※1	23	24	24	22	22
児童発達支援センター（福祉型）	142	189	180	220	229
児童発達支援センター（医療型）※2	19	14	12	10	13
情緒障害児短期治療施設	10	5	3	4	7
児童自立支援施設	5	6	7	5	3
児童相談所	1,317	1,504	1,341	1,436	

資料：こども女性相談室、障がい福祉課

注記：※1 4月1日時点での入所者数で、高松市民以外を含む

※2 4月1日から利用開始の登録人数で、高松市民以外を含む

※印がない場合の利用者数は、高松市民に限る

児童福祉法で定める施設分類に対応する施設は以下のとおりです。

助産施設・・・・・・・・・・高松市民病院

母子生活支援施設・・・・・・・・高松市屋島ファミリーホーム

児童養護施設・・・・・・・・・・讃岐学園

障害児入所施設（福祉型）・・・・川部みどり園

障害児入所施設（医療型）・・・・かがわ総合リハビリテーションセンターこども支援施設

児童発達支援センター（福祉型）・・香川こだま学園

児童発達支援センター（医療型）・・かがわ総合リハビリテーションセンターこども発達支援センター

情緒障害児短期治療施設・・・・若竹学園

児童自立支援施設・・・・・・・・香川県立斯道学園

児童相談所・・・・・・・・・・香川県子ども女性相談センター

## 2 アンケート調査結果からみた市民の子育て意識等

### ＜アンケート調査結果の見方について＞

●回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%を前後することがあります。

●複数回答を求める質問では、回答比率の合計が100.0%を超えています。なお、複数回答を求める質問についてのグラフ上の表記は、以下のとおりとなっています。

「MA%」（Multiple Answer）

=回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

「3LA%」（3 Limited Answer）

=回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

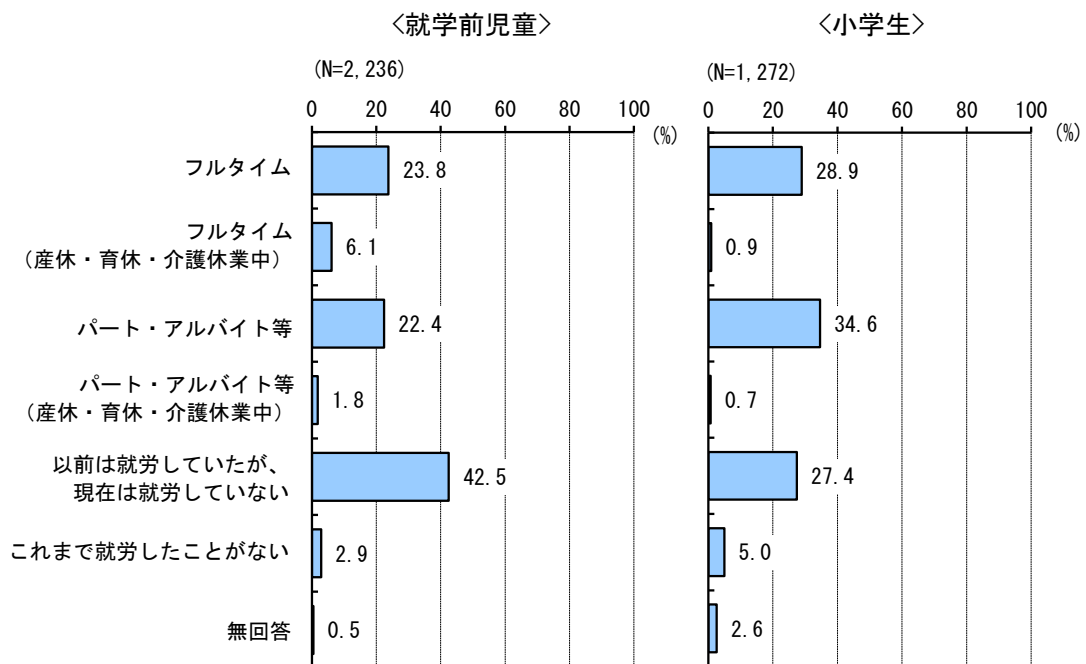
### 【1】母親の就労状況

#### （1）就労の有無と形態

「フルタイム」「パート・アルバイト等」を合わせた、母親の就労率（休業中を含む）は、就学前児童では54.1%、小学生では65.1%を占めています。

一方、非就労の母親は、就学前児童では45.4%を占めています、小学生になると32.4%に減少しています。

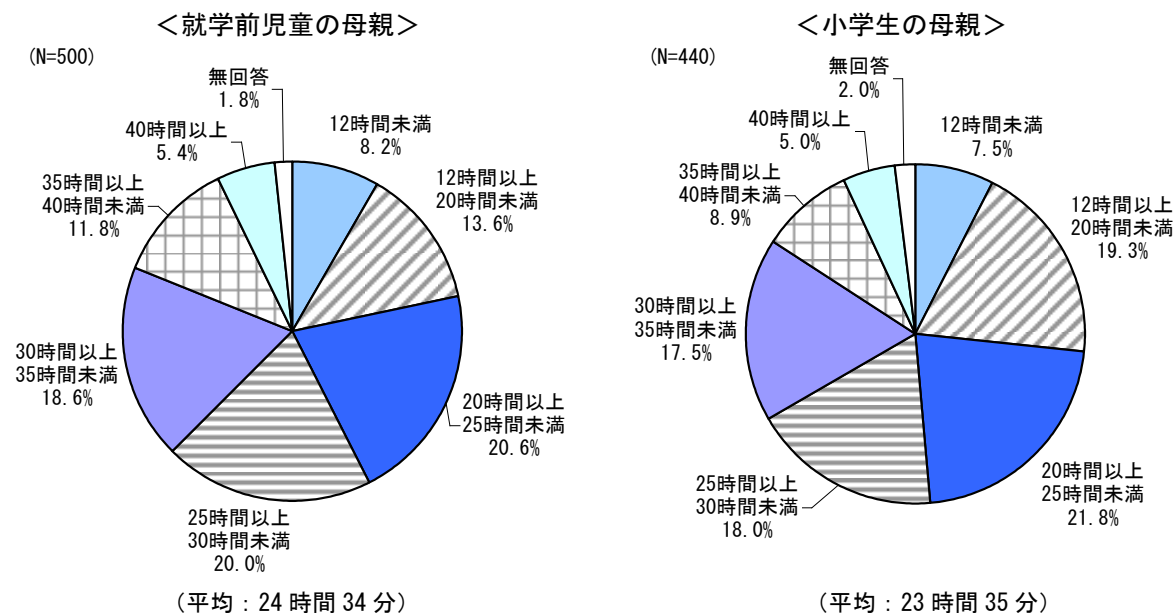
【母親の就労状況】



## (2) パートタイム就労者の就労時間

パート・アルバイト等で就労している母親の1週間の就労時間数をみると、平均で23時間半～24時間半となっており、1か月では概ね100時間弱の就労となります。

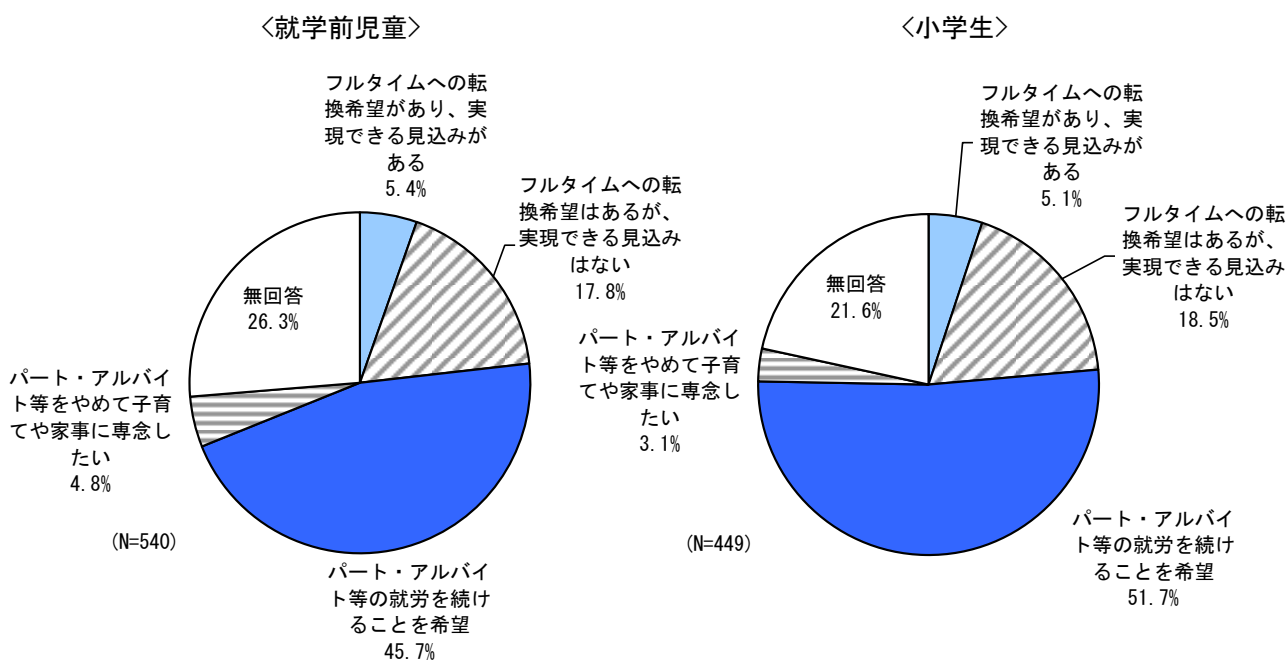
【パート・アルバイト等の1週間の就労時間数】



## (3) パート・アルバイト等就労の母親のフルタイムへの転換希望

フルタイムへの転換希望があるのは、就学前児童では22.9%、小学生では23.6%となっていますが、このうち「実現できる見込みがある」のは、5%程度と少数です。

【母親のフルタイムへの転換希望（パートタイム・アルバイト等の母親）】

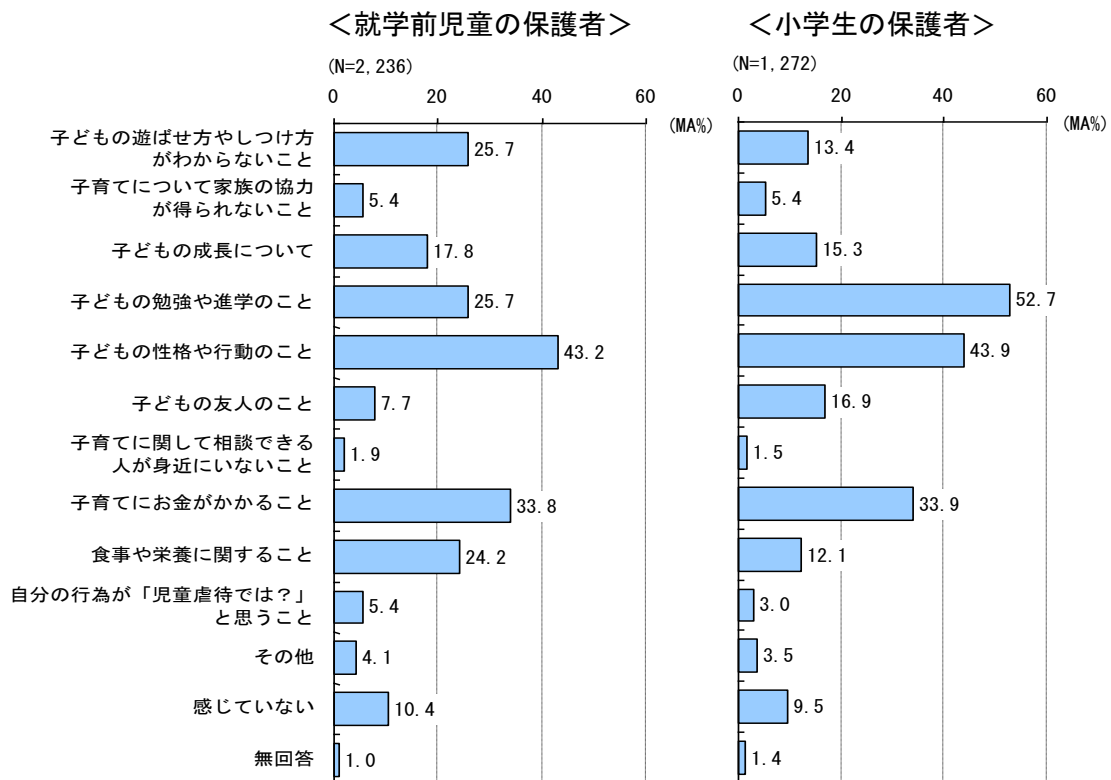


## 【2】日頃悩んでいることと気軽に相談できる相手

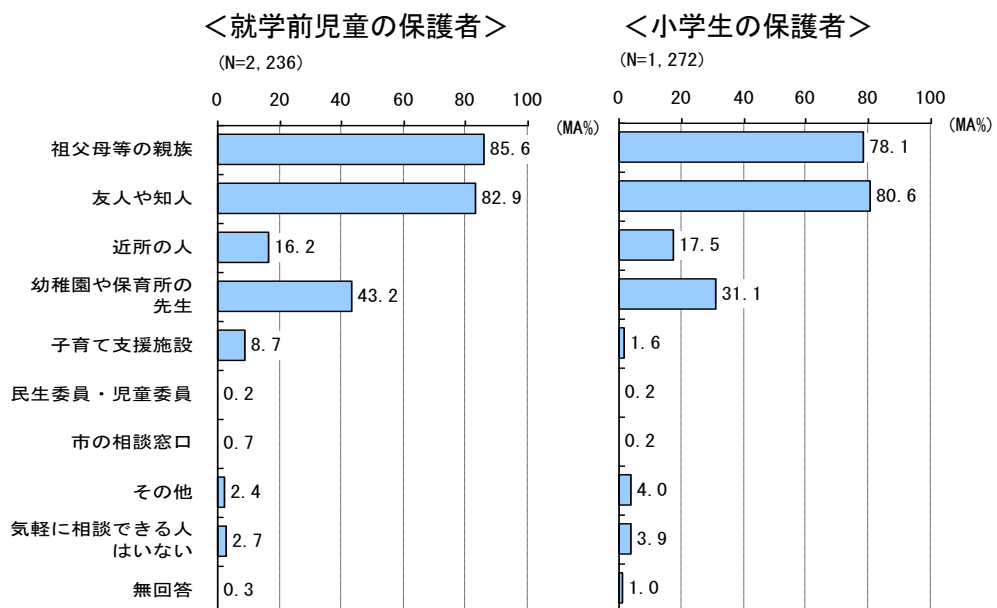
就学前児童の保護者では「子どもの性格や行動のこと」「子育てにお金がかかること」、小学生の保護者では「子どもの勉強や進学のこと」「子どもの性格や行動のこと」に悩んでいる人が比較的多くなっています。

また、気軽に相談できる相手については、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「祖父母等の親族」と「友人や知人」が多く、「相談できる人はいない」はごく少数です。

### 【日頃悩んでいること】



### 【気軽に相談できる相手】

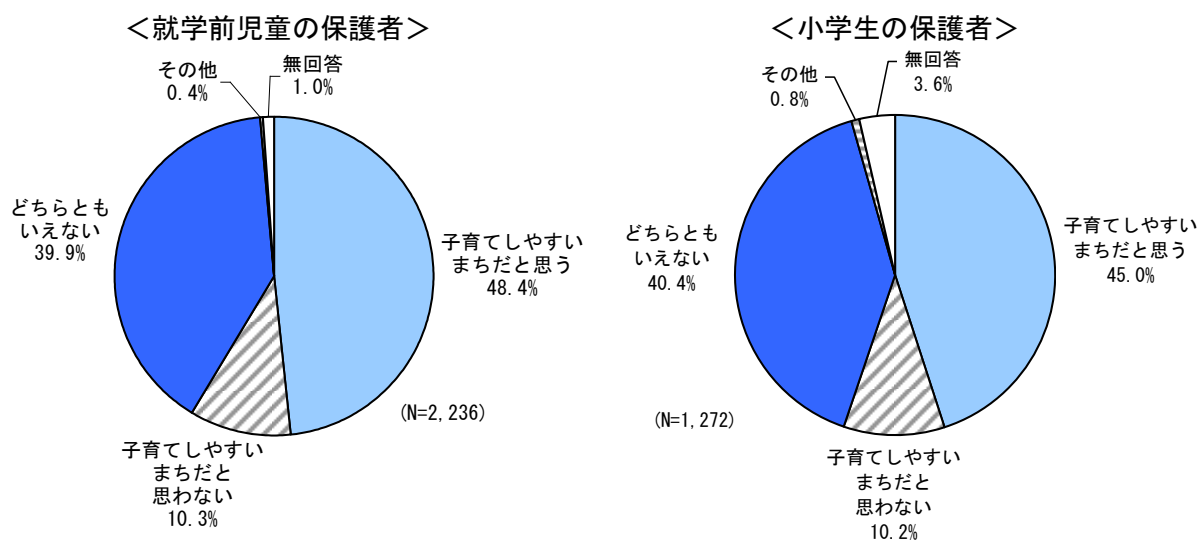


### 【3】子育て環境の評価について

#### (1) 高松市の子育てについて

就学前児童の保護者では48.4%、小学生の保護者では45.0%が「子育てしやすいまちだと思う」と評価しています。これは、5年前に実施したアンケート調査と比べると、就学前児童の保護者では10.0%高くなっています。但し、「どちらともいえない」と「子育てしやすいまちだと思わない」を合わせると、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに5割を超えており、さらに評価を高めていく必要があります。

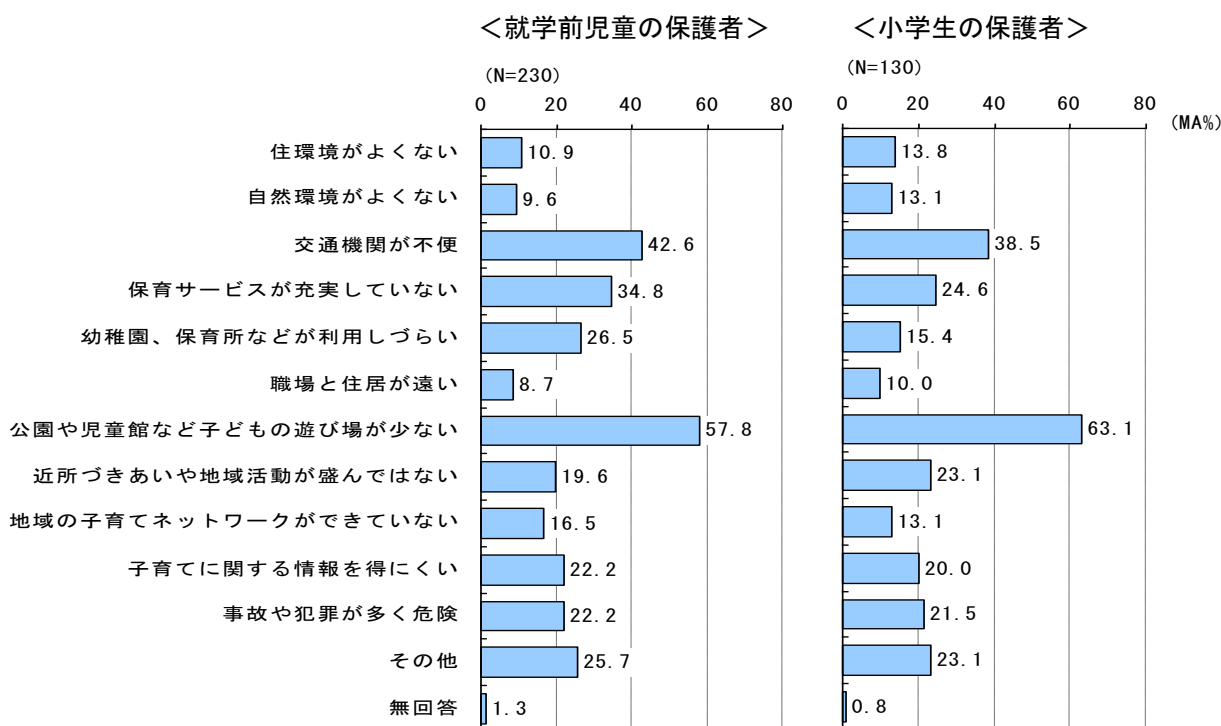
【高松市は子育てしやすいまちだと思うか】



#### (2) 子育てをしやすいまちだと思わない理由

子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」「交通機関が不便」が多くなっています。

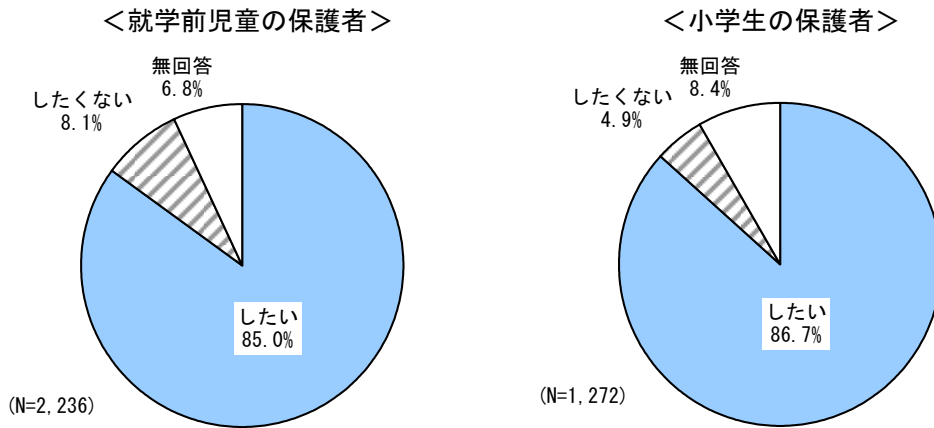
【子育てしやすいまちだと思わない理由】



### (3) 今後の子育ての意向

「今後も高松市で子育てをしたい」意向を持つ人が多数を占めていますが、就学前児童の保護者では1割弱が「したくない」と回答しています。

【今後も高松市で子育てをしていきたいか】

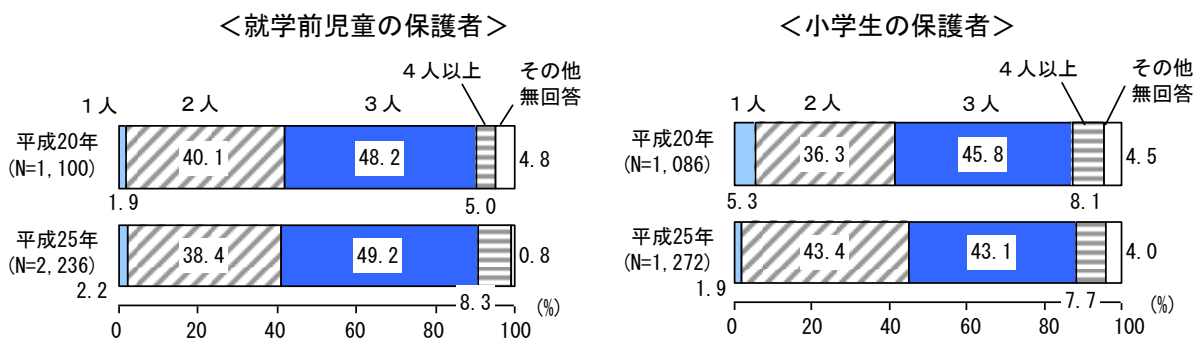


### 【4】子どもの数について

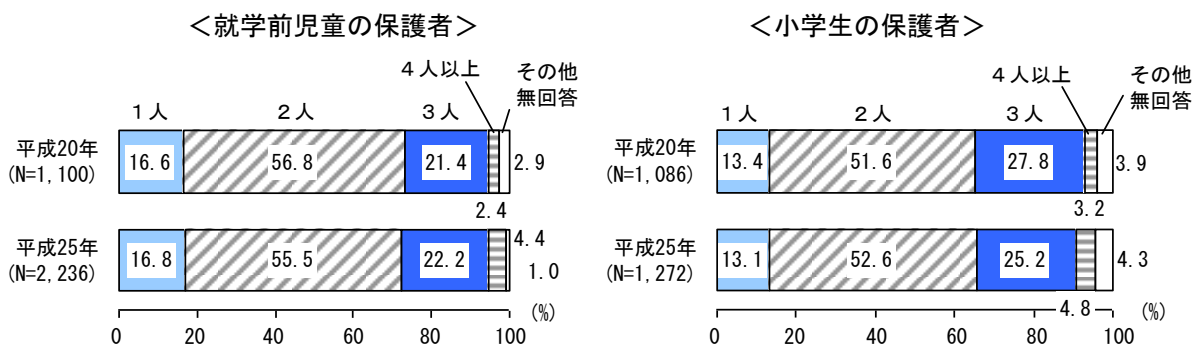
#### (1) 理想の子どもの数、実際の（予定している）子どもの数

理想とする子どもの数は、就学前児童の保護者では「3人」が多く、小学生の保護者では「2人」と「3人」がほぼ同程度となっています。これに対して、実際の（予定している）子どもの数は、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「2人」が最も多くなっています。

【理想とする子どもの数】



【実際の（予定している）子どもの数】

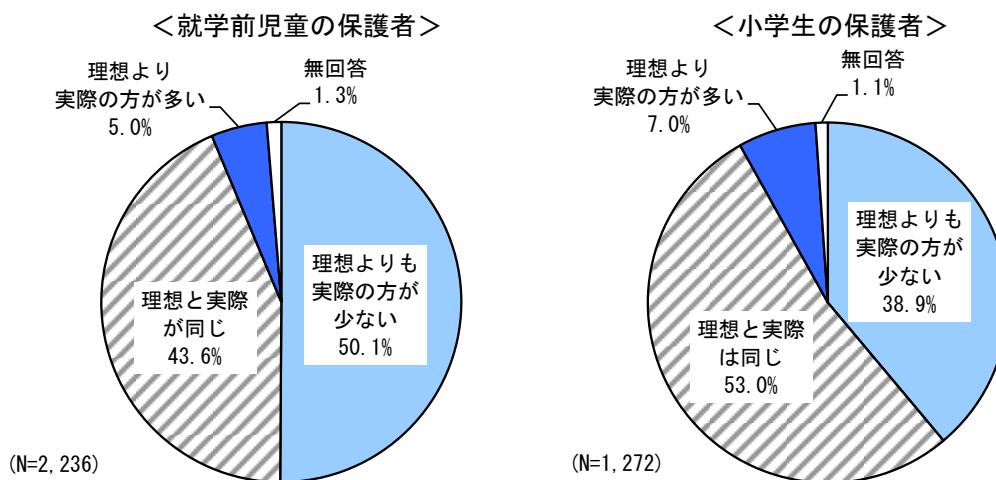




子どもの数について、理想と実際のギャップをみると、「理想よりも実際の方が少ない」が、就学前の保護者で約5割、小学生の保護者で約4割を占めています。

安心して、理想通りの子どもを生き育てることができる環境を整えることが必要です。

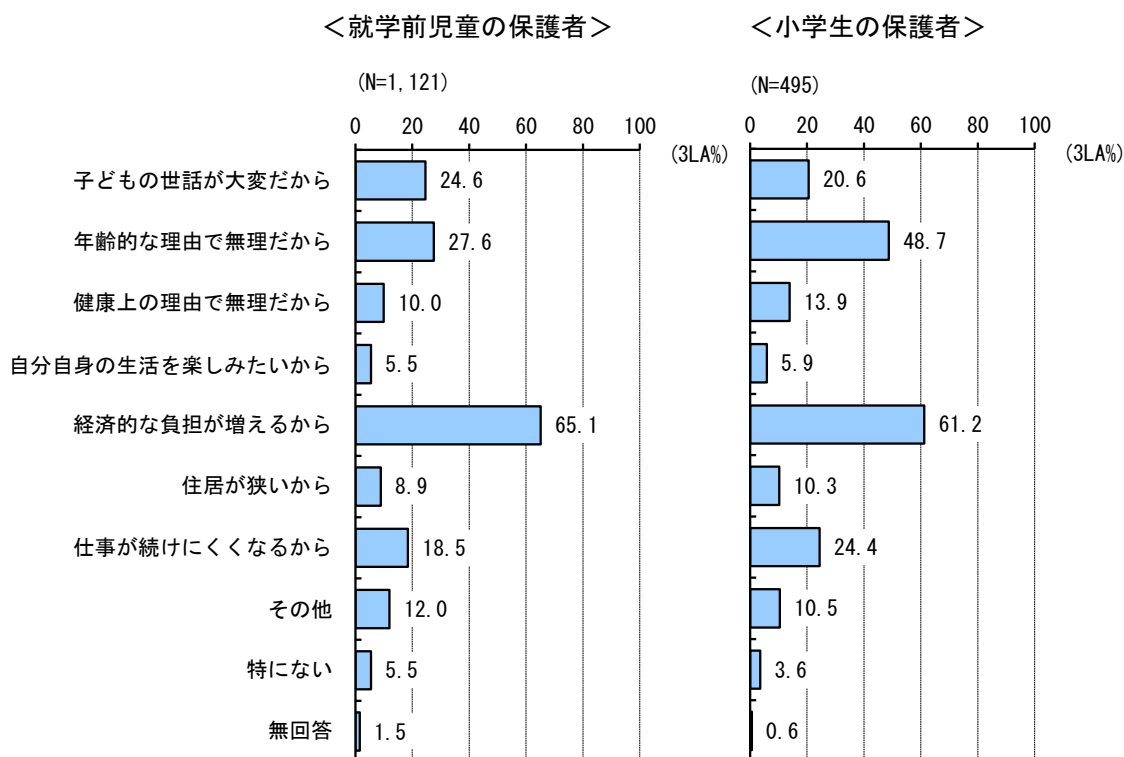
【子どもの数についての理想と現実のギャップ】



(2) 理想とする数よりも実際の子どもの数が少ない理由

就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「経済的な負担が増えるから」が最も多く、6割を超えています。子育てに伴う負担の軽減が求められています。

【理想とする数よりも実際の子どもの数が少ない理由(MA)】



## 【5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスが取れているかどうかについては、就学前の保護者・小学生の保護者ともに「ややそう思う」が最も多く、次いで「あまり思わない」となっています。

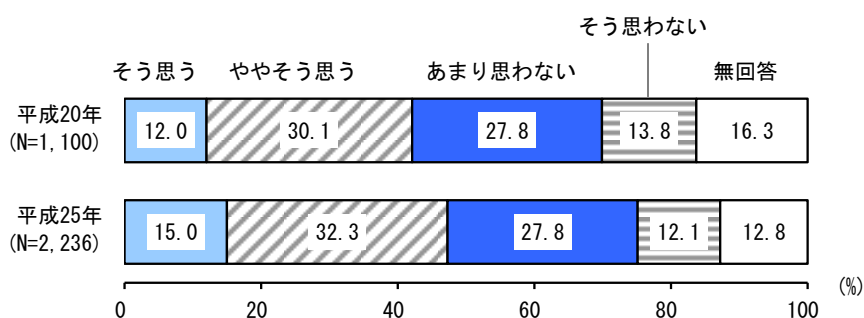
「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う』と回答した人と、「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせた『ワーク・ライフ・バランスがとれていると思わない』と回答した人をみると、就学前の保護者・小学生の保護者ともに『ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う』人の方が多くなっています。

平成20年調査と比べると、『ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う』人の割合は、若干増えていますが、それでも『ワーク・ライフ・バランスがとれていると思わない』は、就学前の保護者・小学生の保護者ともに約4割を占めています。

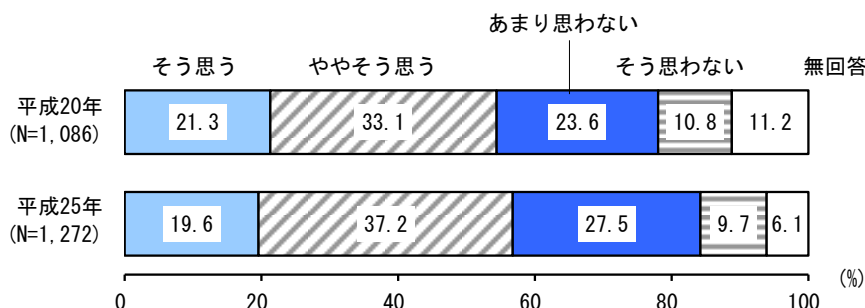
ワーク・ライフ・バランスについては、個人の価値観によっても評価が左右されますが、家庭の負担のほとんどを女性が担っている現状や働き方の見直しを進め、男女が協力し合って、仕事と家庭生活、その他の活動のバランスを図るために、保育サービスを始め子育て支援の充実を図るとともに、勤労者や事業主の意識啓発が必要です。

### 【ワーク・ライフ・バランスがとれていると思うか】

#### <就学前児童の保護者>



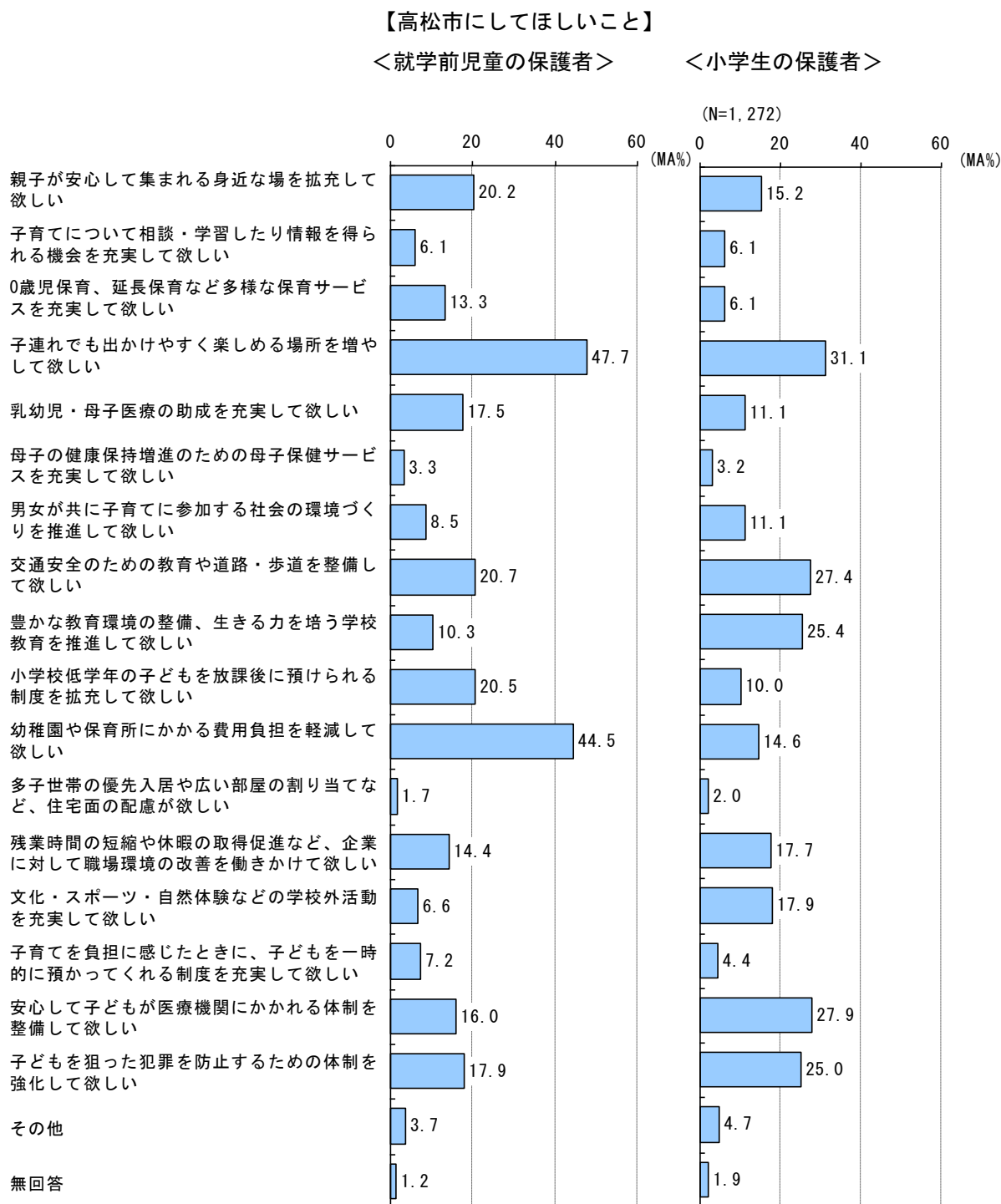
#### <小学生の保護者>



## 【6】行政への要望

### (1) 高松市にしてほしいこと

就学前児童の保護者は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」と「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」が多くなっています。また、小学生の保護者でも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が最も多いものの、他は就学前児童の保護者に比べて要望が分散しています。



### 3 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況

#### 【1】概要

次世代育成支援対策行動計画（後期計画）に掲載した具体的事業について、事業担当課で達成度の自己評価を行いました。

延べ412事業（重複を含む）のうち59事業が、計画期間中に廃止又は統合されました。また、全事業のうち315事業（76.4%、評価不能事業を除く89.2%）が5点または4点の評価となっています。

施策体系別に平均評価点を算出すると、「子育てに伴う負担の軽減」が4.8点と最も高く、逆に「子育てを支援する生活環境の整備」が4.1点と比較的低くなっています。

【次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況】（平成21～平成25年度）

	事業数	達成度別 事業数						平均点
		5点	4点	3点	2点	1点	評価不能	
家庭・地域における子育て支援	174	64	70	22	0	0	18	4.3点
子育てと仕事の両立支援の推進	40	19	15	2	0	0	4	4.5点
子育てを支援する生活環境の整備	15	5	6	2	1	0	1	4.1点
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	151	42	65	10	0	1	33	4.3点
子育てに伴う負担の軽減	32	23	6	0	0	0	3	4.8点
総合計	412 (100.0%)	153 (37.1%)	162 (39.3%)	36 (8.7%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	59 (14.3%)	4.3点

- ※評価点：5点（設定した目標が達成されている等、十分成果があがっている）  
 4点（成果があがっているが、更なる取組による成果向上の余地がある）  
 3点（一定の成果があがっているが、課題もあり、更なる改善が必要である）  
 2点（成果が十分にあがっておらず、更なる改善が必要である）  
 1点（抜本的な見直しが必要である）

※評価不能：平成22年度～平成26年度の間に廃止又は統合された事業

## 【2】数値目標の達成状況

高松市こども未来計画（後期計画）では、合計 98 事業について、具体的な数値目標を掲げました。その達成状況をみると、「達成」は 42 事業（全体の 42.9%）、「数値目標は達成できなかったが、平成 20 年度末より改善」が 26 事業（全体の 26.5%）、「数値目標は達成できず、平成 20 年度末と同水準」が 13 事業（全体の 13.3%）、「数値目標は達成できず、平成 20 年度末より悪化」が 7 事業（全体の 7.1%）、評価不能が 10 事業（全体の 10.2%）となっています。

達成状況（評価）の記号について

達成：目標達成

○：数値目標は達成できなかったが、平成 20 年度末より改善

×：数値目標は達成できず、平成 20 年度末より悪化

△：数値目標は達成できず、平成 20 年度末と同水準

－：評価ができない

## 基本方向 1 家庭・地域における子育て支援

体系番号	事業名	平成 20 年度末	後期計画の目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末	達成状況
1-1-1	男女共同参画に関する啓発誌発行事業	0 部/年	500 部/年	啓発マガジン 2,000 枚	○
1-1-1	男女共同参画に関する情報収集・提供事業	参画センターだより 500~800 部/月	1,000 部/月	800 部/月（うち、年 2 回 3,000 部）	達成
1-1-1	各種セミナー実施事業	参加者 3,004 人/年	参加者 3,600 人/年	参加者 2,891 人/年	△
1-1-2	コミュニティプラン策定地域	40 協議会	44 協議会	44 協議会	達成
1-1-2	こども未来ネットワーク会議開催事業	9 回/年	10 回/年	10 回/年	達成
1-1-2	子どもの居場所づくり指導者養成事業参加校区	延 29 校区	全 46 校区	30 校区	○
1-1-2	コミュニティセンター主催事業	279 講座/年	303 講座以上/年	476 講座/年	達成
1-1-2	地域子育て支援拠点事業「ひろば型」	6 か所	8 か所	9 か所 (旧ひろばのみ)	達成
1-1-2	地域子育て支援拠点事業「センター型」	16 か所	18 か所	19 か所	達成
1-1-2	地域子育て推進事業	40 か所	50 か所	39 か所	△
1-1-2	世代間交流事業	39 か所	47 か所	46 か所	○
1-1-2	子育て短期支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	達成
1-2-1	学校安全管理研修会	参加者 延 210 人/年	全ての幼稚園、小・中学校及び高松第一高等学校から 1 回につき 1 人参加	全ての幼稚園、小・中学校及び高松第一高等学校から 1 回につき 1 人参加	達成
1-3-1	要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会 代表者会議 1 回/年 実務者会議 5 回/年	高松市児童対策協議会 代表者会議 1 回/年 実務者会議 16 回/年	高松市児童対策協議会 代表者会議 1 回/年 実務者会議 17 回/年	達成

体系番号	事業名	平成20年度末	後期計画の目標 (平成26年度末)	平成25年度末	達成状況
1-3-1	養育支援訪問事業	養育相談・指導 延 360 回/年	養育相談・指導 延 700 回/年	養育相談・指導 329 回	達成
1-3-2	障がい児等にやさしいまち づくり事業	事前届出件数 75 件/年	事前届出件数 80 件/年	事前届出件数 63 件/年	—
1-3-2	障がい児保育事業	49 か所	入所希望のある 全ての公・私立保育 所での受け入れ	55 か所	○
1-3-2	在宅障がい児ふれあい事業	17 か所	28 か所	23 か所	○
1-3-3	無料職業紹介事業 (旧母子家庭無料職業紹介 事業)	—	紹介所 1 か所	紹介所 1 か所 (紹介に伴う 就職 3 件)	達成
1-4-1	ふたごの赤ちゃんを迎える マタニティ教室	1 回/年	2 回/年	2 回/年	達成
1-4-1	母子健康教育	30 回/年	41 回/年	31 回/年	○
1-4-1	産後ケア事業	利用者 16 人/年	利用者 30 人/年	課税対象 34 人/年	○
1-4-1	こんにちは赤ちゃん事業	訪問件数 1,949 人/年	訪問件数 4,000 件/年	訪問件数 3,612 件/年	○
1-4-1	1歳6か月健康診査事業	受診率 91%	受診率 95%	受診率 90.4%	△
1-4-1	3歳児健康診査事業	受診率 88%	受診率 90%	受診率 84.5%	×
1-4-1	ことば相談事業	60 回/年	90 回/年	97 回/年	達成
1-4-1	のびのび教室	11 回/年	12 回/年	15 回/年	達成
1-4-2	食に関する情報発信事業	実施回数 453 回/年	実施回数 460 回/年	実施回数 519 回/年	達成
1-4-2	市場DE自由研究	ホームページ アクセス件数 10,660 件/年	ホームページ アクセス件数 25,000 件/年	ホームページ アクセス件数 26,096 件	達成
1-4-2	学校教育における食育推進 事業	年間指導計画作成 小学校 90.4% 中学校 91.7%	年間指導計画作成 小学校 100% 中学校 100%	年間指導計画作成 小学校 100% 中学校 95%	○
1-4-2	給食担当者食育推進研修事 業	—	2 回/年	5 回/年	達成
1-4-3	生徒等健康診断事業	参加者 124 人/年	全ての小・中学校 から 2 人参加	全ての小・中学校 から 1 人以上参加	—
1-4-4	救急ハンドブック作成	—	こども救急ハンドブック 発行 5,000 部/年	こども救急ハンドブック 発行 9,500 部/年	達成

基本方向2 子育てと仕事の両立支援の推進

体系番号	事業名	平成20年度末	後期計画の目標 (平成26年度末)	平成25年度末	達成状況
2-1-1	通常保育	3歳未満児 3,396 人 3歳以上児 5,395 人	3歳未満児 3,500 人 3歳以上児 5,400 人	3歳未満児 4,258 人 3歳以上児 5,088 人	達成
2-1-1	延長保育事業	公・私立 52 か所 利用者 208 人/日	公・私立 60 か所 利用者 235 人/日	公・私立 62 か所 利用者 332 人/日	達成
2-1-1	一時預かり事業	公・私立 29 か所 利用者 19,421 人/年	公・私立 29 か所 利用者 20,200 人/年	公・私立 29 か所 利用者 14,601 人/年	△
2-1-1	休日保育事業	私立 3 か所 利用者 15 人/日	私立 3 か所 利用者 15 人/日	私立 4 か所 利用者 12 人/日	○

2-1-1	夜間保育事業	私立1か所 利用者36人/月	私立1か所 利用者36人/月	私立1か所 利用者36人/月	達成
2-1-1	病児・病後児保育事業 (病児・病後児対応型)	4か所 延利用者3,331人/年	6か所 延利用者6,184人/年	5か所 5,667人	○
2-1-1	病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)	—	2か所	2か所	達成
2-1-1	認可外保育施設研修事業	参加者26人	全ての対象施設 から、1名以上が 年1回以上参加	認可外2か所、事業所 内4か所、院内3か所、 参加者31人	○
2-1-1	認可外保育施設助成事業	延対象児童 昼間428人 夜間618人	対象となる全ての 認可外保育施設の児童	延対象児童 昼間1,199人 夜間329人	達成
2-1-1	認可外保育施設職員健康診断助成事業	対象施設5施設 対象職員数46人	対象となる全ての 認可外保育施設	対象施設7施設 対象職員数76人	達成
2-1-1	認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	対象施設5施設 対象児童数155人	対象となる全ての 認可外保育施設の児童	対象施設6施設 対象児童数276人	達成
2-1-1	すこやか認定保育所助成事業	3施設	4施設	4施設	達成
2-1-2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	72か所 利用児童2,359人	82か所 利用児童3,145人	82か所(教室数) 3,209人(5/1現在)	達成
2-1-2	放課後こども教室事業	15校区	46校区	30校区	○
2-2-1	ファミリー・サポート・センター事業	登録者1,023人	登録者2,800人	登録者2,025人	○
2-2-1	高松市雇用対策協議会	—	1回/年	平成23年度事業廃止	—
2-2-1	子育て支援中小企業等表彰制度	表彰企業23事業所	表彰企業30事業所	表彰企業23事業所	△
2-2-2	「たかまつ労政だより」発行事業	1,800部/年	2,000部/年	2,000部/年	達成

### 基本方向3 子育てを支援する生活環境の整備

体系番号	事業名	平成20年度末	後期計画の目標 (平成26年度末)	平成25年度末	達成状況
3-1-1	児童館管理運営事業	利用者20,259人/年	利用者20,600人/年	利用者23,977人/年	達成
3-1-1	民間児童館運営費助成事業	1か所	1か所	事業廃止	—
3-1-1	児童館事業 (児童厚生施設管理運営事業)	利用者58,893人/年 (11児童館)	利用者60,000人/年	利用者55,390人/年 (7児童館)	×
3-1-2	街区公園整備事業	117か所	120か所	118か所 平成23年度終了	○
3-1-2	ちびっこ広場整備事業	64か所	69か所	64か所	△
3-1-2	都市計画道路事業	整備率87.4%	整備率90.0%	整備率88.5%	○
3-1-2	バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	点字ブロックの設置 L=1,506m 舗装材の改善 A=1,445㎡	点字ブロックの設置 L=2,400m 舗装材の改善 A=2,900㎡	点字ブロックの設置 L=1,610m 舗装材の改善 A=4,080㎡	○
3-1-2	公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業	9か所	22か所	21か所	○
3-1-2	ノンステップバス導入事業	33台	42台	48台	達成



基本方向4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

体系番号	事業名	平成20年度末	後期計画の目標 (平成26年度末)	平成25年度末	達成状況
4-1-1	学校体育推進事業	外部講師 15人	外部講師 18人	外部講師 10人	×
4-1-1	幼保一体化推進事業	香南幼保一体化施設 基本構想策定	香南幼保一体化施設 の新設	事業廃止	—
4-1-1	学校図書館用図書整備事業	学校図書館図書標準 達成率100%の学校 数の割合 小学校 48.1% 中学校 62.5%	学校図書館図書標準 達成率100%の学校 数の割合 小学校 100% 中学校 100%	学校図書館図書標準 達成率100%の学校 数の割合 小学校 100% 中学校 100%	達成
4-1-1	学校図書館活性化推進事業	学校図書館指導員 配置校 小学校 全校 中学校 全校 ※学校規模により、 週3日または2日の 配置	学校図書館指導員 配置校 小学校 全校 中学校 全校 ※週5日の配置	学校図書館指導員 配置校 小学校 全校 中学校 全校 ※週5日の配置	達成
4-1-1	教員研修事業（不登校対策事業）	参加者 55人	参加者 200人	参加者 366人	達成
4-1-1	各学校における親の会	平均参加者 5人	平均参加者 10人	平均参加者 11人	達成
4-1-1	不登校を考える会	参加者の 平均評価指数 3.3（4段階評価）	参加者の 平均評価指数 3.8（4段階評価）	参加者の 平均評価指数 3.6（4段階評価）	○
4-1-1	フレンドシップ事業	参加者 86人	参加者 120人	参加者 78人 （天候不良のため、夏と秋の活動が中止になり、冬の活動での参加人数のみ記載）	—
4-1-1	適応指導教室推進事業	不登校児童生徒の 学校復帰率 34%	不登校児童生徒の 学校復帰率 50%	不登校児童生徒の 学校復帰率 48.5%	○
4-1-2	特別昆虫展・昆虫なんでも相談教室事業	参加者 特別昆虫展 3,676人/年 昆虫なんでも相談教室 441人/年	参加者 特別昆虫展 5,500人/年 昆虫なんでも相談教室 700人/年	事業廃止	—
4-1-2	こども教室事業	参加者 春の子ども教室 4コース 67人/年 秋の子ども教室 4コース 100人/年 夏休みこども教室 15コース 411人/年	参加者 春の子ども教室 5コース 140人/年 秋の子ども教室 5コース 140人/年 夏休みこども教室 20コース 500人/年	事業廃止	—
4-1-2	子ども会ジュニア・リーダー養成研修会	1回/年	2回/年	1回/年	△
4-1-2	子ども農園事業	12か所	17か所	10か所	△
4-1-2	子どもわくわく体験活動支援事業	4団体	5団体	4団体	△
4-1-2	美術教育普及事業	参加者延 610人/年	参加者延 730人/年	参加者延 592人/年	△
4-1-2	学校教育との連携事業（美術館）	利用者 4,974人/年	利用者 6,100人/年	利用者 1,550人/年	×
4-1-2	こどもエコクラブ事業	登録数 7クラブ	登録数 10クラブ	登録数 1クラブ	×
4-1-2	環境プラザ出前・環境学習講座事業	出前講座 59件/年 環境学習講座 7回/年	出前講座 70件/年 環境学習講座 7回/年	出前講座、環境学習講座を合わせて 70回/年	○



体系番号	事業名	平成20年度末	後期計画の目標 (平成26年度末)	平成25年度末	達成状況
4-1-2	南部クリーンセンター環境学習事業	参加者 3,230 人/年 7 回/年	参加者 3,300 人/年 8 回/年	参加者 3,015 人/年 13 回/年	○
4-1-2	農業体験・食育教室	親子農業体験教室 2 回/年 おにぎり教室 7 回/年	親子農業体験教室 2 回/年 おにぎり教室 10 回/年	親子農業体験教室 2 回/年 おにぎり教室 4 回/年	×
4-1-2	中央卸売市場見学	参加者 275 人/年	参加者 600 人/年	参加者(子ども) 1,045 人/年	達成
4-1-2	サンクリスタル学習事業 (中央図書館、歴史資料館、 菊池寛記念館)	参加校 36 校	参加校 40 校	参加校 33 校	△
4-1-3	子育て集会室「夢てらす事業」 (旧子育て広場・夢てらす 事業)	団体利用延利用者 2 団体 20 組 60 人/年 自主事業延利用者 2,405 組 5,098 人/年	団体利用延利用者 5 団体 40 組 200 人/年 自主事業延利用者 2,600 組 5,500 人/年	利用者数 4,165 人 ※開設施設の移転の ため集計方法変更	—
4-1-3	子育て力向上応援講座事業	37 か所/年	40 か所/年	79 か所/年	達成
4-1-3	高松市きつずの森事業	ホームページ アクセス数 27,275 件/年	ホームページ アクセス数 30,000 件/年	ホームページ アクセス数 33,444 件/年	達成
4-1-3	三世交流事業	8 講座/年	26 講座以上/年	19 講座/年	○
4-1-3	ブックスタート事業	配布率 93.3%	配布率 100%	配布率 92.0%	△
4-1-3	子ども読書まつり事業	参加者 1,500 人	参加者 2,000 人	参加者 1,500 人	△
4-1-4	教員研修事業【再掲】	参加者 55 人	参加者 200 人	参加者 366 人	達成
4-1-4	各学校における親の会 【再掲】	平均参加者 5 人	平均参加者 10 人	平均参加者 11 人	達成
4-1-4	不登校を考える会【再掲】	参加者の 平均評価指数 3.3 (4 段階評価)	参加者の 平均評価指数 3.8 (4 段階評価)	参加者の 平均評価指数 3.6 (4 段階評価)	○
4-1-4	フレンドシップ事業【再掲】	参加者 86 人	参加者 120 人	参加者 78 人 (天候不良のため、夏と秋の活 動が中止になり、冬の活動での 参加人数のみ記載)	—
4-1-4	適応指導教室推進事業 【再掲】	不登校児童生徒の 学校復帰率 34%	不登校児童生徒の 学校復帰率 50%	不登校児童生徒の 学校復帰率 48.5%	○
4-2-1	子育て力向上応援講座事業 【再掲】	37 か所/年	40 か所/年	79 か所/年	達成
4-2-1	保育体験事業(保育所)	26 か所	29 か所	21 か所	×
4-2-1	保育体験学習事業(幼稚園)	27 か所	35 か所	30 か所	○

基本方向5 子育てに伴う経済的負担の軽減

体系番号	事業名	平成20年度末	後期計画の目標 (平成26年度末)	平成25年度末	達成状況
5-1-1	第3子以降保育料減免 事業	対象者 延 17,357 人	全ての対象者	対象者 延 19,440 人	達成
5-1-1	認可外保育施設第3子 以降保育料助成事業	対象者 延 146 人	全ての対象者	対象者 延 228 人	達成

### 【3】施策体系別の主な取組状況と課題

#### 基本方向1 家庭・地域における子育て支援

- 家庭・地域における男女共同参画を促進するため、セミナーやホームページ、「広報たかまつ」での情報提供のほか、「参画センターだより」を毎月発行するなど広報・啓発活動を実施し、成果を上げました。
- 地域における子育て支援の拠点である「地域子育て支援センター」は平成25年度時点で、旧センター型19か所、旧ひろば型9か所を開設しており、目標数値を上回りましたが、今後、さらに施設のスペースや人員を確保し拡充していく必要があります。
- 子育て短期支援事業、一時預かり事業については、目標数値を達成し十分な成果を上げました。今後、ニーズが高まることが予想されることから、さらに提供体制の充実及び事業の周知を図っていく必要があります。
- 子育てハンドブック「たかまつらっこ」の発行、たかまつ子育て情報サイト「らっこネット」を通じて子育て関連情報を積極的に発信しました。「たかまつらっこ」「らっこネット」ともに子育て世帯に広く認知されるようになり、高い満足度を得ています。
- 協働企画提案事業の実施、各種のコミュニティ活動や自治会など地域組織・団体等への支援、こども未来ネットワーク会議の開催など、地域における子育てを支援する体制づくりやネットワークの構築に努めました。
- 地域での防犯活動の主体となる地域コミュニティ協議会や高松市青少年健全育成市民会議への補助金交付、防犯灯の新設補助、不審者情報のメール配信など、地域における防犯活動の推進に努めました。今後は、より一層、地域、学校、家庭等の連携が求められています。
- 「交通安全教室」や「自転車安全運転講習会」を開催し、子ども自らが学習し、交通事故に遭わない技術を身に付けられるよう努めました。今後も、幼稚園、保育所、小・中学校において出前型教室を実施し、内容の充実を図ることが求められています。
- 子どもの人権を守るため、人権教育や人権啓発、人権に関する相談を実施し、成果を上げました。
- 育児負担の軽減を図り、児童虐待の未然防止や重症化を防ぐために、養育支援訪問事業、要保護児童対策事業、児童家庭相談事業などを実施しました。今後は、さらに個々のケースに応じて適切な対応ができるよう対応力の向上に努めるとともに、事業の周知を図る必要があります。
- 障がい児に対する理解の促進に努めるとともに、障害福祉サービスを始め補装具や日常生活用具等の給付、手当の支給や医療費の助成などの経済的支援、各種相談事業等を実施し、障がい児とその家族の日常生活を支援しました。
- 障がい児保育や特別支援教育を推進し、障がいのある子どもの教育・保育の確保・充実に努めました。障がい児の増加に伴い、保育所や学校での受入れを推進するためには、保育士・教職員等の人材の確保、教職員等の技術の向上が必要となっています。
- ひとり親家庭に対して、無料職業紹介、就労・自立セミナー、訓練費給付、自立支援プログラムの作成などの就労支援に努めるとともに、医療費等の経済的支援を行いました。ひとり親家庭の置かれている状況は依然厳しく、引き続き総合的な支援が必要となっています。

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの妊婦から幼児期まで発達段階に応じた母子保健事業、育児不安を抱える保護者への相談支援、健康教育、予防接種事業、高度医療への経済的支援等を実施し、子どもや母親の健康確保に努めました。発達障がいや言葉の遅れに不安を持つ保護者が増加しており、「ことば相談」は2か月待ちの状況となっている一方で、「こども相談」や「発育・発達相談」は件数が減少傾向となっているなど、利用しやすい相談支援の方法を検討していく必要があります。
- 乳幼児健康診査実施時や各種教室開催時における食育に関する情報提供や相談支援、学校給食における食育の実践、農業体験等の食育活動を実施し、子どもや保護者の「食」に対する理解を深め、健全な食習慣の形成に努めました。
- 中学生・高校生に対して、正しい性感染症（H I Vを含む）の知識の普及に取り組みました。今後、さらに啓発機会を拡充していく必要があります。
- 小児救急医療については、休日は在宅当番医制度、夜間は夜間急病診療所、夜間に入院治療を必要とする重症患者へは病院群輪番制により対応してきましたが、在宅医師の不足解消が課題となっています。

【施策体系別 達成度評価】（平成 21～平成 25 年度）

	事業数	達成度別 事業数						平均点
		5点	4点	3点	2点	1点	評価不能	
基本方向 1	174	64	70	22	0	0	18	4.3
1-1 安心して子どもを生み育てることができる環境整備	46	18	20	7	0	0	1	4.2
1-1-1 家庭・地域における男女共同参画の促進	11	6	3	2	0	0	0	4.4
1-1-2 地域の子育て支援体制の整備	35	12	17	5	0	0	1	4.2
1-2 子ども等の安全の確保	10	2	7	0	0	0	1	4.2
1-3 子どもの権利の擁護	59	32	17	4	0	0	6	4.5
1-3-1 児童虐待防止対策等の推進	12	1	8	1	0	0	2	4.0
1-3-2 障がい児等の支援	33	26	3	1	0	0	3	4.8
1-3-3 ひとり親家庭の自立支援	14	5	6	2	0	0	1	4.2
1-4 母子保健医療対策の充実	59	12	26	11	0	0	10	4.0
1-4-1 子どもや母親の健康の確保	29	4	13	8	0	0	4	3.8
1-4-2 「食育」の推進	18	6	5	3	0	0	4	4.2
1-4-3 思春期保健対策の充実	3	0	2	0	0	0	1	4.0
1-4-4 小児医療の充実	9	2	6	0	0	0	1	4.3

※評価点については、P 28 参照

## 基本方向2 子育てと仕事の両立支援の推進

- 保育所については、待機児童ゼロを目指して充実を図ってきた結果、年度当初は待機児童ゼロを達成していますが、年度途中には主に3歳未満児の待機児童が発生しています。今後も、さらに取組を強化する必要があります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育について実施場所等を拡充し、目標数値を達成しました。今後もニーズが高まることが予想されることから、施設の事情を勘案しながら、体制の確保や財政的支援が必要となっています。
- ファミリー・サポート・センター事業は、登録会員数は順調に増加したものの、平成25年度時点で目標数値を達成できていない状況です。「まかせて会員」の層を厚くして、事業の充実を図る必要があります。
- 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）については、目標数値を達成し十分な成果が上がりましたが、病児・病後児保育事業（病児、病後児対応型）については、平成25年度時点で目標数値を達成できていません。この事業は、今後、ニーズが高まることが予想されることから、さらに提供体制の充実及び事業の周知を図っていく必要があります。
- 保護者が安心して預けられるよう、保育事業の質の向上、老朽施設の改善、認可外保育施設入所児童の処遇確保及び幼保一体化の推進に努めました。
- 放課後児童クラブについては、順次充実を図り、子育てと仕事の両立支援に大いに貢献しました。また、近年、対応の難しい子どもが増加してきており、平成26年度からは特別支援相談員を3人配置することで支援強化を図りました。しかしながら、待機児童が発生している校区があること、場所の確保が難しいことなどが課題となっています。
- 放課後子ども教室や児童館行事など、地域における子どもの居場所づくりに努めました。放課後子ども教室については、実施校区の更なる増加を図るため、地域に対して、コーディネーター等の人員を確保し実施を促す必要があります。
- 子育て支援中小企業等に対する表彰を実施するなど、企業に対する啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めました。

### 【施策体系別 達成度評価】（平成21～平成25年度）

	事業数	達成度別 事業数						平均点
		5点	4点	3点	2点	1点	評価不能	
基本方向2	40	19	15	2	0	0	4	4.5
2-1 多様な保育サービス等の充実	29	16	9	1	0	0	3	4.6
2-1-1 多様な保育サービスの充実	24	15	7	1	0	0	1	4.6
2-1-2 放課後児童対策の拡充	5	1	2	0	0	0	2	4.3
2-2 職業生活と家庭生活との両立支援の推進	11	3	6	1	0	0	1	4.2
2-2-1 仕事と生活の調和の実現を目指した働き方の見直し	4	1	2	0	0	0	1	4.3
2-2-2 子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備	7	2	4	1	0	0	0	4.1

※評価点については、P28 参照

### 基本方向3 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもにとって安全・安心な居場所であり、保護者の交流の場として重要な役割を担っている児童館については、1館当たりの利用者数も増加しており、十分な成果が上がっていますが、さらなる取組による成果向上の余地があります。
- 街区公園やちびっこ広場の整備など、子どもの遊び場の拡充に努めましたが、十分な遊び場が確保できていない校区があり、地域と連携して、さらに整備を推進していく必要があります。
- 駅などの交通旅客施設や歩行者道路のバリアフリー化、ノンステップバスの導入など、子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備を推進しました。これらは、目標数値を達成できていない事業もあり、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。

#### 【施策体系別 達成度評価】（平成21～平成25年度）

	事業数	達成度別 事業数						平均点
		5点	4点	3点	2点	1点	評価不能	
基本方向3 子育てを支援する生活環境の整備	15	5	6	2	1	0	1	4.1
3-1 遊び場など生活環境の整備	15	5	6	2	1	0	1	4.1
3-1-1 子どもの遊び場の整備	5	1	3	0	0	0	1	4.3
3-1-2 道路・住宅など生活環境の整備	10	4	3	2	1	0	0	4.0

※評価点については、P28 参照

#### 基本方向4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 少人数学級の推進、総合的な学習時間、英語指導助手派遣等を実施し、確かな学力の育成に努め、成果を上げることができました。道徳教育や学校巡回能楽教室など伝統・文化等に関する教育、ものづくり体験教育等を取り入れ、児童・生徒の豊かな心の育成に努めました。また、生徒等の健康診断や「食育」の推進により児童・生徒の健康の保持に努めるとともに、学校体育を推進し、体力づくりに努めました。これらの「生きる力を育む教育の充実」は、今後も一層推進していく必要があります。
- いじめ問題への対策については、マニュアルの作成・活用やいじめ相談専門員の配置により、いじめの未然防止に向けての取組を強化しました。
- 多様化する不登校の要因に対応するため、大学教授や臨床心理士など専門家による講演会や相談・面接の機会の提供、教職員の対応力を強化するための教職員研修、不登校児童・生徒に対する様々な体験活動等を実施し、不登校対策を強化しました。
- 環境問題、水産業・農業、水源、卸売市場、歴史・文化財など様々な分野の体験学習機会を提供しました。今後も関係機関・施設との連携の下、内容の充実に努める必要があります。
- 子ども会への少年教育指導者派遣、子ども会のリーダー研修会、スポーツ少年団の指導者養成等を実施するなど、地域における子どもの活動の推進を図りました。
- 学校週休2日制に対応するため、地域のコミュニティセンターにおいて講座の開催、貸館等の事業を実施し、子どもの居場所づくりに貢献しました。
- 地域子育て支援拠点施設での交流や相談、またはこども女性相談室や保健師による相談・アドバイス、就学時健康診断時の子育て向上応援講座や啓発事業、三世代交流事業、各種情報提供等により、家庭の教育力の向上を図り、一応の成果を上げました。
- 地域における活動主体である「高松市青少年健全育成市民会議」への支援強化に努め、青少年の健全育成を図りました。
- 次代の親となる子どもの豊かな人間性を育成するため、中学校の生徒を対象とした赤ちゃんとのふれあい事業、小・中・高校生を対象とした保育体験学習を実施しました。長期的な視野に立った意義のある事業であり、今後も関係課が連携して、さらに内容を充実していく必要があります。

#### 【施策体系別 達成度評価】（平成21～平成25年度）

	事業数	達成度別 事業数						平均点
		5点	4点	3点	2点	1点	評価不能	
基本方向4	151	42	65	10	0	1	33	4.3
4-1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	143	40	61	9	0	1	32	4.3
4-1-1 「生きる力」を育てる学校教育の推進	40	10	15	2	0	0	13	4.3
4-1-2 体験学習等の充実	63	17	22	6	0	1	17	4.2
4-1-3 子育てに関する家庭教育の充実	32	9	20	1	0	0	2	4.3
4-1-4 子どもを取り巻く遊学環境対策の推進	8	4	4	0	0	0	0	4.5
4-2 次代の親の育成	8	2	4	1	0	0	1	4.1

※評価点については、P28 参照

### 基本方向5 子育てに伴う負担の軽減

- 第3子以降保育料減免、私立幼稚園等第3子等就園費助成、認可外保育施設第3子以降保育料助成等、多子世帯への経済的支援を実施しました。少子化対策の一環として、今後も継続していく必要があります。
- 0歳～就学前児童を対象に乳児医療費の助成を行いました。また、平成24年8月から入院医療について「就学後～年度末12歳」までを対象に助成し、さらに平成26年度からは「中学生」まで対象を拡大しました。

#### 【施策体系別 達成度評価】（平成21～平成25年度）

	事業数	達成度別 事業数						平均点
		5点	4点	3点	2点	1点	評価不能	
基本方向5	32	23	6	0	0	0	3	4.8
5-1 子育てに伴う経済的負担の軽減	32	23	6	0	0	0	3	4.8

※評価点については、P28 参照



## 4 子ども・子育て条例の推進

本計画は、平成25年に制定した「高松市子ども・子育て条例」に掲げる理念を実現するため、具体的な施策・事業を体系的に整理した推進計画です。

そのため、この条例で規定する下記の基本的施策をより具体的に計画に盛り込み、保護者、地域住民、学校等関係者、事業者、市が協働で取り組むことにより、高松市子ども・子育て条例の推進を図ります。

### 【高松市子ども・子育て条例の推進】

#### ＜基本的施策＞

##### 1. 子どもの成長への支援（第11条）

- ・子どもの健康の確保及び増進に関する施策等の充実
- ・良好な生活環境の確保
- ・学校教育環境の整備・充実
- ・多様な経験、学習等の機会の提供

##### 2. 子育て家庭への支援（第12条）

- ・家庭及び地域の子どもを育てる力の向上
- ・子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

##### 3. 子どもを虐待等から守るための対策（第13条）

- ・子どもの虐待、いじめ等の予防及び早期発見
- ・保護を要する子どもの救済、その他措置を講じるために必要な体制整備

##### 4. 相談支援体制の充実（第14条）

- ・妊娠、出産、家庭生活、その他子どもの成長や子育てに関する問題・悩みについての総合的な相談体制の充実

##### 5. 協働等における施策の推進（第15条）

- ・保護者等との協働や、関係機関との連携協力の下、子どもの実情等に合わせた施策の推進



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子どもは、高松市の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切に作る心や社会規範を身につける中で道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての高松市民の願いです。

子育てにおいては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識の下、地域住民、学校等関係者なども含めた全ての大人は、子どもたちの自ら学び育つ力を尊重しながら、一人一人の状況に応じた支援を行っていくことが大切です。

さらに大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して、社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが高松市に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進する中で、明るくいいきとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指します。

#### 基本理念

**みんなで子育て！ 笑顔かがやくまち -たかまつ-**



### 2 計画の基本目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標と数値目標を定めます。

#### 基本目標

**高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり**

【数値目標】高松市は「子育てしやすいまちだと思う人」の割合

区分	平成 20 年度 アンケート調査結果	平成 25 年度 アンケート調査結果	平成 31 年度目標数値	
就学前児童の 保護者	37.8% (45.8%)	48.4% (39.9%)		80%
小学生児童の 保護者	43.6% (39.0%)	45.0% (40.4%)		75%

※平成 20、25 年度のアンケート調査では、「思う」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の 4 択であったが、今後は、「思う」「どちらかと言えば思う」、「どちらかと言えば思わない」「思わない」を選択肢とし、「思う」「どちらかと言えば思う」を目標数値とする。なお、( )内は「どちらともいえない」と回答した割合である。

### 3 計画の体系

「みんなで子育て！ 笑顔かがやくまちーたかまつー」を目指し、次の3つの体系により、子どもの成長と子育てを支援する施策・事業の効果的な展開を図ります。

#### 施策の方向1. 「子どもの成長」への支援

全ての子どもの健やかな成長を支援するため、母子の健康の確保と増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、子どもの生きる力を育てる教育や体験学習環境の整備・充実に努めます。また、障がいのある子やひとり親家庭等の配慮が必要な子ども、社会的養護が必要な子どものほか、貧困の状況にある子どもなどが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう支援します。

#### 施策の方向2. 「子育て家庭」への支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、経済的支援だけでなく、地域社会全体で支援します。

また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

#### 施策の方向3. 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり

社会経済の発展や地域の都市化によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。年齢に応じた安全な子どもの居場所を提供するとともに、住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

地域社会全体で子どもを育てる環境をつくるため、子どもの成長・子育て家庭を支える人材の確保・育成に努めます。

## ■ 計画の体系図

## ＜計画の基本理念＞

**みんなで子育て！ 笑顔かがやくまち -たかまつ-**

## ＜計画の基本目標＞

**高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり**

基本方向	基本施策	施策の推進内容	掲載頁
基本方向1 「子どもの成長」 への支援	1-1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援	①妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	45
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	50
		③「食育」の推進	53
	1-2. 健やかな成長を促す学びへの支援	①幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上	56
		②「生きる力」を育てる学校教育の推進	59
		③体験学習活動・地域活動の充実	65
	1-3. 配慮を要する子どもと保護者への支援	①児童虐待やいじめの防止の推進	72
		②障がいのある子どもへの支援の充実	76
		③ひとり親家庭への支援の充実	83
④社会的養護が必要な子どもへの支援の充実		86	
基本方向2 「子育て家庭」への支援	2-1. 地域における子育て支援	①地域における子育て家庭への支援の充実	88
		②家庭における教育力の向上	93
		③経済的負担の軽減	96
	2-2. 子育てと仕事の両立支援	①多様な保育事業の提供	99
		②ワーク・ライフ・バランスの推進	104
基本方向3 「子どもの成長・子育て家庭」 を支える環境づくり	3-1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり	①防犯・交通安全・防災対策の推進	108
		②有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進	112
		③子どもの遊び場・居場所づくり	114
		④子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	117
	3-2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり	①子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実	120
		②子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築	122



## 第2部 各論



## 第1章 「子どもの成長」への支援

### 1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

#### 【1】妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

##### 【現状と課題】

- 本市では、平成 26 年 3 月に「高松市健康都市推進ビジョン」を策定し、ライフステージに応じた健康施策を展開していますが、母子保健は、生涯にわたる健康づくりの基礎を成すことから、母性の保護や乳幼児期の保健対策など、一貫した母子保健対策の充実が求められています。
- 妊娠・出産期の女性は、心身の状態が不安定になりやすい傾向がありますが、核家族化の進行に伴い周囲の支えが不十分な場合もあり、妊産婦の不安は大きくなっています。心身面での出産・子育てに対する負担の解消など、次代を担う若い世代が子どもを生き育てることに安心感をもつことができる環境づくりが必要です。
- 近年、保健・医療対策の充実などにより母子保健の水準は大きく向上し、本市の乳児死亡率は著しく改善されていますが、初産年齢の上昇や、低体重児の出生など、改善すべき課題があります。
- 妊産婦の健康を守るための取組としては、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、妊産婦訪問指導、産後ケア事業等を実施しています。また、近年、育児不安やストレスを抱えている母親や孤立しがちな親子が増加していることから、地域の状況に応じて健康相談や健康教育を実施し、母子の健康づくりについての学習や子育ての仲間づくりの場の提供を行っています。
- 乳幼児の健康を守る取組としては、新生児等訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、4 か月児・乳児相談のほか、1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査を実施しており、子どもの疾病の早期発見や成長・発達を確認する場であるとともに、育児や健康についての相談支援のきっかけともなっています。しかしながら、本市の乳幼児健康診査受診率は、平成 25 年度では、1 歳 6 か月児健康診査が 90.4%、3 歳児健康診査が 84.5%となっており、全国平均と比べると低い状況が続いています。
- 定期的な予防接種については、予診の徹底など安全な予防接種として、市内の予防接種実施医療機関での個別接種を実施しているほか、利便を考慮して、居住地以外でも定期的な予防接種が受けられる香川県広域予防接種を実施するなど、実施体制の強化と予診の充実に努めてきました。引き続き、接種率の維持・向上、対象者への適切な情報提供、予診の徹底など、安全な予防接種の推進と実施体制の一層の充実を図ることが重要です。
- 近年、妊娠を望みながら妊娠をしない夫婦に対して、不妊治療が行われています。不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成していますが、治療を望むケースは増えており今後も支援が必要です。
- 救急医療については、休日は医師会の協力を得て当番医が、夜間は夜間急病診療所で診療を

実施しており、初期救急医療の体制を整備しています。また、夜間に入院治療を必要とする重症患者については、二次保健医療圏において複数の病院が当番制で診療を実施しており、救急医療体制が確保されています。

- アンケート調査結果によると、小学生の保護者の行政への要望として、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が2番目に多くなっています。小児科の医療需要は年々増大しており、家庭における基礎的な医療知識の啓発普及とともに小児救急医療体制の一層の充実が求められています。

### 【基本方針】

- 妊婦から乳幼児期までの健康の確保と増進のため、発達段階に応じた母子保健事業の充実に努めます。
- 安全で快適な出産を支援するとともに安心して子育てが始められるよう、健康教育や相談事業の充実に努めます。
- 感染症から子どもを守るため、適切な時期に安全な予防接種を推進します。
- アレルギー疾患を有する子どもが、幼稚園・保育所・こども園で、健康で安全に過ごせるように、保護者や地域の関係機関との協力、連携を図りながら対応します。
- いつでも安心して医療にかかることができるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。

### 【計画】

#### ①母子保健、乳幼児の疾病予防等の推進

- 母子の健康が確保されるよう、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、妊産婦・新生児訪問指導「こんにちは赤ちゃん事業」、乳幼児一般健康診査、1歳6か月児及び3歳児健康診査を推進します。なお、1歳6か月児及び3歳児健康診査については、積極的な受診勧奨等により、受診率向上に努めます。(保健センター)
- 予防接種法による予防接種事業等を実施します。(保健センター)
- 幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、アレルギー疾患や、アレルギー疾患を有する子どもへの対応について、正しい知識を学ぶ研修会等の充実に努めます。(こども園運営課)

#### ②産後ケアの実施

- 出産後間もない産婦が専門的なケアを受けることで、育児のスキルを習得し、不安を軽減させ、健全な発育を促す産後ケア事業を推進します。(保健センター)

#### ③健康教育・相談の実施

- 乳幼児の健全な育成を図るために、4か月児・乳児相談、こども・ことば相談、発育・発達相談、はぐくみ学級、のびのび教室など、各種健康教育・相談を実施します。(保健センター)

#### ④小児救急医療体制の整備

- 在宅当番制事業、夜間急病診療所事業については、より円滑な運営に向けて連携・協力体制を強化します。また、市民への周知啓発・情報提供の充実に努めます。



- 病院群輪番制事業については、協議会を開催し、受入体制の整備拡充を図り、入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。(保健対策課地域医療対策室)
- 救急ハンドブックを作成・配布し、家庭における基礎的な医療知識の普及及び救急医療の適正受診を啓発します。(保健対策課地域医療対策室)

⑤高度医療に対する支援

- 高度な医療を必要とする乳幼児に対し、医療費助成事業を実施し、経済的負担を軽減し、健全な成長を促します。(保健センター)
- 安心して治療に取り組み、妊娠・出産できるよう不妊治療助成の充実を図ります。(保健センター)

【事業一覧】

①母子保健、乳幼児の疾病予防等の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-1	妊婦一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、妊娠期の各段階に応じた健康診査を実施します。	保健センター
1-1-1-2	妊婦歯科健康診査事業	妊婦の歯科健診を行うことにより、妊婦の口腔保健の増進を図ります。(高松市内の歯科医療機関で、妊娠期間中に1回実施)	保健センター
1-1-1-3	妊産婦訪問指導・新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん事業)	妊婦・産婦及び新生児期に家庭訪問指導を行うことにより、疾病を早期に発見し、早期治療等に結びつけます。また、妊娠・出産・育児に対する不安の解消及び、妊娠・産褥期・乳児期の健康の保持増進や育児支援を図ります。	保健センター
1-1-1-4	乳児一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、乳児期(1歳未満)に健康診査(2回)を実施します。	保健センター
1-1-1-5	1歳6か月児健康診査事業	疾病及び異常の早期発見、また、疾病の予防や育児指導等を行い、健康の保持増進を図ります。	保健センター
1-1-1-6	3歳児健康診査事業	身体発育及び精神発達の面から重要な時期である3歳児に対し、医師等による健診を行い、障がいの早期発見及び早期療養を図ります。	保健センター
1-1-1-7	予防接種事業	四種混合・二種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・BCG・ヒブ・小児肺炎球菌・水痘の接種を実施するとともに、予診の徹底による健康被害の発生防止など、実施体制の充実を図ります。	保健センター
1-1-1-8	母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。(対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊婦・産婦及び乳児)	保健センター

②産後ケアの実施

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-9	産後ケア事業	出産後の産婦及びその新生児が、出産後に一定期間保健指導を必要とする場合に、助産所で母体の保護や保健指導を行います。	保健センター

③健康教育・相談の実施

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-10	4か月児相談・乳児相談事業	乳幼児の疾病、発達異常の早期発見や発育、栄養、育児等について助言し、健康の保持増進及び育児支援を行います。	保健センター
1-1-1-11	こども相談事業	精神発達の気になる幼児が健やかに成長するとともに、その保護者が安心して育児できるよう支援します。	保健センター
1-1-1-12	ことば相談事業	ことばの発達が気になる幼児を対象に、行動観察や個別相談を行うことにより、幼児の健やかな発達を促します。	保健センター
1-1-1-13	発育・発達相談事業	心身の発育・発達が気になる乳幼児を対象に、発達観察、個別相談を行い、乳幼児の健やかな発達を促します。	保健センター
1-1-1-14	はぐくみ学級	乳児をもつ母親等を対象に、離乳食や食育等についての正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すための健康教育事業を行います。	保健センター
1-1-1-15	のびのび教室	精神発達面に遅れのある児が、親子遊びを通してよりよい成長発達をし、親子の絆を深め、健やかに生活を送れるよう支援します。	保健センター
1-1-1-16	母子保健セミナー・母子健康教育	乳幼児をもつ母親等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	保健センター

④小児救急医療体制の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-4-17	在宅当番医制事業	医療機関が休診になる休日に、当番制で急病患者を受け入れる体制を整備することにより、小児救急患者の初期救急医療を確保します。インフルエンザ流行期など、患者数が大幅に増える時期は当番機関数を増やすなどの体制充実を図ります。	保健対策課 地域医療対策室
1-1-4-18	夜間急病診療所事業	夜間における急病患者に対応するため、夜間急病診療所において、内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科の応急的な診療を行います。	保健対策課地域 医療対策室

1-1-4-19	病院群輪番制事業、救急ハンドブック作成事業	準夜間及び深夜間において、9病院の当番制により入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。また、こどもの救急ハンドブックを作成し、軽症患者の容易な診療時間外受診の抑制を図ります。	保健対策課地域医療対策室
----------	-----------------------	---	--------------

⑤高度医療に対する支援

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-20	未熟児養育医療給付事業	母子保健法第20条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	保健センター
1-1-1-21	自立支援医療(育成医療)給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童または現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	保健センター
1-1-1-22	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち特定の疾病について、医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	保健センター
1-1-1-23	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を行っている夫婦に対し、医療保険適用外の治療に要する費用の一部を助成することにより、子供を持つとする夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健センター

【数値目標】

事業名	平成25年度末(実績)	平成31年度末(目標)
1歳6か月健康診査事業	受診率 90.4%	受診率 95%
3歳児健康診査事業	受診率 84.5%	受診率 90%
母子健康教育	31回/年	41回/年

## 【2】学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 【現状と課題】

- 学童期・思春期は、身体面の発達がめざましい時期ですが、精神面でも急激に成長、変化する時期でもあります。この時期の子どもは大人と子どもの両面を持っており、心や身体についてさまざまな問題が生じやすく、思春期に抱える問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼす可能性があるため、適切な対応・支援が必要です。
- アンケート調査結果によると、これまでに2週間以上、気分が落ち込んだり、ひどく不安になったことがある割合は、中学生で43.6%、高校生で53.1%となっています。また、何らかの悩みを抱えているのは、中学生で75.9%、高校生で84.3%に達しています。
- 内閣府が平成22年2月に実施した「ひきこもりに関する実態調査」によると、15～39歳の若者で「ひきこもり者」は全国で約70万人と推計され、10歳代のひきこもり者も相当数が見込まれており、早期発見と本人やその家族に対するきめ細かな支援が必要とされています。また、自殺や過剰なダイエットによる不健康なやせ等の課題への対策も求められています。保健センターでは、市民からのこころの健康相談に応じ、思春期からの健康問題であるひきこもりや摂食障がい、精神疾患などの相談に対応しています。
- 近年、性行動の低年齢化によって、10代の人工妊娠中絶や性感染症の罹患が増加していることから、子どもの発育・発達に応じて、正しい性に関する知識を周知・啓発していく必要があります。また、本市においてもエイズの感染者数が増加してきていることから、市民（特に若年者）へのエイズに対する正しい知識の周知・啓発を行う必要があります。
- アンケート調査結果によると、「避妊の知識がある」と回答している割合は、高校生では87.8%を占めていますが、中学生では52.8%と半数程度となっています。性行動が低年齢化している中、早い段階から正しい知識の習得が必要です。
- 思春期の喫煙や飲酒、不登校、ひきこもり、思春期やせ症など思春期特有の心の問題も深刻化するとともに、若者の薬物乱用なども社会問題になっていることから、関係機関による連携を強化して、支援することが必要になっています。

### 【基本方針】

- 思春期のひきこもりや摂食障がい、精神疾患等に関するこころの健康相談を実施します。
- エイズを含めた性感染症についての正しい知識を持ち、その予防行動がとれるよう、性感染症についての情報提供や正しい知識の周知・啓発を行います。
- 青少年の喫煙・飲酒、薬物乱用防止のための教育、啓発を推進します。

### 【計画】

#### ①ひきこもりや摂食障がい等への対応

- 精神科医師による「こころの健康相談」を実施します。（保健センター）

#### ②性感染症の予防

- エイズを含めた性感染症の発生状況や傾向を把握し、その発生動向に対応した予防対策を行います。（保健対策課感染症対策室）

- 若年層に対し、性感染症の正しい知識を普及・啓発することにより、その予防を図ります。合わせて気軽に相談できる窓口の充実を図ります。(保健対策課感染症対策室)
- 中学校・高等学校等との連携をより充実させ、授業や文化祭等、学生が集まる場において、性感染症の正しい知識を周知・啓発し、その予防を図ります。(保健対策課感染症対策室)
- 広報、ホームページやチラシ等により、エイズを含めた性感染症やエイズ検査についての周知・啓発を行います。(保健対策課感染症対策室)
- 夜間検査の受入態勢を見直すなど、よりエイズ検査を受けやすいような環境を整えます。(保健対策課感染症対策室)

### ③青少年の喫煙・飲酒、薬物乱用対策の充実

- 薬物乱用防止キャラバンの活用等、喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進について、保健関係職員の研修会で指導を行います。(保健体育課)
- 香川県薬物乱用防止教育研修会(香川県教育委員会主催)への積極的参加を呼び掛けます。(保健体育課)
- 国等のパンフレットを活用した喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実及び保護者啓発を推進します。(保健体育課)

## 【事業一覧】

### ①ひきこもりや摂食障がい等への対応

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-2-1	健康相談事業	こころの健康相談として、ひきこもりや摂食障がい、精神疾患等の相談を実施します。	保健センター

### ②性感染症の予防

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-2-2	性感染症予防事業	性感染症の発生状況や傾向を把握し、その発生動向に対応した予防対策を行います。特に、若年層に対し、エイズを含めた性感染症の正しい知識を普及・啓発することにより、その予防を図ります。	保健対策課感染症対策室

### ③児童生徒の喫煙・飲酒、薬物乱用対策の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-2-3	喫煙・飲酒、薬物乱用対策(パンフレット配布事業)	がん研究振興財団・厚生労働省等からのパンフレットを全小・中学校に配布し、各校でのパンフレットを活用した喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実及び保護者啓発の推進を推奨します。	保健体育課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
性感染症予防事業	性感染症の健康教育を 中学校3校、高等学校1校 で実施	性感染症の健康教育を 5校以上で実施 教職員への研修会等 で年1回以上、性感染症の 情報提供を行う



### 【3】「食育」の推進

#### 【現状と課題】

- 食の多様化に伴い、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつあります。脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れは子どもにも見受けられ、子どもの肥満や生活習慣病の増加、思春期の過度の痩身も指摘されるようになってきています。乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着は、健康で豊かな人間性を育てていく基礎となります。
- アンケート調査結果によると、小学生では約95%が「毎日朝食を食べている」と回答していますが、年齢が大きくなるほど朝食の欠食率は高くなっています。また、子どもの食生活面で不安に思うことについて、小学生の保護者の6割近くが「栄養バランス」と回答しています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園においては、全職員協力の下、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育計画」を策定するとともに、地域の子育て家庭に向けて、食に関する相談対応や情報提供等に努め、地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努めることが求められています。
- また、学校においては、子どもたち自身の「食」に対する理解を深め、「望ましい食習慣」を身に付けることができるよう、食育教育を推進していく必要があります。

#### 【基本方針】

- 「高松市健康都市推進ビジョン」に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園や学校において、子どもたちの「食」に関する理解を深め、「望ましい食習慣」を身に付けられるように努めます。
- 家庭や地域と連携し、食育を推進します。

#### 【計画】

##### ①幼稚園・保育所・認定こども園・学校における「食育」の推進

- 幼稚園・保育所・認定こども園で、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を作成し、教育保育計画の中に位置付け実践します。また、その評価及び改善を図るために必要な知識・技術を習得できるよう、食育推進に関する研修会等を実施します。（こども園運営課）
- 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人に対する感謝の気持ちを育てる食育環境を作ります。（こども園運営課）
- 各小・中学校で、食に関する年間指導計画を作成し、その中に子どもたちが自分で弁当を作る「マイ・ランチの日」を位置付けるなど、計画的に食育を推進します。（保健体育課、学校教育課）
- 学校給食を通して食育推進が図れるよう、安全で安心なおいしい給食を提供します。（保健体育課）

②家庭や地域への情報提供・相談支援、地域との連携による「食育」の推進

- 保護者や地域に向けて、各施設での食事の様子や食育の取組を伝え、情報発信を通じて食育への関心を高めます。(こども園運営課)
- 地域の子育て家庭に対して、食に関する相談や支援を行い、食を通じて子育ての不安を軽減し、家庭や地域の養育力の向上につなげます。また、地域の人と共に、様々な食文化の伝承、菜園活動等を行います。(こども園運営課)
- 乳幼児等の子どもを持つ保護者を対象に、教室や、食生活改善推進員による伝達講習会等のあらゆる機会をとらえて、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の周知や指導を行います。(保健センター)

【事業一覧】

①幼稚園・保育所・認定こども園・学校における「食育」の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-3-1	農園体験・クッキング活動事業	栽培・収穫・調理を通して食に関する知識や技術が習得できるよう、農業体験やクッキング活動の推進を図ります。	こども園運営課
1-1-3-2	給食担当者食育推進研修事業	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助・食事の提供が行われるよう、保育所等給食担当者の資質の向上を図ります。	こども園運営課
1-1-3-3	学校給食推進事業	子どもたちが学校給食を通じて、正しい食習慣や健康管理能力を身に付けることができるよう、給食関係職員への研修等により、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、各衛生検査の実施により、衛生管理の徹底を図ります。	保健体育課
1-1-3-4	学校教育における食育推進事業	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課

②家庭や地域への情報提供・相談支援、地域との連携による「食育」の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-3-5	食に関する情報発信事業	子どもたちが生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていくために、「食」に関する知識と選択する力を習得できるよう、適切な情報を提供します。	保健センター
1-1-3-6	食に関する情報発信事業(保育所等)	ホームページにおいて、食育に関する情報を提供し、幼稚園、保育所等及び地域の人々へ食育を推進します。	こども園運営課



1-1-3-7	高松市食生活改善推進協議会活動「親子の楽しいクッキング教室」	親子や各世代のふれあいを通して、望ましい食生活について考え、個人の食習慣の変容を促します。	保健センター
---------	--------------------------------	---	--------

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
食に関する情報発信事業 （フードスタート運動、幼児検診における健康教育等）	実施回数 519 回／年	実施回数 550 回／年

## 2

## 健やかな成長を促す学びへの支援

### 【1】幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上

#### 【現状と課題】

- 子どもの育ちの面から、乳幼児期は、将来の人格形成等に大きく影響を与える非常に重要な時期であるものの、核家族化の進行や就労形態の多様化などにより、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校を通じた一貫性のある教育・保育の提供が困難な状況にあります。乳幼児期の発達は連続性を有するものであり、その間の子どもの健やかな発達を保障するため、保護者の就労の有無等に関わらず、低年齢児から小学校入学まで、一人一人の育ちを見通した質の高い教育・保育を安定的に供給する必要があります。
- 平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度において、国は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、積極的に認定こども園、特に幼保連携型認定こども園の普及に取り組むことが望ましいとしており、本市においても対応していく必要があります。
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られ、全ての子どもに同じ教育・保育を一体的に提供することが求められています。このような中、本市では、幼稚園においては、少人数化により適正規模の集団生活に支障が生じる場合もある一方、入所児童の増加により、施設に余裕がなく、ゆとりのある保育ができない保育所があるといった状況を踏まえ、就学前子ども育成庁内検討委員会等において、幼保一体化や幼保連携等について、検討してきました。平成 23 年度には幼保一体化施設であるこども園を 1 園、平成 24 年度には 4 園開設し、混合保育を行い、幼児期の教育・保育環境の整備に努めてきました。しかしながら、現在もなお、幼稚園では、児童数の減少が続いている一方、保育所では待機児童が生じていることから、新制度において、適正規模による集団生活の維持が可能となり、待機児童の解消にもつながる認定こども園への移行等の対応が求められています。
- 人間形成の基礎を育む就学前教育においては、豊かな心や意欲・態度など「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行うことが大切です。
- また、小学 1 年生が環境の変化に適応できず学校生活につまずく「小 1 プロブレム」に対応するため、幼稚園・保育所と小学校の連携強化が必要です。さらに、小学校入学に対する保護者の不安解消のため、就学前からの情報提供や体験入学などの機会づくりなども求められています。

#### 【基本方針】

- 乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本市独自の教育・保育の考え方を示す「高松っ子いきいきプラン」に基づき、幼児教育・保育の、質の向上を目指します。
- 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態にかかわらず、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園への移行の促進を図

ります。

- 「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。
- 幼児期に培う力が、小学校以降の生活や学習の基礎につながることに配慮し、発達や学びの連続性を踏まえた教育内容の充実を図ります。

## 【計画】

### ①認定こども園への移行促進

- 高松型こども園を始め、公立幼稚園・保育所について、幼保連携型認定こども園へ移行を促進します。(こども園運営課)
- 私立幼稚園・保育所に対して、助成制度を活用し幼保連携型認定こども園への移行を促進します。(こども園運営課)

### ②幼児期の教育・保育の質の向上、特色ある就学前教育の推進

- 安全・危機管理、虐待対応、特別支援等、教育・保育現場に必要な専門的知識を学べるように、県と市で連携して研修を実施します。(こども園運営課)
- 教育・保育施設などの遊具設置等の環境整備を推進するため、各種助成制度を有効活用します。(子育て支援課)
- 芸術士を派遣する幼稚園・保育所・認定こども園数の拡充を図ります。(こども園運営課)
- 子どもが、関わりを豊かにし、思いやりと感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高めていくために、「ありがとうの日」「スマイルあいさつ運動」、掃除教育「ぴかぴかデー」を実施します。(こども園運営課)
- 生涯にわたり心身の健康の保持増進を図るため、子どもに「早寝早起き朝ごはん」を基本とする望ましい生活習慣の定着を促し、主体的に、積極的な健康づくりに取り組めるよう支援します。(こども園運営課)
- 保・幼・小の教職員間の連携を図り、「高松っ子いきいきプラン」の共通理解、アプローチ・スタートカリキュラムの作成や実践、互惠性のある交流活動、合同研究等を通して、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を意識した指導内容の検証を行い、教職員の資質の向上を図るとともに、連携や接続の体制づくりに努めます。(こども園運営課)

## 【事業一覧】

### ①認定こども園への移行促進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-1-1	認定こども園整備事業	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」の普及を促進します。	こども園運営課
1-2-1-2	公立保育所・幼稚園施設整備事業	保育所待機児童解消及び教育・保育環境改善のため、幼稚園・保育所の施設・設備の整備を実施します。	こども園運営課

1-2-1-3	私立保育所施設 設備補助事業	保育所待機児童解消及び保育環境改善のため、保育所の施設・設備の整備を実施します。	こども園運営課
---------	-------------------	--	---------

②幼児期の教育・保育の質の向上、特色ある就学前教育の推進

事業 番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-1-4	生きる力を育てる学校教育の推進事業	「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するため、教職員の資質向上を図る教員研修会等の充実や施設・設備などの整備を行います。	こども園運営課
1-2-1-5	保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業	子どもの創造性を育む指導や援助の在り方についての取組を進めるため、絵画や造形などの専門家である芸術士を保育所・幼稚園等へ派遣し、それぞれの芸術分野を生かしながら、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう導きます。	こども園運営課
1-2-1-6	「ありがとうの日」	周りの人々とのかかわりや日々の生活に感謝し、自分たちの生活をより潤いのあるものにしていくとする心情を高める場を、教育活動の中に位置づける。(毎月3日から9日の1週間)	こども園運営課
1-2-1-7	掃除教育 「びかびかデー」	各幼稚園、小・中学校で、幼児・児童生徒が地域とともに掃除をする「びかびかデー」を計画・実施し、心の教育の充実に努めます。	こども園運営課
1-2-1-8	保育教育士体験型宿泊研修事業	仲間と共に自然の中で五感を使った様々な実体験をすることを通して、仲間との連帯感を高める等、新規採用保育教育士の活力や意欲を養います。	こども園運営課
1-2-1-9	保・幼・小連携推進事業	保・幼・小の教職員間の連携を図り、「高松っ子いきいきプラン」の共通理解、アプローチ・スタートカリキュラムの作成や実践、互恵性のある交流活動、合同研究等を通して、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を意識した指導内容の検証を行い、教職員の資質の向上を図るとともに、連携や接続の体制づくりに努めます。	こども園運営課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
保・幼・小連携推進事業	公立保育所：37 所 公立幼稚園：30 園 公立小学校：49 校	公立保育所：32 所 公立幼稚園：25 園 公立認定こども園：5 園 公立小学校：49 校 ※但し、統廃合や認定こども園への移行等により数値は変動します。

当該事業の実績及び数値目標については、私立施設分を加えることとしており、現在、実績等を調査中です。今後、調査結果を取りまとめた上で、記載する予定です。

## 【2】「生きる力」を育てる学校教育の推進

### 【現状と課題】

- 少子高齢化や経済のグローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む中、子ども一人一人が個性を發揮し活躍することができるよう、基礎的な知識や技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力、学ぶ意欲や習慣などを向上させることが求められており、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの側面から「生きる力」を育てていく必要があります。
- 本市の小・中学生の学力は、全国や香川県と比較して、基礎的・基本的な学力及び応用的な学力ともに高く、確かな学力が育っているものの、「実生活と結び付けて考える力」「状況に応じて適切な言葉を使う表現力」に課題がみられます。
- また、本市では、平成26年度から全国に先駆けて、英語教育を小学校の全ての学年に拡大し、低学年から英語に慣れ親しむことでコミュニケーション能力の素地を養う取組を行っていますが、今後も、さらなる充実が求められています。
- アンケート調査結果によると、小学生の保護者は成長過程における子どもの教育について「生命の尊さについての学習」「総合学習（社会体験、自然体験など）」へのニーズが高くなっています。本市では、豊かな人間性を育むために、学校と地域が連携して、平和教育や郷土の歴史・伝統や文化に関する学習を行っていますが、今後も、その内容充実が求められています。
- 体と心の健康は活力の源であり、小・中学校及び高等学校において、子どもの健康・体力向上のためにさまざまな取組を行っており、一定の効果が得られています。今後も、自分の体や健康について自らが気づき向上させることができるよう健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、楽しくスポーツを行う中で、お互いに刺激、励ましあいながら、生きる力の基礎となる体力を向上させる取組が必要です。
- アンケート調査結果によると、小学生の保護者では、日頃悩んでいることとして「子どもの勉強や進学のこと」が最も多くなっています。保護者の悩みの軽減を図るため、学校と家庭の連携を密にするとともに、様々な情報提供・相談支援が必要です。
- 本市の不登校等については、平成25年度現在、小学生で78人、中学生で356人となっていますが、学校生活上の問題や家庭等における基本的な生活習慣が身に付いていないことなど、不登校や長期欠席の要因・背景は多様になっています。これらの子どもや家庭への支援やその原動力となる教職員のスキルの向上が課題となっています。

### 【基本方針】

- 学校教育においては、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの側面から子どもの「生きる力」の育成を図ります。
- 小・中学校に、国の整備目標に沿った情報機器の整備を進めるとともに、情報モラルに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。
- 児童生徒に優良な芸術及び古典芸能の鑑賞や体験機会を提供し、情操教育を進めるとともに、ものづくりへのチャレンジを通して、ものの大切さを学習し、文化の創造への関心を深めます。

- 一人一人がしっかりとした勤労観・職業観を形成・確立し、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるための体験学習を推進します。
- 児童生徒が健康について自己管理できるようになるよう、健康教育や健康診断事業を実施するとともに、長期的視点で体力・運動能力向上への取組を推進します。
- 不登校や問題行動等について早期段階での対応を図るとともに、未然防止と解消に努めます。

## 【計画】

### ①「生きる力」の育成

- 確かな学力の向上のために、学校図書館教育の推進、ICT機器の整備、英語指導助手の派遣等とともに教員の指導力向上に努め、子どもの思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。(学校教育課)
- 国の整備目標に沿った、校務用、PC教室用、校内LAN用パソコンの更新を行います。また、情報モラル啓発資料を作成し、保護者に配布したり、出前授業等で活用したりします。(総合教育センター)
- 豊かな心の育成のために、環境や自然、文化等にふれ、子どもの心を耕したり、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決を目指す事業の充実や総合的な学習の推進を図ります。(学校教育課)
- 保護者や地元企業などの協力を得て、発達段階に応じて、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを積極的に行います。(学校教育課)
- 「香川用水の水源巡りの旅」事業を継続実施し、今後も全中学校参加に向けて、啓発に努めます。(学校教育課)
- 地域に根ざした学校の特色づくりや環境教育、特別支援教育の充実に努め、信頼される学校づくりを推進します。(学校教育課)
- 保育所と幼稚園、小学校、中学校の連携を図る体制の構築に努めます。(学校教育課)
- 小中学生を対象に、学校巡回芸術教室(20校)、学校巡回能楽教室(6校)、ものづくりふれあい教室(目標20校)を開催します。(文化芸術振興課)
- 心身の健康の保持増進を図るための適切な意志決定や、行動選択ができる態度や能力を育成します。(保健体育課)
- 日常的に体を動かし、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成し、児童生徒の豊かなスポーツライフの基礎を培います。(保健体育課)

### ②不登校や問題行動等への対応

- 不登校児童生徒や生徒指導に係る教職員の指導力を向上させるために、継続的に研修を行います。(学校教育課)
- 児童生徒の心のサインを見逃さず、不登校や問題行動等に対して早期に対応できるよう、外部の専門家等の協力を得て、学校間における教育相談体制の接続及び連携の改善を図ります。(学校教育課)
- 適応指導教室での臨床心理士等、専門家による相談・助言等の機会を拡大します。(総合教育センター)



## 【事業一覧】

## ①「生きる力」の育成

## ＜確かな学力の育成＞

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-1	学校図書館図書整備事業	高松市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館図書資料の充実を図り、国の学校図書館用図書標準にそった年次計画にて学校図書館用図書の整備を図ります。	学校教育課
1-2-2-2	学校図書館活性化推進事業	学校図書館用図書の一層の効果的活用を図るとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育に資するため、学校図書館指導員を学校に配置し、情報提供等の支援を行います。	学校教育課
1-2-2-3	英語指導助手派遣事業	各中学校に、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）により1名の外国語指導助手（ALT）を配置し、中学校での英語指導及び、校区小学校の主に高学年（5・6年）児童への外国語活動の指導を通して、中学校英語教育及び小学校外国語活動の充実を図ります。また、ALTとの様々な活動（休み時間の活動や学校行事等）を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成とともに、国際理解教育の推進を図ります。	学校教育課
1-2-2-4	少人数学級推進事業	本市独自の教員採用により、小学校高学年（主に6年）において少人数学級編成を行い、個に応じた分かる授業を展開し、基礎学力の定着を図ります。また、学習面だけでなく生活面においても、個に応じた細やかな指導を行い、児童の安定した学校生活の推進を図ります。	学校教育課
1-2-2-5	教育の情報化推進事業	コンピュータ教育の充実を図るため国の整備目標に沿って小・中学校に情報機器を配置する他、情報モラルに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。	総合教育センター
1-2-2-6	総合的な学習の時間活性化推進事業	総合的な学習の時間の充実や地域等の教育力の有効活用のために、各小・中学校に経費補助を行います。	学校教育課
1-2-2-7	教育研究研修事業	「高松市子ども議会」を開催し、小・中学校の児童生徒の代表が、自ら作成した質問による市議会の模擬議会を体験することにより、未来の有権者として市政についての関心と理解を深めます。	学校教育課
1-2-2-8	研究指定校研究推進事業	国・県から研究指定校等事業を受けることで、学校課題の解決及び学校教育活動の改善・充実を図るとともに、教職員の資質・能力の向上を図ります。	学校教育課
1-2-2-9	小中一貫・連携教育推進事業	高松第一学園において実施している義務教育9年間の連続性、発展性に留意した小中一貫教育を充実させるとともに、その成果を踏まえた小中連携教育を市内の全小・中学校で推進します。 そのため、小中連携教育推進校を指定し、小中一貫教育の成果を生かして、中1ギャップの解消を始め、学習指導及び生徒指導における指導内容、指導方法の充実を図ります。	学校教育課

<豊かな人間性の育成>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-10	環境教育推進事業	「高松市子ども環境学習交流会」を開催し、児童生徒による各学校の環境学習の取組の発表や、エコホテルの見学等により、環境意識の高揚を図ります。また、「香川用水の水資源巡りの旅」（中学生対象）を実施し、香川用水及び水資源の重要性についての意識の高揚を図ります。	学校教育課
1-2-2-11	教育文化振興事業	教育文化祭（音楽会、科学展、展覧会等）を通して、児童生徒の豊かな創造力と表現力を育て、情操を高めるとともに、日常の学校教育活動の成果等を広く市民に紹介します。	学校教育課
1-2-2-12	菊池寛及びその作品から学ぶ「寛学」事業	郷土の偉大な作家、菊池寛の生い立ち及び作品を掲載した小学校用作品集（11作品）と中学校用作品集（7作品）を作成し、小、中学校の児童生徒（小学校5・6年生、中学校1～3年生）を対象として学級備え付けで配布し、菊池寛及びその作品から学ぶ「寛学」を行います。菊池寛の生き方を学ぶことを通して、自らの生き方を考える学習を行ったり、朝の読書活動等、一斉読書活動の時間等を活用して、菊池寛の作品を読むことにより、作品に親しみます。	学校教育課
1-2-2-13	職場見学・体験学習	小・中学校、高校において、企業等への職場見学・体験学習等を含む進路学習の充実を図ります。	学校教育課
1-2-2-14	学校巡回芸術教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優良な芸術を鑑賞または体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
1-2-2-15	学校巡回能楽教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供します。	文化芸術振興課
1-2-2-16	ものづくりふれあい教室	小中学生を対象に、手づくりでものづくりにチャレンジしながら、いかにものが大切かを体験する機会を提供し、文化の創造に関心を深めます。	文化芸術振興課

<体力の向上>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-17	生徒等健康診断事業	児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、学校保健安全法に基づき、毎学年6月末までに児童生徒等の健康診断を実施します。 また、翌年度に小学校に就学する児童の健康状態等を把握するため、学校保健安全法に基づき健康診断を実施します。	保健体育課



1-2-2-18	学校体育推進事業	<p>児童生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・運動能力向上や基礎体力の養成を図るため、体育大会等を開催します。</p> <p>また、大会等に参加することで、児童生徒の相互の友情を深めるとともに、教職員の体育指導の資質を高めるなど、体育の充実発展と心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。</p>	保健体育課
----------	----------	---	-------

<へき地における学校教育の推進>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-19	小学校管理運営事業	<p>小学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するとともに、各教科やクラブ活動等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。</p>	学校教育課
1-2-2-20	中学校管理運営事業	<p>中学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するほか、教科指導及び複式解消のために必要な非常勤講師を配置し、各教科や総合的な学習の時間等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。</p>	学校教育課

<地域とともにある学校づくり>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-21	学校評議員制度推進事業	<p>学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって、子どもの健やかな成長を図っていくため、学校評議員を委嘱し、学校運営に有効に活用するとともに、より一層地域に開かれた学校づくりの推進に役立てます。</p>	学校教育課

<帰国子女への支援>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-22	帰国児童等指導援助事業	<p>市立の小中学校に在籍する児童生徒で、日本語指導を必要としている帰国児童生徒・外国人児童生徒に、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語で学習に参加できるよう日本語指導を行うなど、学校生活を支援します。また、帰国児童等に日本語指導及び学習支援を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、日本語の使用に困難を有する帰国児童等の学校生活への適応を促進します。</p>	学校教育課

②不登校や問題行動等への対応

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-2-23	不登校対策事業	不登校児童生徒を対象とする適応指導教室の運営及び、不登校を考える会等の実施を通じ、学校関係者、保護者、関係機関等と連携し、不登校に関する問題の改善を図ります。	総合教育センター
1-2-2-24 【再掲】 (1-3-1-13)	いじめ等対策事業	小学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に努めます。 また、教育委員会に専用電話を設置し、平日の8：30～19：00までの間、いじめについての相談を子どもや保護者から受けます。	学校教育課
1-2-2-25 【再掲】 (1-3-1-14) (3-1-2-4)	児童生徒指導推進事業	小学校の生徒指導の充実を図るため、学校、地域に関わりの深い人材を「ハートアドバイザー」として配置します。また、中学校の生徒指導の充実を図るため、地域ボランティアを募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図るとともに、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、関係機関等のネットワークを活用し、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図ります。 また、国の「いじめ防止対策推進法」施行に伴い、いじめ相談の体制強化のため「いじめ相談専門員」を配置します。	学校教育課
1-2-2-26	教職員研修事業	研修講座、研修会、事例研究会等を開催し、高松市教職員の資質や指導力、及び児童生徒の問題行動の未然防止と解消のための実践的な生徒指導能力の向上を図ります。	総合教育センター

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
学校図書館活性化推進事業	学校図書館指導員54人雇用 （1日6時間勤務）	学校図書館指導員62人雇用 （1日6時間勤務）
少人数学級推進事業	少人数学級非常勤講師を5名雇用 小学校5校で実施	少人数学級非常勤講師を8名雇用 小学校8校で実施
不登校対策事業	—	適応指導教室に通室する児童生徒の通室率：65%
児童生徒指導推進事業	ハートアドバイザー 40人 スクールソーシャルワーカー 9人 を配置	ハートアドバイザー 48人 スクールソーシャルワーカー 11人 を配置

### 【3】体験学習活動・地域活動の充実

#### 【現状と課題】

- 少子化や核家族化の一層の進行に伴い、年齢の異なる子ども同士が接する機会が減少し、子どもたちの自主性や社会性が育ちにくい環境になっています。また、地域の人たちの豊富な体験・知識を、子どもたちに継承していく機会も少なくなっています。このため、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちに様々な体験的活動や多世代とのふれあいの機会を提供することが求められています。
- アンケート調査結果によると、小学生の保護者は、子どもの成長過程で必要な取組として、「生命の尊さについての学習」と「総合学習（社会体験、自然体験など）」が多くなっています。本市では、平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭や高松空襲写真展など、平和を願う様々な行事を開催し、恒久平和を願う心を育むための平和学習の機会を提供しています。
- 歴史資料館・菊池寛記念館及び中央図書館や埋蔵文化財センターでの体験学習を通して、地域の文化、歴史への関心や、本に対する興味を高めています。
- 市民の台所である高松市中央卸売市場では、せりの見学や講義、体験学習を実施しており好評を得ていますが、せり見学は仲卸業者等と卸売会社がしのぎを削る場でもあるため、必ずしも歓迎されている状況ではなく、受け入れできる人数や日数も限られています。
- 近年、子どもの魚食離れが顕著であるほか、実際に魚に触れたり料理をする機会が少ないことから、水産業への理解を深めるため、地域漁業の体験学習を実施しています。
- 環境学習としては、旧環境プラザにおける環境ワークショップや出前講座、干潟や里山などの自然観察体験講座、瀬戸内海の環境保全講座を実施していますが、講座を開催する場所の検討が必要となっています。また、南部クリーンセンターでは、ごみ処理についての学習やパネル展示、NPO団体と協働で実施しているリサイクル体験等を通して環境問題を考える機会を提供しています。
- これらの体験学習については、今後、子どもたちが「是非参加したい」と思えるような企画をさらに充実し、参加者の拡大を図り、体験学習を通して、子どもたちの社会性や創造性、地域資源や文化への関心を高めていくことが重要です。
- また、家庭や地域社会において異年齢・同年齢の子どもとふれあう機会が減少しているため、子どもが、次代の担い手として自立し、自らの子どもを産み育てていこうとする心情を育むことが難しい状況となっています。これまでも、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、中高生等と乳幼児がふれあう取組を推進してきましたが、今後は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校の連携の下、次代の「親」を育成するための体験活動を充実していく必要があります。
- アンケート調査結果によると、地域活動やグループ活動に「参加したこともなく、今後も予定はない」のは13.9%と少数であり、参加したことがある、若しくは参加したい活動内容では、「お祭りや文化祭など地域に根ざした活動」「スポーツ活動」「子ども会など青少年団体活動」が多くなっています。
- 子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろから低下傾向が続いています。原因としては、塾通いや室内遊びの増加による外遊びやスポーツ活動の減少、空き地などの手軽な遊び場の減少、少子化による遊び仲間の減少などが考えられます。また、生活の利便化や生活様式の

変化は、日常生活においても身体を動かす機会を減少させており、今後は子どもが身体を動かす機会を意識して作っていく必要があります。

### 【基本方針】

- 子どもたちの成長段階に応じた多様な体験学習を提供し、本市の産業や資源、歴史文化への理解と関心を高めるとともに、恒久平和や環境問題への意識啓発を行います。
- 子どもの成長段階に応じた多様な体験活動の機会を提供するため、社会教育団体等との連携を図り、内容の充実を図ります。
- 小・中・高校・大学の児童生徒が、生命の大切さを学び、次代の親として子どもを産み育て、家庭生活を大切に作る心情を育めるよう、関係機関が連携を図り、乳幼児等とふれあう直接体験活動を推進します。
- 子どもの体力・運動能力向上のため、指導者の養成やスポーツ行事の充実に努めます。

### 【計画】

#### ①多様な体験学習活動機会の提供

- 市場の機能の仕組みや流通システムへの理解を深めるため、市民の台所である高松市中央卸売市場において、せりの見学や講義、体験学習を実施します。(中央卸売市場業務課)
- 子どもとその保護者などを対象に、農業体験教室やおにぎり教室、食育をメインとした親子水産教室を開催します。(農林水産課)
- 平和記念館の整備充実を図るとともに、平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭や高松空襲写真展など、平和を願う様々な行事を開催することにより、平和学習の機会を提供します。(人権啓発課)
- 子どもから大人まで幅広い年齢層を対象として、旧環境プラザにおける環境学習講座(環境ワークショップ)、市民(地域)からの要望による「出前講座」、干潟や里山など屋外における自然観察体験講座等を実施します。(環境保全推進課)
- 南部クリーンセンターの焼却施設・再生利用施設の見学のほか、紙すき体験や、NPO法人との協働事業である親子リサイクル工作会などの体験学習事業も行い、楽しみながらリサイクルを体験できる機会を提供します。(南部クリーンセンター)
- 関係各課や小学校と連携を図り、有意義な体験学習の機会(サンクリスタル学習など)を提供します。(文化財課・中央図書館)
- 歴史・文化に親しみ、関心を高めるため、歴史資料館等において郷土の歴史学習や体験型の文化財教室、朗読劇等を実施します。(文化財課)
- 図書館情報システムにおいて、インターネットによる蔵書検索・予約のほか、情報提供機能の拡充を図ります。(中央図書館)
- 各関係機関が連携し、体験学習の計画、実施、評価、改善が行えるよう、関係課が共通理解を図り事業の推進を図ります。(こども園運営課)

②交流・ふれあい体験の提供、次代の親を育成する体験学習の推進

- 男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、保育所や幼稚園・認定こども園等において、小学生・中学生・高校生・大学生等を対象とする保育体験事業・学習の受け入れを実施します。(子育て支援課、こども園運営課)
- 保育所などにおいて世代間のふれあい活動を行います。(こども園運営課)
- 中学生等と乳幼児とのふれあいの機会を広げるための取組として、子育て広場でのボランティアの受け入れを推進します。(子育て支援課)

③子どもの地域における活動の促進

- 子どもの居場所及び多様な学習機会を提供するため、生涯学習センターにおいて、子ども教室を開催するとともに、コミュニティセンターにおいて、子ども向け講座を開催します。(生涯学習センター)
- 子ども会を中心とした各種大会等を実施するとともに、指導者の養成を図る研修会・講習会を実施し、地域における子どもの活動の機会や場を提供します。(生涯学習課)
- 子どもの体力・運動能力向上のため、スポーツ少年団の指導者の養成を行うとともに、各種スポーツ大会等の行事を開催します。(スポーツ振興課)

【事業一覧】

①多様な体験学習活動の機会の提供

＜職場体験・産業体験学習の推進＞

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-1	こども農園事業	子どもが、土に親しみ、農作物を作る喜びと、勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を目指します。	生涯学習課
1-2-3-2	市場DE自由研究	夏休み期間中に中央卸売市場において、せりの見学や講義、体験学習を通じて、市場の機能や流通のしくみ等について理解を深める機会とするとともに、高松市民の台所である高松市中央卸売市場を夏休みの自由研究のテーマとするよう働きかけます。	中央卸売市場業務課
1-2-3-3	中央卸売市場見学	学校単位での小中学生や子ども会等による市場見学を受け入れ、せり見学や体験学習を実施します。	中央卸売市場業務課
1-2-3-4	水産教室事業	小学高学年親子を対象に食育をメインとした水産教室事業を開催し、地元漁業への理解を深め、漁業と水産物への関心を高めます。	農林水産課
1-2-3-5	親子農業体験教室	親子を対象に農業の収穫体験と収穫した農産物を利用した料理教室を行い、農業・食への理解を深めます。	農林水産課
1-2-3-6	親子おにぎり教室	幼稚園・保育園児とその保護者を対象におにぎり教室を開催し、食への関心を深めるとともに米の生産拡大を推進します。	農林水産課



<平和・環境・地域資源に関する体験学習の推進>

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-7	平和啓発推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えるとともに、平和を願う市民の心を継承するため、平和意識の啓発・普及を図ります。	人権啓発課
1-2-3-8	平和記念館（仮称）整備事業	平和意識の高揚を図るために設置していた平和記念室は、設置していた市民文化センターの老朽化等による廃止のため閉館し、子どものための施設として整備される「高松市こども未来館（仮称）」、移転整備される「高松市男女共同参画センター」と一体的に、新たに「高松市平和記念館（仮称）」として整備します。	人権啓発課
1-2-3-9	早明浦湖水祭「四国の子ども交歓会」及び高松・嶺北子ども交歓会事業	高松の水源地である早明浦ダム流域の嶺北4か町村の子どもと高松の子どもが、水の大切さや有効利用を学ぶとともに、それぞれの地域の特性を生かした体験活動を通じ、交流を深め、健康で明るい子どもの成長に資するため、交歓会を実施します。（高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
1-2-3-10	環境学習活動事業	環境保全推進課分室を活用した環境問題への意識啓発や環境に関する基本的知識の向上を図るため、環境ワークショップ（館内講座）の実施や環境情報の提供を行うとともに、コミュニティセンター等、地域で実施する環境学習支援事業（出前事業）や自然観察体験事業を実施します。	環境保全推進課
1-2-3-11	南部クリーンセンター環境学習事業	南部クリーンセンターの施設見学を通じて、自分たちの出したごみの処理の現状と課題を学習する機会を提供します。また、「エコホテル」の展示ギャラリーでは、環境パネル、環境に関する図書、インターネットなどを利用して環境を考える機会を提供し、地球規模での温暖化対策の必要性を啓発するとともに、学習室では紙すきや工作等を、楽しみながら、実際にリサイクル体験を行います。	南部クリーンセンター
1-2-3-12	上下水道施設見学	上下水道事業への理解と関心を深めるため、上下水道のしくみや役割等を学習する機会を提供します。	企業総務課
1-2-3-13	親子上下水道教室	8月1日からの「水の週間」関連行事の一環として、4年生以上の小学生と保護者20組程度を対象に、浄水場や下水処理場の見学とともに、“体験して学ぶ”ということを主眼として、水道や下水道に関する様々な実験を実施します。	企業総務課

## ＜地域の歴史・文化に関する体験学習の推進＞

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-14	サンクリスタル学習事業	学校教育との連携を図り、小学生を対象としてサンクリスタル学習（歴史資料館・菊池寛記念館及び中央図書館3館の体験学習）を実施します。	文化財課 中央図書館
1-2-3-15	蔵書情報提供事業	図書館情報システムにより、インターネットによる蔵書検索・予約のほか、子ども向けホームページなどの情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館
1-2-3-16	親子文化財教室	文化財を身近に感じ、体験等を通じて後世へ継承していこうという意識を親子で共有することを目的として、小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・民俗や文化を学習します。	文化財課
1-2-3-17	夏休みに郷土高松の歴史を探ろう	夏休みに郷土高松の歴史を調査・研究しようと計画している小・中学生をサポートします。現地視察や資料館収蔵資料を活用して、郷土の歴史をわかりやすく、楽しく学び、自分の力で成果物を作り上げます。	文化財課
1-2-3-18	教育普及事業（伝統文化教室、各種講座の開催）	伝統文化の継承や古代の人たちの生活や知恵を学ぶ事や体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えることで、郷土の文化や歴史に触れる機会を提供します。	文化財課
1-2-3-19	常設展・企画展無料開放	児童生徒の学習に資するため、菊池寛記念館や歴史資料館等では、高校生以下の観覧料を免除します。	文化財課
1-2-3-20	親子で楽しむ朗読劇	菊池寛の作品等のうち、小・中学生にも理解ができ親子で楽しめるものを、朗読により紹介します。	文化財課
1-2-3-21	教育普及事業（埋蔵文化財センター体験学習）	体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えるとともに、郷土の文化や原始古代の技術に触れる機会を提供します。 ・低融点合金を用いた鋳造体験 ・樹脂粘土を用いた瓦製作体験 ・軟石による勾玉製作体験 ・土器焼き及び製作土器による炊飯体験	文化財課

## ②交流・ふれあい体験の提供、次代の親を育成する体験学習の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-22	保育体験学習事業（幼稚園・保育所・こども園）	少子化に対応するため、次代を担う子どもが家庭を持つことの意義を理解できるよう、小学・中学・高校・大学生が、保育体験を行う機会を提供し、教育・啓発を行います。	こども園運営課 学校教育課
1-2-3-23	保育体験事業（保育所・こども園）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども園運営課

1-2-3-24	年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業	家庭での親子のふれあいや地域における様々な人との出会い・コミュニケーションを活性化し、児童の健全な育成及び次代の親づくりを推進するため、年長児童(中学生・高校生)を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかかわり方の学習及び乳幼児の安全な抱き方・遊び方などの体験学習を行います。	子育て支援課
----------	-----------------------	--	--------

③子どもの地域における活動の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-3-25	コミュニティセンター主催・共催・貸館事業	幼児セミナー等事業、児童生徒を対象とした学校週5日制対応事業及び三世代交流事業などを主催又は共催事業として開催するほか、子育て関係グループ等に施設を貸し出すことにより、地域の子育てを支援します。	生涯学習センター
1-2-3-26	地域活動促進(少年教育指導者派遣)事業	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課
1-2-3-27	子ども会育成会指導者講習会	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-28	子ども会リーダー研修会	各子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-29	子ども会ジュニア・リーダー養成研修会	中学・高校生のジュニア・リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-30	子どもわくわく体験活動支援事業	子どもの体験型学習活動を実施する市民団体等を支援することにより、子どもの体験活動機会を提供します。	生涯学習課
1-2-3-31	新春子どもフェスティバル事業	親子、家族づれや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に資するため実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
1-2-3-32	子ども会フットボール大会	子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うための一助として、子ども会フットボール大会を実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課



1-2-3-33	学校週5日制対応事業	コミュニティセンター及び生涯学習センターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター
1-2-3-34	蔵書情報提供事業	平成25年度に更新した図書館情報システムにより、インターネットによる予約・情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館
1-2-3-35	スポーツイベント開催事業	各種スポーツ行事等に負担金・補助金を支出し、スポーツ人口の拡大及び健康づくりを目的とし、生涯スポーツの推進を図ります。	スポーツ振興課
1-2-3-36	スポーツ指導者養成事業	市内でスポーツ少年団を指導している人を対象に、スポーツ少年団の育成・指導にあたるスポーツ少年団の認定員の養成を行います。	スポーツ振興課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
こども農園事業	10か所	17か所
環境学習活動事業	出前講座、環境学習講座 合わせて70回の実施	出前講座、環境学習講座 合わせて77回の実施
南部クリーンセンター環境学習事業	見学者数：年3,015人 （学習室利用者を含む）	見学者数：年3,100人 （学習室利用者を含む）
サンクリスタル学習事業	参加者数：11,796人 （5年間合計）	参加者数：15,000人 （5年間合計）
年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業	実施校：2校	実施校：7校
子どもわくわく体験活動支援事業	4団体	5団体

## 3

### 配慮を要する子どもと保護者への支援

#### 【1】児童虐待やいじめの防止の推進

##### 【現状と課題】

- 「高松市子ども・子育て条例」では、基本理念として「子ども・子育て支援は、子どもの人格と子どもが権利を持っていることを尊重して行われるものとする」と掲げ、「子どもの権利と責任」を明記しています。今後は、「子どもの権利と責任」についての考え方を広く普及させるため、子どもに対する教育だけでなく大人も理解を深められるよう、普及・啓発活動に取り組む必要があります。
- 本市における児童虐待相談対応件数は、平成 25 年度には 168 件となっており、このうち 4 割弱がネグレクト（養育の怠慢、放棄）となっています。
- アンケート調査結果によると、「自分の行為が児童虐待では？と思うことがある」保護者は 5.4%となっています。これを就学前児童の保護者全体に換算すると 1,200 人程度に相当し、リスクを抱えた保護者が少なくないということになります。また、近年、孤立化している子育て家庭や、育児不安や困難感を抱える保護者が増加しており、これらの保護者が子どもの虐待につながらないように支援していく必要があります。
- 児童虐待は、多くが家庭内で起こるため外部からは見えにくいことが多く、発見が遅れると命に関わることもあります。本市では、児童虐待を未然に防止するため、児童虐待防止を始め子どもに関するあらゆる相談事業のほか、養育支援が必要と思われる家庭への専門員による訪問、幼稚園・保育所・認定こども園への巡回相談等を実施しています。今後は、虐待の未然防止・早期発見のための地域サポート体制を構築するなど、さらに積極的な取組が求められています。また、幼稚園・保育所・こども園は早期発見・早期対応に重要な役割を果たすことから、養育支援の必要な子どもや保護者への適切な関わりができるよう、教職員の専門的知識の習得も重要となっています。
- 本市におけるいじめの認知件数は、平成 25 年度現在、小学校で 21 件、中学校で 54 件となっています。平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校が「学校いじめ防止基本方針」定め、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くことが義務付けられました。本市においても、いじめの未然防止・早期発見、適切な対応についての対策を、総合的かつ効果的に推進する必要があります。

##### 【基本方針】

- 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」、「高松市教育振興基本計画」を踏まえ、子どもを始めとする様々な人権課題の解決に向け、人権教育・啓発を推進します。
- 児童相談体制の充実強化を図るとともに、児童虐待の未然防止・早期発見のための地域サポート体制を構築します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園・学校では、児童虐待やいじめ等問題行動について早期発見、早期対応に努めます。

【計画】

①人権教育・啓発の推進

- 子どもの発達段階に即し、全ての教育活動の中に人権尊重の視点を取り入れ、主体的な人権教育を推進します。(人権教育課)
- 子どもの人権問題を始め、様々な人権問題の解決に向け、研修講座や講演会の開催などの啓発事業を行います。(人権啓発課)

②子どもの権利侵害等に関する相談支援の推進

- 相談事業の充実を図るとともに、主任児童委員活動への支援を行い、家庭・児童相談、女性相談、母子自立支援(相談)の充実に努めます。(子育て支援課)
- 児童福祉施設等において、利用者の権利の擁護等のため、苦情解決制度の周知と円滑な運用に努めます。(こども園運営課)

③児童虐待やいじめ等の予防・早期発見・早期対応の推進

- 育児について不安や負担感を抱える保護者が、安心して育児ができるよう、臨床心理士による個別のカウンセリング及びグループミーティングを実施する育児支援事業「ひまわり」を推進します。(保健センター)
- 高松市児童対策協議会(要保護児童対策地域協議会)において、要保護児童とその保護者の保護を図るために必要な情報の交換を行い、適切な支援に努めます。(子育て支援課)
- 児童の養育や特定な状況にある妊婦について、支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、専門的知識を持った養育支援員等が訪問し、指導・援助を行うことで、家庭や地域における児童の養育機能の安定、向上を図ります。(子育て支援課)
- 幼稚園・保育所・こども園に対して巡回相談指導を実施するとともに、社会福祉士、対象施設職員、市職員等の関係者が事業の成果や課題について討議を行い、さらに充実した支援に結び付けます。(こども園運営課)
- 専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見、早期対応や未然防止に努めるとともに、校内の教育相談体制の充実を図ります。(学校教育課)

**子どもの虐待防止・DV防止**

**「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」等啓発活動**

11月の児童虐待防止推進月間とDV防止啓発週間(11/12~11/25)を重点に市内の街頭等で啓発グッズを配布し、子どもへの虐待とDV防止を市民に呼びかける「オレンジリボン&パープルリボン・キャンペーン」を実施するほか、ことでん瓦町駅構内に電照サインを掲出するなど、子ども虐待防止とDV防止の啓発活動を推進します。

【事業一覧】

①人権教育、啓発の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1-1	人権啓発活動事業	児童生徒・保護者、社会教育団体等による合唱、人権劇などを内容とする「みんなで人権を考える会」を開催し、幼児・児童生徒及びその保護者始め、広く市民の人権意識の高揚を図ります。	人権教育課
1-3-1-2	学校人権教育推進事業	市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校に対し、人権教育指導資料の作成・発行、人権教育教員研修会の開催等を行い、人権教育・啓発の推進を図ります。	人権教育課
1-3-1-3	社会人権教育推進事業	人権教育市民講座、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入等を行い、人権教育の推進を図ります。	人権教育課
1-3-1-4	人権啓発推進事業	「高松市人権擁護に関する条例」等の啓発推進、関係団体への参画、人権相談を行います。	人権啓発課
1-3-1-5	子どもの権利の普及・啓発事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館等で、各種行事に合わせて人権啓発用パンフレット等を配布するなど、多様な普及・啓発活動を実施します。	人権啓発課

②子どもの権利侵害に関する相談支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1-6	人権相談事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館で随時、人権相談を実施します。	人権啓発課
1-3-1-7	児童家庭相談事業	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	子育て支援課
1-3-1-8	苦情解決窓口設置事業	高松市が経営する社会福祉事業における利用者からの苦情を適切に対応するため、公立保育所等に苦情受付窓口等を設置し、利用者の権利擁護、ニーズの把握、処遇の改善を行います。	こども園運営課

③児童虐待やいじめ等の予防・早期発見・早期対応

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1-9	育児支援事業（ひまわり）	育児への心配やとまどい等の育児不安をもつ保護者を対象に専門職による個別相談、グループカウンセリングを行います。	保健センター
1-3-1-10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その自宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子育て支援課
1-3-1-11 【再掲】 (1-3-4-3)	要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待をはじめとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	子育て支援課
1-3-1-12	養育支援相談事業	社会福祉士が相談支援員として、幼稚園・保育所・こども園を巡回し、各園・所の個々のケースに応じて、専門的見地から、親子への関わり方や支援方針、保育方針等への助言を行います。	こども園運営課
1-3-1-13 【再掲】 (1-2-2-24)	いじめ等対策事業	小学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止を図ります。	学校教育課
1-3-1-14 【再掲】 (1-2-2-25) (3-1-2-4)	児童生徒指導推進事業	小学校の生徒指導の充実を図るため、学校、地域に関わりの深い人材を「ハートアドバイザー」として配置します。また、中学校の生徒指導の充実を図るため、地域ボランティアを募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図るとともに、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、関係機関等のネットワークを活用し、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図ります。 また、国の「いじめ防止対策推進法」施行に伴い、いじめ相談の体制強化のため「いじめ相談専門員」を配置します。	学校教育課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
人権啓発活動事業	参加者 454人	参加者 600人



## 【2】障がいのある子どもへの支援の充実

### 【現状と課題】

- 本市における身体障がいや知的障がいのある子どもは、平成 25 年度末現在で、身体障がい児 305 人、知的障がい児 752 人となっています。特に知的障がい児は、平成 18 年度末の 600 人から 152 人も増加しています。さらに、自閉性や学習障がい (LD)、注意欠陥多動性障がい (ADHD) などの発達障がいのある子どもも増えてきています。
- マスコミ等の影響を受けて、障がいや障がい児に対する理解や発達障がい児に対する特別な配慮の必要性などに対する理解は進みつつありますが、まだまだ障がい児やその家庭の人権が侵されるという場面があります。障がい児が社会の一員として、安心して生活できる社会をつくるためには、障がい児に対する理解と認識を深めることが重要です。
- 平成 25 年度現在、本市の市立幼稚園における配慮を要する園児は 121 人、保育所における障がい児保育は 191 人となっています。特別支援学級には、小学校で 449 人、中学校で 168 人が在籍し、特別支援学校については、幼稚部 18 人、小学部 129 人、中学部 154 人、高等部 221 人、合計 522 人が在籍しています。また、学習面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が近年増加していますが、文部科学省が平成 24 年に実施した「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によると、約 6.5%程度の割合で通常の学級に在籍しています。
- 近年、幼稚園・保育所・認定こども園等へ入所を希望する障がい児の増加及び重度重複障がいや発達障がい等、障がいの内容の多様化・複雑化に伴い、障がいのある子どもやその保護者に対し、早期からの支援が求められています。また、子ども本人や保護者の希望に沿って、適切な教育・保育を提供していく必要がありますが、特に発達障がいのある子どもについては個々に状況が異なるため、支援手法の確立や専門的知識を持った人材の確保が進んでいないという課題があります。
- 学校においても、重度重複障がいのある児童生徒が増加するとともに、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の通常学級において指導が行われている児童生徒への対応も課題になるなど、障がいのある児童生徒の量的な拡大、障害種の多様化による質的な複雑化も進行しています。また、特別支援教育に携わる教員の専門性が不十分な状況にあり、個々の教員の専門性の確保が必要となっています。
- 障がいのある子どもについては、保護者、関係施設、就学先、関係機関との連携を図り、個別の支援計画を作成していますが、今後も、将来を見据えて継続的に支援しくことが重要です。
- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者が日頃悩んでいることとして、「子どもの性格や行動のこと」が最も多くなっていることからわかるように、発達面で不安を持つ保護者が増えています。本市では、保護者の育児不安の解消や負担感の緩和を図るため、発達に遅れのある児童の個別相談・グループカウンセリングや、遊びを通して親子のきずなを深め、発達を支援するための事業を実施していますが、さらに充実を図る必要があります。また、3歳児健診から就学前の空白期間において、発達障がいの早期発見・早期対応のための体制整備を検討していく必要があります。
- 障がい児が家庭や地域社会で安心して生活できるように、日常生活用具や補装具の給付等に

よる在宅支援、手当の支給、医療費の助成等経済的負担の軽減などを実施するとともに障がい児の利用に考慮した公共施設等の整備に努めているほか、スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参加促進を図っています。また、障がい児の療育については、香川県障害福祉相談所を中心に相談・指導を行うとともに、障がい児通園施設において、機能回復訓練や集団生活への適応訓練等を行っています。今後も、障がい児や家族の個々のニーズに対応した支援を行っていく必要があります。

- 学校外の施設や病院に入園、入院している児童生徒に対し、教育の場を設け、学習指導を行うため施設内学級、院内学級を設置していますが、今後も学習指導の充実に努める必要があります。

### 【基本方針】

- 障がいや障がい児に対する理解と認識を深めるため、啓発・広報の推進と交流・ふれあい活動の促進を図ります。
- 障がい児や家族が地域社会で安心して生活できるよう、福祉サービスの充実や福祉環境の整備、各種助成事業を推進するとともに、障がい児療育支援事業等の各種事業の周知を図ります。
- 全ての障がい児が、障がいの程度や種別に応じて、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。
- 施設、病院等に入園、入院をしている児童生徒に対し、教育の場を設け、学習指導の充実に努めます。
- 発達障がいを含む全ての障がい児とその保護者に対して、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制を構築し、子どもの自立や社会参加を促進します。

### 【計画】

#### ①障がいや障がい児に対する理解の促進

- 障がい児等に対する理解と認識を深めるため、「障害児を守る日」を中心に、啓発キャンペーンや懸垂幕掲出等を実施するとともに、各種広報媒体を活用し、市民意識の高揚を図ります。(障がい福祉課)

#### ②地域生活を送る上での支援の充実

- つどいの広場・地域子育て支援センター等の関係機関・団体や、障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。(障がい福祉課)
- スポーツ大会開催の支援や障がい児作品展を開催するとともに、社会見学事業を実施し、障がい児の社会活動への参加を促進します。(障がい福祉課)
- 補装具・日常生活用具の給付、紙おむつの支給等の在宅支援福祉サービスを充実します。(障がい福祉課)
- 障がい児の障がいの程度や保護者の状況を勘案して、障害福祉サービス（居宅介護、デイサービス、短期入所）の支給決定等を行います。(障がい福祉課)
- 障がい児の育成を図るため、香川県障害福祉相談所等と連携し、障がい児通園事業の充実と

保育所での障がい児保育の拡充を行うとともに、在宅の児童に対する育児相談を実施するなど療育の充実に努めます。(障がい福祉課)

- 在宅の重度の肢体不自由と重度の知的障がいを重複している障がい児に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等を行います。(障がい福祉課)
- 保護者が就労等により、昼間家庭にいない特別支援学校の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。(障がい福祉課)

### ③障がい児等への教育・保育の充実、全ての障がい児等への教育・保育の保障

- 関係機関との連携体制を整備し、幼稚園・保育所・認定こども園等での障がい児保育等の拡充を行うとともに、在宅障がい児やその保護者が気軽に集い、交流し、子育ての喜びが感じられ、また、子育てに関する知識が得られるよう、ふれあい保育を実施します。(こども園運営課)
- 発達障がい等のある児童に適切に対応するため、発達障がい児等支援員などを配置あるいはその配置に必要な経費の一部支弁を行い、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行います。(こども園運営課)
- 教職員に対して、特別支援教育に関する講話や事例研究などの研修を行います。(こども園運営課)
- 教育相談活動充実のため、定期の就学教育相談だけでなく、保護者等の希望や願いに耳を傾けながら、随時に相談を受けるようにします。(学校教育課)
- 特別支援教育への転換が図られている現状を踏まえ、LD、ADHD等の発達障がいに関する内容を取り入れ、研修会の充実に努めます。(学校教育課)
- 学校外の施設や病院に入園、入院している児童生徒に対して、今後も教育の場を設け学習指導を行う必要から、施設内学級、院内学級を設置します。(学校教育課)

### ④早期から一貫した支援体制の構築

- 発達障がいを有する障がい児に対し、発達支援コーディネーターを中心に、サポート委員会等の関係者が連携し、個々の発達障がいの状態に応じた個別支援計画を作成し、必要な支援を行います。(障がい福祉課)
- 特別な支援を要する子どもが在籍する施設に、専門家が継続的に巡回訪問し、一人一人に応じた支援方法等についての指導、保護者と専門家との相談会や関係機関が集まったのケース会議の開催、専門機関や就学先の小学校などに支援をつなぐ取組など、子ども一人一人の必要に応じた内容を展開します。(こども園運営課)

### ⑤経済的支援の充実

- 障がい児が家庭や地域で安心して生活していけるように、特別児童扶養手当を支給します。(こども家庭課)
- 障がい児が家庭や地域で安心して生活していけるように、障害児福祉手当・障害児福祉金の支給、特別児童扶養手当、医療費の助成などを行うほか、税の減免、運賃の割引等の各種助成制度の周知に努めます。(障がい福祉課)



【事業一覧】

①障がいや障がい児に対する理解の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-1	障害児を守る日 関係事業	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障がい児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンの実施や懸垂幕掲出、障がい児が作成した絵画、工作などによる作品展を開催します。	障がい福祉課

②地域生活を送る上での支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-2	障がい者相談支援事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
1-3-2-3	知的障がい者・児童療育相談事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
1-3-2-4	身体障害児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。	障がい福祉課
1-3-2-5	重度障害児日常生活用具給付事業	在宅の重度の心身障がい児に対し、入浴補助用具、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
1-3-2-6	障害児紙おむつ給付事業	3歳以上18歳未満で、おおむね6か月以上寝たきりの重度障がい児(身体障がいは、下肢、体幹、内部障がいで程度が1級に該当、知的は④に該当)で、生計中心者の前年分の所得額が800万円以下の者に、紙おむつを2か月ごとに給付します。	障がい福祉課
1-3-2-7	障害児団体事業補助金	障がい児、保護者の相互交流、障がい児への理解促進、及び障がい児福祉の向上と増進のために活動する団体を支援します。	障がい福祉課
1-3-2-8	障害児社会見学事業	社会見学事業を実施し、障がい児の社会活動への参加を促進します。	障がい福祉課
1-3-2-9	障害福祉サービス給付事業	障がい児に対し、次の3種類等の障害福祉サービスの支給決定等を行います。 ・居宅介護(家庭訪問による介護、家事ならびに通院時の付き添いのサービス) ・デイサービス(日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練) ・短期入所(施設に短期間の入所)	障がい福祉課
1-3-2-10	障害児放課後支援事業(放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。	障がい福祉課

1-3-2-11	在宅障がい児ふれあい事業	保育所を開放して在宅の障がい児やその親などとのふれあい保育を実施することにより、在宅の障がい児の支援を行います。	こども園運営課
----------	--------------	--	---------

③障がい児等への教育・保育の充実、全ての障がい児等への教育・保育の保障

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-12	特別支援教育支援会開催事業	障がいのある幼児に対して、特別支援教育関係者等で構成する特別支援教育支援会で、協議を行い、適切な就園指導を行います。	こども園運営課
1-3-2-13	発達障がい児等支援事業	発達障がい等のある児童に適切に対応するため、公立幼稚園及び公立保育所に発達障がい児等支援員を配置し、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行うとともに、私立保育所に対して、要支援児童を保育するために必要な経費の一部を支援します。	こども園運営課
1-3-2-14	障がい児保育事業	障がいのある児童の成長・発達を促すため、健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施します。	こども園運営課
1-3-2-15	教育相談・就学指導委員会開催事業	心身に障がいのある児童生徒の自立と社会参加を旨とした教育の実現に向け、特別支援教育に専門的な知識と深い経験を持つ医師や、大学教員、特別支援教育関係者等で構成する就学指導委員会で、児童生徒の障がいの種類、程度の的確な判断を行い適正な就学指導を行います。	学校教育課
1-3-2-16	特別支援教育推進事業	学校教育法等の改正を踏まえ、様々な障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うため、市内の小・中学校に特別支援教育支援員・特別支援教育サポーターを配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行います。 発達障がいのある子どもたちの保護者と教職員を対象に、子どもたちが自立し社会生活をスムーズに送ることができるよう、専門家（ドクター）によるソーシャルスキルトレーニングに関する研修会を実施します。	学校教育課
1-3-2-17	特別支援教育体制整備推進事業	幼稚園から高等学校までの発達段階に応じた、発達障がいを含む様々な障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援のための体制整備を推進するために、巡回相談員、専門家チームによる巡回相談、県立特別支援学校教員による連携訪問等を行い、障がいのある幼児児童生徒の指導内容・方法についての指導・助言を行い充実を図ります。 巡回相談員研修会、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーターの資質向上のための研修会の開催、特別支援教育コーディネーター養成専門研修、特別支援教育研修会を香川県と共催し、受講者の専門性の向上を図ります。	学校教育課

1-3-2-18	障害児通園施設事業	心身に障がいのある児童が通園し、訓練及び療育指導を受けることにより、日常生活における基本的動作の習得を図ります。	障がい福祉課
1-3-2-19	院内学級設置事業	慢性疾患等で長期入院している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために病院内に院内学級を設置し、長期入院の児童生徒の教育向上を図ります。	学校教育課
1-3-2-20	施設内学級設置事業	施設に入園している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、施設内に施設内学級を設置し、入園の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課

#### ④早期から一貫した支援体制の構築

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-21	発達障害者サポート事業	自閉症等の発達障がいをもつ障がい児に対し、発達障害支援コーディネーターを中心に、連絡調整会等の関係者が連携し、個々の発達障がいの状態に応じたきめ細やかな個別支援計画を作成の上、必要な支援を行います。	障がい福祉課
1-3-2-22	発達障がい児等支援体制構築事業（保育所・幼稚園・こども園）	発達障がいを含む全ての障がいのある子どもやその保護者に対して、市と関係部局との連携を図りながら、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制を構築し、子どもの自立や社会参加に向けた指導や支援の充実、改善を図ります。	こども園運営課

#### ⑤経済的支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-2-23	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
1-3-2-24	障害児福祉手当支給事業	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
1-3-2-25	障害児福祉金支給事業	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳④、A、⑥及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
1-3-2-26	自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童または現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	保健センター
1-3-2-27	育成医療等負担費用助成事業	育成医療等の給付を受け、国の徴収基準に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成します。（福祉医療助成対象者は除く。）	障がい福祉課

第2部 各論／第1章 「子どもの成長」への支援／3. 配慮を要する子どもと保護者への支援

1-2-2-28	障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課
1-2-2-29	難聴児補聴器購入費用助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
在宅障がい児ふれあい事業	23回	28回
特別支援教育推進事業	特別支援教育サポーターの配置 39人	特別支援教育サポーターの配置 73人

### 【3】ひとり親家庭への支援の充実

#### 【現状と課題】

- ひとり親家庭は、離婚などにより増加傾向にあり、本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数（他の親族がいない単独世帯）は、平成22年国勢調査によると2,984世帯であり、このうち2,711世帯（90.9%）は母子家庭となっています。
- ひとり親家庭の多くは社会的・経済的に不安定な状況に置かれていることから、生活の安定と自立を促進するための援護が必要となっています。
- ひとり親家庭の親は、子育てと生計を一人で行わなければならない、子育てや生活のことなど様々な問題を抱えることとなります。このようなときに、悩みの相談が気軽にでき、適切な助言を得られるような環境づくりが必要です。
- ひとり親家庭の自立を促進するためには、経済的な負担の軽減のための取組だけでなく、就労に向けた技能講習の実施や就労情報の提供、保育サービスの優先的な利用枠の確保、ひとり親家庭の就労に対する企業の理解促進を図るなど、総合的な就労支援の体制づくりが必要です。

#### 【基本方針】

- ひとり親が悩みや不安を専門家や親同士で相談できるよう、相談体制の充実に取り組みます。
- 母子家庭等が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進します。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的支援を行うとともに、各種制度の利用の利便性の向上に努めます。

#### 【計画】

##### ①情報提供の推進

- ひとり親家庭等を側面的に支援するため、ひとり親家庭向け情報誌「たかまつひとり親家庭サポートブック」の発行、ひとり親ウェブサイトの情報更新、運営管理を行います。（子育て支援課）

##### ②ひとり親家庭の自立支援、就業支援の推進

- 母子家庭等が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進します。（こども家庭課）
- 母子家庭等の自立支援の推進を図るため、母子生活支援施設（屋島ファミリーホーム）入所事業等を実施します。（子育て支援課）

##### ③ひとり親家庭への経済的支援の推進

- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等、各種制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、適正な貸付や給付事務の実施により支援体制の整備を促進

します。(こども家庭課)

- 医療保険各法の規定により療養の給付を受けることができる者のうち、母子家庭等の者に対して、保険診療に係る自己負担部分を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。(こども家庭課)

【事業一覧】

①情報提供の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-3-1	子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ることを目的に、ひとり親家庭向け情報誌「たかまつひとり親サポートハンドブック」の情報管理と発行、ひとり親ウェブサイトの情報更新・運営管理を行います。	子育て支援課

②ひとり親家庭の自立支援、就業支援の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-3-2	ひとり親家庭自立支援事業	母子家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員が相談・助言等を行います。	こども家庭課
1-3-3-3	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の自立支援のため、就職支援セミナーや就業に結びつく可能性の高い技術・資格を有するための就業講習会等を実施します。	こども家庭課
1-3-3-4	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、就業に結びつく可能性の高い講座を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給します。	こども家庭課
1-3-3-5	高等職業訓練促進費等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師、介護福祉士などの資格取得のため、専門学校などで2年以上修行する場合に、「高等訓練促進費」及び「入学支援修了一時金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図ります。	こども家庭課
1-3-3-6	自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施します。	こども家庭課
1-3-3-7	ひとり親家庭無料職業紹介事業	ひとり親を対象に無料職業紹介所を開設し、児童扶養手当資格者に対し、職業紹介や求人情報の提供などを行います。	こども家庭課



1-3-3-8 【再掲】 (1-3-4-1)	母子生活支援施設(屋島ファミリーホーム)運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある(DV被害にあった女子等)とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
------------------------------	--------------------------	---	--------

③ひとり親家庭への経済的支援の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-3-9	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
1-3-3-10	児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない母子家庭等に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
1-3-3-11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
1-3-3-12	ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
1-3-3-13	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の就職活動や疾病等の事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間を限度として一時的な家事・介護等のサービスを提供します。	こども家庭課

【数値目標】

事業名	平成25年度末(実績)	平成31年度末(目標)
自立支援プログラム策定事業	プログラム策定数 113件	プログラム策定数 150件

## 【4】社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

### 【現状と課題】

- 近年、子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、子どもや家庭における課題は複雑化、深刻化しています。そのような中で、全ての子どもに良質な養育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。
- 高松市としても、社会的養護を必要とする子どもたちが、その権利を護られ、希望や自信、信頼感をもって健やかに育ち、社会に参加していけるよう、社会全体で子どもの成長や子育てを支えていく必要があります。
- 社会的養護に関しては、香川県子育て支援課や児童相談所等が主として対応していますが、高松市の児童家庭相談事業や、要保護児童対策地域協議会である「高松市児童対策協議会」と密接に関係しており、要保護児童等に対して切れ目のない支援をしていくことが重要です。
- 要保護児童等には、行政だけではなく、学校・保育所等や、自治会、民生委員、主任児童委員等の地域活動と連携して支援するとともに、地域でのサポート体制の充実が求められています。
- DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設等による専門的な支援も必要とされています。

### 【基本方針】

- 社会的養護の理念である「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を基本に、地域活動と連携して子育て支援を展開していきます。

### 【計画】

- 児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、要保護児童対策協議会において関係機関等と情報共有し、役割分担や協議を行います。(子育て支援課)
- 母子生活支援施設は、地域の拠点として家庭的養護の支援を推進するとともに、地域等と連携して入所者の生活支援・自立支援に努めます。(子育て支援課)
- 子育ての支援者を持たない家庭には、緊急時や病気・出産等に際し、安心して専念してもらうため、子育て短期支援事業等を提供することで子育てを支援していきます。(子育て支援課)
- 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、県や地域と連携しながら、子育て支援を提供し、子どもを支え見守るとともに、家庭が抱えている問題の軽減化を図ります。(子育て支援課)
- 里親制度の普及と委託率の向上に向けて、広報たかまつ、ホームページに掲載するなど、県と協力しながら周知・啓発を図ります。(子育て支援課)



【事業一覧】

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-4-1 【再掲】 (1-3-3-8)	母子生活支援施設運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある（DV被害にあった女子等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
1-3-4-2 【再掲】 (2-1-1-13)	子育て短期支援事業	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	子育て支援課
1-3-4-3 【再掲】 (1-3-1-11)	要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待をはじめとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	子育て支援課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
子育て短期支援事業	実施施設数 1 か所	実施施設数 2 か所

## 第2章 「子育て家庭」への支援

### 1 地域における子育て支援

#### 【1】地域における子育て家庭への支援の充実

##### 【現状と課題】

- 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などの環境の変化により、子育て家庭は従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けて、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。特に、家庭で子育てをしている保護者は、不安感、負担感、孤立感などを抱かえながら、日々の子育てを行っていることも多く、これが子どもへの虐待につながっていくことにもなりかねません。
- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者や小学生の保護者の約9割が子育てに関して何らかの悩みを抱えています。また、地域に子どもや子育て家庭を支援する体制や雰囲気があると思う保護者（就学前）は25.6%と少なくなっています。
- 保育所やつどいの広場、地域子育て支援センターなどでは、施設の開放、育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援などを行っています。幼稚園では、未就園児を含めた近隣の親子を対象に、園庭開放や、園児と未就園児親子の交流活動を行っています。今後、子育ての楽しさを伝え、在宅の親子を含めた地域での子育てを支援していくためには、市全域での事業の拡充と内容の充実が必要です。
- 地域住民に最も密着した施設であるコミュニティセンターでは、子育てに関する講座の開催を支援していますが、学習を支える指導者やスタッフ等の人材情報の提供が必要となっています。
- 少年育成センターでは、誰もが気軽に相談できるよう専門相談員を配置し、相談活動の充実を図っています。最近では、相談内容が多岐に渡り、かつ専門的な知識を要する相談も増えていることから、専門相談員の資質向上に努めています。また、各地域で相談に応じられる少年相談員の養成に努めています。現在、少年相談員が不在となっている校区もあり、様々な機会を捉え、少年相談員の意義の啓発と養成講座の受講者を募っていく必要があります。
- 子どもの活動範囲は、成長段階に応じて徐々に自宅から広がっていきます。子どもの安全のためには、親だけが目を配るのではなく地域の見守りや助け合いも必要です。また、子どもや青少年のいじめ、非行などの問題行動が増加しており、これらの多様な問題行動に対して、学校は地域や関係機関と連携を図り対応していくことが重要です。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等の問題は社会全体で取り組む課題となっており、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の交流や連帯を深め、地域ぐるみの子育て支援の充実が求められています。
- アンケート調査結果によると、子どもの関する相談支援機関の認知度は、保健センターでの

相談事業を除くと3～4割程度となっています。また、子育て支援サービスについても認知度が5割に満たない事業が多くなっています。必要な支援を、必要としている子どもとその家庭が利用できるようにするために、子育て支援に関する市の施策や事業の認知度の向上を図る必要があります。今後は、各種広報媒体を通じて、分かりやすく、タイムリーな情報提供をさらに充実していくことが重要です。

### 【基本方針】

- 地域の子育て支援拠点において、子育て中の親子が交流し、仲間づくりを行い、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制の充実を図り、全ての子どもと子育て家庭への支援を推進します。
- 保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的な支援が必要な場合など、多様な市民ニーズに対応した様々な子育て支援施策・事業を実施します。
- 地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進できるよう、地域全体の教育力の向上に努めるとともに、自主的な地域における子育て支援活動の促進を図ります。
- 各種の子ども・子育て支援に関する施策や事業の周知に努めます。

### 【計画】

#### ①地域子育て支援施設を活用した相談支援・交流事業の充実

- 地域の子育て家庭に対する育児相談・指導、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援を行う、地域子育て支援拠点の拡充を図ります。(子育て支援課、こども園運営課)
- 地域の子どもの子育てに関する様々な問題について、育児の不安や悩みを持つ親からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。(子育て支援課)
- 幼稚園・保育所・認定こども園等において、園庭・園舎の地域への開放、子育て情報の提供、未就園児の親子に対する遊び場の提供、子育て座談会や子育て相談、教育相談、地域の人材・自然・施設・行事などを活用したふれあい活動等を推進します。(こども園運営課)

#### ②地域の教育力の向上、地域ぐるみによる子育て支援体制の整備

- 地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人間の相互交流・情報交換を行うなど連携・協働を図るための場を設定します。(子育て支援課)
- 高齢者との交流を持つことができるような行事を、保育所などの年間行事に取り入れ、地域における高齢者との交流を図ります。(こども園運営課)
- 地域ぐるみで子どもの健全育成活動を行う母親クラブ等の地域組織活動を支援します。(子育て支援課)
- 地域みずからのまちづくりに取り組むため、各地区(校区)で構築される地域コミュニティに対し、コミュニティ活動を推進するため各種支援策を実施する中で、地域でのふれあい交流や子育て支援の機会・場所を確保し、連帯のまちづくりを推進します。(地域政策課)
- 社会の多種多様な問題や課題に対して、市民活動団体と行政がお互いの自主性を尊重するとともに、相互に理解しながら、協働で事業を実施し、課題解決を図り、市民主体のまちづくりの実現を目指します。(地域政策課)

### ③地域における子育て支援機能の充実

- 子育て家庭に必要なサービスを適切に提供できるよう調整を行う地域子育て支援コーディネート事業を地域子育て支援拠点事業実施施設等で実施します。(子育て支援課)
- 地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をして欲しい人」が会員となって、一時的に子育てを助け合う事業であるファミリー・サポート・センター事業を推進します。(子育て支援課)
- 保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施します。(こども園運営課)
- 保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に児童の養育が困難になった時に、児童福祉施設等において養育する、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）等の周知と充実を図ります。(子育て支援課)
- 少年育成センターへの来所相談のほか、子ども相談電話「こどもスマイルテレホン」により、子どもに関する相談を受け付け、専門相談員が指導・助言します。また、専門的な知識を要する相談に対応できるよう、関係機関及び各相談機関等と連携を図るとともに、各種研修を受講する等、専門相談員自らの資質向上を図ります。(生涯学習課少年育成センター)
- 少年相談員養成講座を実施し、身近な地域の中に少年相談員を育成し、地域での子育て支援の充実を図ります。(生涯学習課少年育成センター)

### ④施策・事業の周知・啓発、情報提供の推進

- 子育てサービス等が利用者に十分周知されるよう、情報誌の作成・配布等により情報提供を行います。(子育て支援課)
- 広報たかまつの発行をはじめ、ケーブルテレビ市政情報番組やテレビ、ラジオなど各種媒体で、子育て家庭を対象とする番組等を企画し、親子で参加できるイベントのほか、市の施策や事業等の子育てに役立つ情報を発信します。(広聴広報課)

## 【事業一覧】

### ①地域子育て支援施設を活用した支援の充実（幼稚園・保育所・学校開放を含む）

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-1 【再掲】 (3-2-2-2)	地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 (私立保育所以外) こども園運営課 (私立保育所)
2-1-1-2	子育て集会室“夢てらす”事業	子育てを行っている家庭を支援するため、保護者や乳幼児が気軽に集い、語り合い、相互に交流できる場を提供します。	子育て支援課
2-1-1-3	地域子育て推進事業	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども園運営課

2-1-1-4	地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども園運営課
---------	-------------------	---	---------

②地域の教育力の向上、地域ぐるみによる子育て支援体制の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-5	幼児セミナー等コミュニティセンター講座事業	地域で安心して子どもを生き育てることができるよう、コミュニティセンターで、幼児セミナーや親子ふれあい教室や育児セミナーを開催します。	生涯学習センター
2-1-1-6 【再掲】 (3-2-1-2)	地域組織(母親クラブ)補助事業	地域組織(本市の区域内において、本市内に居住する住民で組織するものをいう)に対し高松市地域組織活動費補助金を交付することにより、地域組織の活動を促進します。	子育て支援課
2-1-1-7 【再掲】 (3-2-1-3)	地域コミュニティ活動推進事業	地域みずからのもちづくりに取り組むため、各地区(校区)で構築される地域コミュニティの構築と活動に対する各種の支援を行います。	地域政策課
2-1-1-8 【再掲】 (3-2-1-4)	地域まちづくり交付金交付事業	住民自治及び市民と行政との協働による地域自らのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ協議会に対して、地域の各種事業・団体に交付される補助金を一元化して交付します。	地域政策課
2-1-1-9	協働企画提案事業	市民の発想を生かした事業提案を募集し、市民活動団体と高松市が協働で事業を実施することにより、社会的な課題等に取組、市民サービスの向上を目指します。	地域政策課

③地域における子育て支援機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-10	利用者支援事業	利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発を行います。	子育て支援課
2-1-1-11 【再掲】 (2-2-1-2)	一時預かり事業	保護者の傷病等による緊急時に一時的な保育を実施します。	こども園運営課
2-1-1-12 【再掲】 (2-2-1-10)	ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員(有償ボランティア)組織をつくるため、その拠点として、「たかまつファミリー・サポート・センター」を設置し、会員組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課

2-1-1-13 【再掲】 (1-3-4-2)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な保護を行います。	子育て支援課
2-1-1-14	相談事業(スマイルテレホン等)	誰もが気軽に何でも相談できるよう、来所相談のほか、子ども相談電話「こどもスマイルテレホン」を開設し、子どもに関する相談を受け付け、専門相談員が指導・助言します。 また、少年相談員養成講座を実施し、市内全ての校区に少年相談員が配置されるよう、地域の子育て支援の充実を図ります。	生涯学習課少年育成センター
2-1-1-15	女性相談員事業	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施します。	子育て支援課

④施策・事業の周知・啓発、情報提供の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1-16 【再掲】 (1-3-3-1)	子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック ・たかまつひとり親家庭サポートハンドブック ・らっこネット	子育て支援課
2-1-1-17	「笑顔で♪子育て」展	市役所1階市民ホールにおいて、こども未来部で実施している各種子育て支援事業について紹介するパネル展を実施します。	子育て支援課
2-1-1-18	人材情報提供事業(乳幼児教育関係)	市民の学習活動を支援するため、生涯学習センターのホームページで提供している各種学習情報に、乳幼児教育に関する人材情報を登録し、広く市民へ提供します。	生涯学習センター
2-1-1-19	広報事業	親子で参加できるイベントのほか、市の施策や事業等の子どもや子育てに役立つ情報を、各種広報媒体を通じて提供します。	広聴広報課

【数値目標】

事業名	平成25年度末(実績)	平成31年度末(目標)
地域子育て推進事業	39か所で実施	46か所で実施
子育て支援総合情報発信事業	子育てハンドブック 配布部数 10,000部/年	子育てハンドブック 配布部数 10,000部/年



## 【2】家庭における教育力の向上

### 【現状と課題】

- 子育てについては、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」と関連法律に明記されており、子育ての原点は家庭生活・家庭教育であることを踏まえ、家庭における教育力の向上を図る必要があります。親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していく必要があります。
- 子どもが健やかに育つ上で、家庭は全ての教育の出発点として、重要な役割を担っています。本市では、家庭教育学級、子育て力向上応援講座等の実施を通して、親の役割等の家庭教育に関する学習機会の提供や保護者のネットワークづくりの支援に取り組んでいますが、今後も家庭における教育力向上に向け、さらなる事業の充実が求められています。
- 中央図書館では、子どもたちが、夢を持ってのびのびと生活できる教育環境整備の一環として、おはなし会などの各種子ども向け行事や子ども読書まつりを開催しています。また、ブックスタート事業を通じて保護者等の楽しい子育て参加を推進するほか、子育てに関する資料や情報を一個所に取りまとめて提供しています。今後も、家庭における読書活動の普及啓発を推進していく必要があります。

### 【基本方針】

- 子どもの健全な成長を促すため、子育てについて、学習・体験できる機会をつくり、家庭・地域における教育力の向上に努めます。
- 子どもの読書活動を推進するため、読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭での積極的な取組が進められるよう読書活動の普及啓発を推進します。

### 【計画】

#### ①家庭における教育力の向上

- はじめての出産を迎える夫婦を対象に、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。(保健センター)
- 家庭における子どもの教育上の諸問題や家族の意義、役割等について学習する場として家庭教育学級の開設、子育てにおける課題や子どもの成長、基本的な生活リズム等を学習する子育て力向上応援講座の開設など、家庭・地域における教育力を高める学習機会の充実に努めます。(生涯学習課)
- コミュニティセンターにおいて、子育てに関する講座等を開催します。(生涯学習センター)

#### ②家庭における読書活動の推進

- 子どもの読書活動を推進するため、図書館等において読書に親しむ機会を提供します。(中央図書館)
- 乳幼児期からの読み聞かせ等読書活動の必要性や重要性について啓発を行います。(中央図書館)
- 子育て中の保護者等が利用しやすいよう子育てに関する図書や情報を取りまとめて提供し



ます。(中央図書館)

- 新高松市子ども読書活動推進計画【改訂版】に基づく事業の進行管理を行います。(中央図書館)

【事業一覧】

①家庭における教育力の向上

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-2-1 【再掲】 (2-2-2-7)	はじめてのパパ ママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	保健センター
2-1-2-2	子育て相談事業	子育てに関する多種多様な相談に、専門の相談員を配置して対応しているほか、必要に応じて、適切な窓口や専門機関を紹介します。	子育て支援課
2-1-2-3	子育て力向上応援講座事業	家庭での子育て力向上を図るため、子育てにおける課題や子どもの成長、子どもの生活リズム、コミュニケーション等について、就学時健康診断等を活用した子育て力向上応援講座を開設します。	生涯学習課
2-1-2-4	家庭教育学級事業	家庭教育は子どもの健全な成長、人格の形成にとって重要な役割をもつことから保護者などを対象に、家庭における子どもの発達段階に対応した学習の場として、コミュニティセンター等で開設します	生涯学習課
2-1-2-5	家庭教育情報テレビ事業	仕事や家庭の事情等により子育て力向上応援講座等に参加できない親向けに、ケーブルテレビの高松市政チャンネルを活用して家庭教育に関する番組を放映し、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課
2-1-2-6	早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するクリアファイル等の配布や、小・中学校の児童生徒にチェックシートを配布するなど、家庭教育や子育てに役立つ情報等を提供します。	生涯学習課
2-1-2-7	高松市きっずの森事業	高松市の概要を始め、講座情報や体験学習、遊び場の情報などを、ホームページを通して情報提供し、子どもの健全育成を図ります。	生涯学習課
2-1-2-8	三世代交流事業	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター

## ②家庭における読書活動の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-2-9	子ども読書まつり事業	子ども読書活動推進計画の重点プロジェクトになっている「子ども読書まつり」を開催し、多彩な児童行事や講演会で、子どもには読書への動機づけ、また、保護者には子ども読書活動への認識を高めてもらい、子ども読書活動の推進を図ります。	中央図書館
2-1-2-10	各種子ども向け事業	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種の子ども参加行事を行うことにより、読書に興味を持たせるとともに、子どもたちの心身の健やかな成長を図ります。	中央図書館
2-1-2-11	ブックスタート事業	保健センターと連携を図り、保健センターほか各地域コミュニティセンター等で実施している4か月児相談時等に、赤ちゃんとその保護者等に絵本パックを贈呈し、その利用方法と効用の説明を行うことにより、保護者等の楽しい子育て参加を推進するとともに、読書への動機づけを図ります。	中央図書館
2-1-2-12	子育て支援コーナー設置事業	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
2-1-2-13	子ども読書活動推進計画事業	子ども読書活動を、総合的かつ効果的に推進するため子ども読書活動推進計画を策定するとともに、子ども読書活動の推進に係る総合調整を行います。	中央図書館

## 【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
子育て力応援講座事業	79か所	105か所 全ての市立小学校、市立幼稚園及び私立幼稚園で実施
子ども読書まつり事業	参加者：1,500人	参加者：2,000人

### 【3】 経済的負担の軽減

#### 【現状と課題】

- 内閣府の「インターネットによる子育て費用に関する調査（平成22年3月）」によると、子育てにかかる年間費用は、未就学児で約84万円、保育所・幼稚園入園児で約122万円、小学生で約115万円、中学生で約156万円となっています。特に、子どもが小さい間は、世帯の収入も比較的少ないため、子育ての経済的負担が大きいと考えられます。
- 国においても子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組が進められ、平成22年度から「高校授業料無償化・就学支援金支給制度」が実施されています。
- アンケート調査結果（就学前児童の保護者）によると、子どもの人数について「理想より実際の方が少ない」人が5割を占めており、その最大の理由は「経済的な負担が増えるから」となっています。また、行政への期待として「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」が最も多くなっています。
- 本市では、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成、児童手当、児童扶養手当などの支給、保育料・幼稚園授業料の軽減・補助、学校教育費の負担軽減を実施しています。今後も、親になる世代が経済的理由によって子どもを持つことをあきらめないよう、子育てや教育の経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう、国の施策とも連携しながら支援を行っていく必要があります。

#### 【基本方針】

- 受益者負担との整合性を図りながら、医療費の助成、手当の支給、保育料・幼稚園授業料の軽減、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
- ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図ります。

#### 【計画】

- 子どもの医療費助成事業の対象年齢を、通院については平成27年4月から小学校を卒業する12歳年度末まで引き上げ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。（こども家庭課）
- 人口減少・少子化の流れを食い止め、若い世代が二人目、三人目の子どもを持ちたいと思えるような施策を重視する観点から、市独自の幼稚園・保育所等の利用料の第二子以降の多子世帯への上乗せ減免について、平成28年度からの実施を検討します。（こども園運営課）
- 幼稚園就園奨励費事業などにより、幼稚園に就園する園児の保護者に対して保育料等の軽減・補助を行うことで、保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の振興に努めます。（こども園運営課）
- 学校教育にかかる費用の負担軽減を図ります。（学校教育課）

## 【事業】

## ①医療費の助成

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-1	こども医療費助成事業	乳幼児（0歳から6歳就学前まで）に対して保険診療に係る自己負担部分を助成します。 6歳就学前から15歳年度末までの中学生を対象に入院のみ保険診療に係る自己負担部分を助成します。	こども家庭課

## ②幼稚園・保育所等の就園及び利用に関する援助

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-2	多子世帯保育料減免事業	保育所などに入所している多子世帯の保育料の減免を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-3	認可外保育施設第3子以降保育料助成事業	認可外保育施設に入所している第3子以降の保育料の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-4	私立幼稚園等第3子等就園費助成事業	私立幼稚園及び国立幼稚園に入園している第3子以降の保育料等の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-5	私立幼稚園就園費補助事業	私立幼稚園に入園している児童の保護者のうち、幼稚園就園奨励費の対象とならない保護者に対して、保育料等の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-6	幼稚園就園奨励費事業	幼稚園に入園する満3歳児（私立幼稚園のみ）、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して、所得状況に応じて保育料等の減免・補助を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-7	遠距離通学児童等通学費補助事業	合併前の香川町の区域内における香川町立東谷幼稚園の廃止に伴い、通園する園児の保護者に対して補助を行うことにより、保護者負担の軽減を図ります。	こども園運営課
2-1-3-8	第3子以降病児・病後児保育利用料無料化事業	第3子以降3歳未満児の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

③学校教育にかかる経済的負担の軽減

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-9	就学奨励事業	経済的な理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
2-1-3-10	児童生徒副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努めます。	学校教育課
2-1-3-11	教育資金支援事業	成績優秀かつ向学心おう盛な生徒であって、経済的理由のため進学困難な者に対し、奨学金を支給するとともに、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付け、教育の機会均等に努める。また、大学等へ進学した者の保護者で、入学資金融資制度を利用した者に対し、利子補給を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
2-1-3-12	遠距離児童・生徒等通学費助成事業	離島及び合併前の塩江町・香川町区域内の通学が困難な地域から通学する児童生徒の保護者、また、小学校の統合によって従前より通学距離が延長となる児童の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、児童生徒の安全及び保護者負担の軽減を図ります。	学校教育課

④子育て家庭に対する手当の支給

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-13	児童手当支給事業	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	こども家庭課

⑤障がいのある子どもをもつ家庭の経済的負担の軽減

「第1章 3－【2】障がいのある子どもへの支援」に記載

⑥ひとり親家庭の経済的負担の軽減

「第1章 3－【3】ひとり親家庭への支援」に記載

## 2 子育てと仕事の両立支援

### 【1】多様な保育事業の提供

#### 【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、就学前児童の母親が働いている家庭（産休中・育休中・介護休業中を含む）は54.1%と半数を超えており、今後、ますます増加が見込まれ、これに伴い保育所の利用ニーズも高まると予測されています。また、保護者の就労形態が変化していることから、多様な保育サービスの充実も求められています。
- 本市の保育所は、平成26年4月1日現在で、77か所の認可保育所が整備され、定員は8,754人となっています。しかしながら、低年齢児を中心に、地域によっては年度途中における待機児童が生じています。特に0歳児保育は需要が高く、待機児童の解消に向けた取組を緊急に進める必要があります。受入児童数の弾力的な運用のほか、年齢別定員の見直し等により、産休・育休明け保育の充実を図っていく必要があります。
- また、アンケート調査結果によると、母親が希望の時期に育児休業から職場復帰ができなかったのは「希望する保育所への入所」が最大の理由であることが明らかとなっており、保育所へ入所できないために、職場復帰を断念するケースもみられます。出産・子育てと仕事の両立を支援するため、育児休業から復帰して、スムーズに保育所が利用できるしくみづくりが求められています。
- 本市には28か所の認可外保育施設があり、474人が入所しています。これらの認可外保育施設は、夜間の保育ニーズや保育所などに入所できなかった等の理由で利用されていると考えられ、入所児童に対する質の高い保育を確保するため、適切な指導監督の実施や保育士等の研修会を開催し、参加を促進する必要があります。
- 本市では、就労形態や就労時間が多様化している中で、子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育、一時預かり、休日保育、障がい児保育、病児・病後児保育などの保育サービスの拡充を図っています。こうした多様な保育サービスの必要性は、今後さらに高まることが見込まれ、今後もサービスの量的確保とともに、保護者が子どもを安心して預けられるよう、保育士等に対する資質の向上のための研修や施設環境の整備・改善が必要です。
- また、就学児童については、母親が働いている家庭（産休中・育休中・介護休業中を含む）が65.1%を占めており、母親が昼間家庭にいない割合が増えています。家庭に代わる安心安全に過ごせる生活の場や遊びの場が求められていることから、直営43か所、民営12か所で放課後児童クラブを実施しています。その中で、特別な支援の必要な児童が増えてきており、放課後の居場所において、児童に対する十分な配慮ができるよう、放課後児童支援員の質の向上が望まれています。また、児童福祉法の一部改正により、平成27年度から対象が小学6年生までに拡大されることを受け、利用希望者の受け入れ態勢の整備が必要です。



### 【基本方針】

- 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、小学校に就学している全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携した実施に努めます。
- 保育所や放課後児童クラブの待機児童を解消するため、受入れ体制の充実を図ります。特に需要が高い乳児保育については、年齢別定員の見直し等により、産休・育休明け保育の充実を図ります。
- 多様な保育ニーズに対応する延長保育、休日保育、夜間保育等の特別保育事業の質、量の充実を図ります。また、認可外保育施設に対し、適切な指導監督や研修、助成を行い、保護者が安心して預けられる環境整備に努めます。

### 【計画】

#### ①待機児童の解消

- 待機児童解消に向けて、保育所や認定こども園の創設や増築、小規模保育事業などの拡充に積極的に取り組み、潜在的な保育ニーズも視野に入れ、地域のバランスを考慮して計画的な施設等の整備を進めます。（こども園運営課）

#### ②多様な保育ニーズ等への対応

- 一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育など、利用者が必要なサービスを受けられるよう、人材確保の支援や施設運営費の充実を図るなど、良好な教育・保育環境の維持、増進に努めます。（こども園運営課）
- 幼稚園における一時預かり（預かり保育）は、利用者が必要なサービスを受けられるよう、量的確保に向けた支援のあり方を検討します。（こども園運営課）
- 子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育を実施します。（子育て支援課）
- ファミリー・サポート・センター事業を実施し、子育てと仕事の両立、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。（子育て支援課）
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。（子育て支援課）

#### ③認可外保育施設の質の確保

- 認可外保育施設入所児童に対する適切な処遇を確保するため、認可外保育施設に対し助成を行うとともに、指導監督及び保育士等の研修を実施します。（こども園運営課）

#### ④総合的な放課後対策の充実

- 国の放課後子ども総合プランで示された運営委員会を活用するなどにより、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施など、総合的な放課後対策の充実を図ります。（子育て支援課）



- 放課後子ども教室推進マニュアルの見直しなどにより、小学校内で放課後子ども教室を実施する場合には、放課後児童クラブの児童も参加できるよう努めるとともに、小学校外で実施する場合においても、両事業の連携を推進します。(子育て支援課)
- 学校施設の使用に当たっては、責任体制の明確化等を図るため、あらかじめ教育委員会と市が協定を締結するなどにより、余裕教室を活用した施設整備を進めます。(子育て支援課)
- 研修等の充実により、放課後児童支援員等の資質向上に努めます。(子育て支援課)
- 放課後児童クラブの開所時間について、利用者及び保護者のニーズに対応した開所時間の設定に努めます。(子育て支援課)

【事業一覧】

①待機児童の解消

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-1	待機児童対策事業	県の待機児童対策補助事業により、年度途中で保育所入所に係る待機児童の発生が予想される地域の保育所に、あらかじめ保育士「特別対策保育士」を基準以上に配置し、円滑な受け入れを行います。	こども園運営課

②多様な保育ニーズ等への対応

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-2 【再掲】 (2-1-1-11)	一時預かり事業	女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-3	延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間である11時間を超えて保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-4	休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜、祝日の保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-5	夜間保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、夜間の保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-6	家庭支援推進保育事業	保育を行う上で、特に家庭環境等に配慮を要する児童について、きめ細やかな保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-7	病児・病後児保育事業「体調不良児対応型」	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育します。	こども園運営課
2-2-1-8	病児・病後児保育事業「病児対応型」、「病後児対応型」	保育所等に通所中の児童等が病氣回復期にあり、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に敷設された施設で一時的に保育します。	子育て支援課
2-2-1-9	広域入所事業	里帰り出産などの理由により、居住地以外の市町村に所在する保育所などへ入所を希望する子育て家庭の保育ニーズに応えるため、広域入所（受託・委託）を円滑に実施します。	こども園運営課

2-2-1-10 【再掲】 (2-1-1-12)	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織をつくり、その拠点として、「たかまつファミリー・サポート・センター」を設置し、会員組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課
--------------------------------	-------------------	---	--------

### ③認可外保育施設の質の確保

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-11	認可外保育施設助成事業	認可外保育施設へ入所している児童の福祉の向上を図るため、施設の経常的経費の一部に対して補助します。	こども園運営課
2-2-1-12	認可外保育施設職員健康診断助成事業	認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども園運営課
2-2-1-13	認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	認可外保育施設に入所している児童の健康診断に要する費用を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります	こども園運営課
2-2-1-14	すこやか認定保育所助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の処遇向上を図るため、市の認定基準を満たした施設に対して補助します。	こども園運営課

### ④総合的な放課後対策の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-15	放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
2-2-1-16 【再掲】 (3-1-3-5)	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
2-2-1-17 【再掲】 (3-1-3-6)	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	同一の小中学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課

## 【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
休日保育事業	実施か所数：4か所	実施か所数：5か所
放課後子ども教室事業	実施校区数：30 校区	実施校区数：47 校区
一体型の放課後児童クラブ 及び子ども教室推進事業	実施校区数：8 校区	実施校区数：24 校区

## 【2】ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【現状と課題】

- 急速な少子化が進展する中、将来の社会経済への影響が懸念されていますが、こうした少子化の原因の一つとして、働く女性が増加し、仕事と育児の両立の困難さや子育てそのものに対する不安感、負担感などが増大していることが指摘されています。また、働く女性は年々増加し、子どもを持って働き続ける女性も多くなっている一方で、家庭責任を負っているのはほとんどが女性であり、残業、子どもの病気など緊急時の対応が働く女性にとって大きな課題となっています。
- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者のうち「仕事と生活の調和がとれていると感じている」人の割合は、父親で 56.0%、母親で 46.7%となっています。また、子育てをしながら仕事をする上で必要なこととして、「幼稚園、保育所などの充実」が 83.6%で最も多く、次いで「家庭内の協力」72.0%、「企業の体制の充実」58.3%と、いずれも要望が高くなっています。
- 「社会生活基本調査（平成 23 年）」（総務省）によれば、共働き世帯の平均家事時間は、妻が4時間 53 分に対し、夫は 39 分となっており、女性が家事の大部分を担っていることが分かります。これは、アンケート調査結果で父親（フルタイム就労者）の週間従業時間をみると、週 60 時間以上就業している人が 38.9%を占め、仕事に拘束される時間が長いことも影響しているものと考えられますが、まだまだ家庭や地域では、性別役割分担意識が根強いことも要因にあげられます。
- 男性が一人の生活者として自主的に、地域・家庭生活に参画し、パートナーとしての責任を分かち合うため、これまでの職場中心の意識、ライフスタイルを転換するような取組を進める必要があります。
- また、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てるには、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法の普及・定着、時間外労働の削減や有給休暇の取得しやすい職場の環境づくり、出産・育児による離職者の再就職等の支援、事業所内保育施設の設置促進など、子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備が必要です。そのためには事業主が積極的にこれらの環境整備に取り組まなければなりません。
- しかしながら、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」（従業者の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画）については、101 人以上の従業者を雇用する事業主（一般事業主）は策定が義務付けられていますが、従業者 100 人以下の事業所は努力義務であることから、策定が進んでいない状況です。また、アンケート調査結果では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」と回答した人が多くみられます。制度の整備だけでなく、事業主や同じ職場で働く人の意識の向上も重要です。
- 仕事と育児・介護を両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を男女問わず、全ての労働者が選択できるような取組を行う企業の増加が求められています。

### 【基本方針】

- 家庭や地域における、男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、男女共同による子育ての推進を図ります。
- 父親が育児について学習・体験できる機会をつくり、父親の育児参加と子育てに理解ある職場環境の増加を促します。
- 中小企業等の事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しについて、先進企業や本市の表彰企業等の取組内容、両立支援制度の内容及び、その導入が企業等にもたらすメリット等の周知・啓発に努めます。
- 国・県と連携を図る中で、安心して子どもを生み育てることのできる雇用環境の整備促進に向けて、啓発に努めます。

### 【計画】

#### ①男女共同参画による家庭生活の充実

- 男女の共同参画を促進するため、各種セミナー等の開催、啓発誌の作成を行います。(政策課男女共同参画推進室)
- 男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。(政策課男女共同参画推進室)
- さまざまな問題や悩みに対する相談事業を行い、問題解決のための指導・助言に努めます。(政策課男女共同参画推進室)
- 幼い子どもを持つ人が安心して情報・交流室を利用できるよう、託児タイムを実施するとともに、託児ボランティア養成講座を開催します。(政策課男女共同参画推進室)
- 子育て世帯が講座・講演会等参加しやすいよう、託児付き事業を実施します。(政策課男女共同参画推進室)
- 「はじめてのパパママ教室」を実施することにより、父親の育児参加を促すとともに、日曜コースだけでなく平日コースも実施することにより、子育てに理解ある職場の増加を図ります。(保健センター)

#### ②雇用環境の整備

- 「一般事業主行動計画」を策定し、香川労働局への届出を行っている従業者 100 人以下の企業等のうち、従業者の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰することで、取組を行う企業等の増加に努めます。(産業振興課)
- 「たかまつ労政だより」や、本市ホームページを活用して、育児・介護休業など、法で定められる諸制度や、先進企業の両立支援の取組内容の紹介などを掲載し、周知・啓発を行います。(産業振興課)

【事業一覧】

①男女共同参画による家庭生活の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-2-1	各種セミナー実施事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、セミナー等を開催します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-2	男女共同参画に関する啓発誌発行事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、啓発誌を作成し、啓発を行います。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-3	男女共同参画に関する情報収集・提供事業	情報・交流室に設置する図書や定期刊行物・ビデオ等の収集を行います。 「参画センターだより」の発行、ホームページ、広報たかまつ等による各種講座の周知や男女共同参画社会実現に向けての啓発を行います。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-4	相談事業	女性を対象に家庭・職場・地域などにおいて生じる様々な問題や悩みに対して、相談者自らが選択し、解決の道を探れるよう専門職員が指導・助言します。 自助グループの立ち上げ・運営を支援します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-5	託児タイム事業	幼い子どもを持つ人が安心して、情報・交流室等を利用することができるよう、託児タイムを実施します。 託児ボランティア養成講座を実施します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-6	託児付き主催事業	子育て中の父母等の参加を容易にするため、主催事業（講座・講演会等）については託児付きとし、参加しやすい講座の開催を目指します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-7 【再掲】 (2-1-2-1)	はじめてのパパママ教室	はじめての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	保健センター

②雇用環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-2-8	子育て支援中小企業等表彰事業	市内の中小企業等(従業者100人以下)を対象として、次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、香川労働局への届出を行うなど、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、市内中小企業等の一般事業主行動計画策定を促進するとともに、表彰企業等のイメージアップを図ります。	産業振興課
2-2-2-9	「たかまつ労政だより」発行事業	労働関係の情報を提供している「たかまつ労政だより」に、育児・介護休業法等による制度などを掲載し、子育てと仕事の両立ができる環境づくりを促進します。また、本市ホームページを活用した啓発に積極的に取り組みます。	産業振興課

## 【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
各種セミナー実施事業	男女共同参画に関するセミナー等 参加者数：2,891 人	男女共同参画に関するセミナー等 参加者数：3,600 人
子育て支援中小企業等 表彰事業	延べ 52 事業所の表彰	延べ 82 事業所の表彰



## 第3章 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり

### 1

### 子どもにとって安全・安心な環境づくり

#### 【1】防犯・交通安全・防災対策の推進

##### 【現状と課題】

- 少年育成センターに寄せられる不審者等の通報件数は、平成24年度146件、平成25年度114件と減少傾向にあるものの依然として多い状況です。通学路で子どもに危害が加えられる事件も後を絶たず、本市においても児童生徒が不審者におそわれる事件が発生しています。また、近年は、校内への不審者侵入だけでなく、校外での不審者対応、虐待対応、理不尽な要求への対応など、子どもの安全に関わる課題も多様化してきています。
- 少年育成センターに寄せられた不審者情報を、不審者情報メール配信システムにより、地域で子どもを見守り育てる活動に当たる関係団体や関係機関を対象にメール配信し、情報を共有化しています。また、高松市PTA連絡協議会のメール配信システムと連結し、登録する保護者に配信しているほか、香川県警察子ども安全安心ネットワークに参画し、情報を共有しています。今後は、不審者情報メール配信システムへの新規登録者数が伸び悩んでいることから、メール配信先の拡大を図っていく必要があります。
- 社会的モラルの低下や住民の連帯意識の希薄化などを背景に、犯罪の発生件数が急激に増加しており、路上強盗やひったくりなどの街頭犯罪の増加などのほか、女性や子どもを被害者とする犯罪も多発しています。
- 子どもが自分の携帯電話を持ち、インターネットの利用が広がったことで、有害サイトにアクセスしてしまい高額な使用料金を請求されるケースや、オンラインゲームの決済トラブル等が増加するなど、子どもが契約の当事者となるトラブルに関する相談が寄せられています。消費者被害の未然・拡大防止のため、幼少期から消費生活に関する基礎知識を身につけられるよう、消費者教育への取組が必要となっています。
- アンケート調査結果では、最近1年間に不審者などの被害にあったことがある小学生は2.8%ですが、これは高松市の小学生全体でみると約690人にもなり、多くの被害があるといえます。また、行政施策への期待として、小学生の保護者では25.0%が「子どもを狙った犯罪を防止するための体制を強化して欲しい」と回答しています。子どもたちを、学校や地域における犯罪から守る対策が重要です。
- 平成24年4月に京都府亀岡市で発生した、登校中の児童等の列に自動車が突入する事故を始め、登下校中の児童生徒等が死傷する事故が連続して発生しました。本市では、朝夕の通勤・通学時間における中心市街地への移動で交通渋滞が発生している箇所があり、渋滞回避のため生活道路へ通過交通が流入し、子どもの安全通学に支障が生じているケースもみられます。

- 子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、また、その行動範囲も拡大することから、子どもが交通事故に遭う危険性も増大します。アンケート調査結果によると、行政施策への期待として、就学前児童の保護者の 20.7%、小学生の保護者の 27.4%が「交通安全のための教育や道路・歩道を整備してほしい」と回答しています。今後も、子どもを交通事故等から守るために、学校やPTA、地域が「自らの地域は自らで守る」という意識を常に持ち実践するとともに、子ども自身も、交通事故を未然に防ぐための交通ルールや自転車利用のマナーを身につけるなど、自分の身を守る方法を学んでおくことが重要です。
- 本市では、南海トラフに起因する大地震や各地で発生している集中豪雨などの大規模災害に備え、防災対策を進めていますが、学校や地域において「自分の命は自分で守る」ための防災教育、防災訓練等を実施し、子ども自身や教職員の意識を高めるとともに、いざという時の対応力を養っていく必要があります。

#### 【基本方針】

- 子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策に努めます。
- 子どもが犯罪や不慮の事故、災害から自分の身を自分で守ることができるよう、学校教育、家庭教育において学習を進めます。
- 喫緊の課題となっている携帯電話やインターネットに係るトラブルの防止に向けた取組を進めます。
- 教職員の危機管理意識や安全対応能力及び防災教育の向上を図る教員研修会等の充実に努めます。

#### 【計画】

##### ①防犯及び交通安全対策の推進

- 実効ある学校危機管理マニュアルの策定、学校安全に関する校内体制の整備、日常的な取組体制の明確化、防犯関連設備の実効性ある運用などについての情報交換を行い、教職員の危機管理意識や危機管理能力の向上を図ります。(学校教育課)
- 子どもの防犯教育の充実や保護者、地域の人々、関係機関との連携強化による学校安全のネットワークづくりなど、先進的な取組を紹介し、教職員、子ども、保護者等の安全対応能力の向上を図ります。(学校教育課)
- 不審者情報メール配信システムにより、学校、保護者、地域社会に速やかに提供し、情報の共有化を図るとともに、メール配信先の拡大に努める等、不審者対応の迅速化を図ります。(生涯学習課少年育成センター)
- 「自らの地域は自らで守る」という基本認識の下に、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を促進します。(地域政策課)
- 夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、自治会が行う防犯灯の新設等に要する経費の助成を行い、住みよいまちづくりを推進します。(地域政策課)
- 都市計画道路の整備においては、子ども・子育て世帯に十分配慮し、歩車道を分離するための境界ブロックや植栽等の設置、また、街路灯の設置などにより、安全性・防犯性の更なる向上を目指します。(道路整備課)

- 子どもが金銭トラブルに巻き込まれないよう、子どもに身近なテーマでDVDやクイズを取り入れ、楽しみながら消費生活について学習できる出前講座を実施します。(地域政策課)
- インターネット等によるトラブルに巻き込まれないよう、総合教育センターと連携し、携帯電話やインターネットに係る実態調査をもとに、小学生を対象とした情報モラル教室を実施し、早期からの情報モラルの醸成に取り組みます。(生涯学習課少年センター)

## ②防災対策の推進

- 学校防災について専門的な知見を有する関係機関との連携等により、子どもたちが、より安全で安心して生活ができるよう、危険回避能力の向上や危機意識の啓発を図ります。(学校教育課)

## 【事業一覧】

### ①防犯及び交通安全対策の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-1-1	学校安全管理研修会	子どもたちを、事件や事故、犯罪から守るため、児童生徒に関する相談に応じる児童生徒相談体制の充実、安全教育の推進、職員の巡回強化、下校時の巡回強化により、子どもの安全対策を推進します。	学校教育課
3-1-1-2	不審者情報提供(子ども等の安全の確保)	不審者情報メール配信により、学校、地域、家庭で子どもを見守り育てる活動をしている健全育成団体及び関係機関を対象にネットを広げ、情報の共有化を推進し、子どもの安全確保に取り組みます。	生涯学習課少年育成センター
3-1-1-3	安全で安心なまちづくり推進事業	市民意識の高揚のための啓発活動や情報の提供、知識の普及等を図るとともに、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を支援します。また、「安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりを推進するため施策等について協議します。	地域政策課
3-1-1-4	防犯灯新設等補助事業	自治会が行う防犯灯の新設等に要する経費の全部または一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	地域政策課
3-1-1-5	都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備に併せて、沿道状況に応じたサービス水準の高い歩道を整備することにより、都市内交通の円滑化や歩行者・自転車利用者の安全性の確保を図ります。	道路整備課
3-1-1-6	消費生活教育出前講座	お金を使い始めた小学校高学年を主な対象とし、健全な金銭感覚を養い、消費生活に関する知識を身につけられるよう、DVDやクイズなどを取り入れ、楽しみながら「お金の上手な使い方」、「契約」、「表示」等について学習します。	地域政策課

3-1-1-7 【再掲】 (3-1-2-2)	情報モラル教育 推進事業	子どもの健全育成において、喫緊の課題となっている携帯電話やインターネットに係るトラブルの防止を目的として、総合教育センターと連携し、総合教育センターが作成した資料をもとに、小学生を対象とした情報モラルに関する出前授業を実施します。	生涯学習課少年 育成センター
------------------------------	-----------------	---	-------------------

②防災対策の推進

事業 番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-1-8	小・中学校施設耐震化事業	児童、生徒の安全を確保するため、平成 19 年 2 月に取りまとめた高松市立小・中学校施設耐震化実施計画に基づき施設の耐震化を行います。 耐震化は、補強を原則とし、建築後 50 年程度経過し、老朽化の著しいもの、既存面積が国の基準を大幅に下回るものの、構造的に補強が必要なものは改築での対応とします。今後、大規模空間吊天井、照明器具・ガラス等の非構造部材の点検・調査を行い、適切に対応します。	教育委員会総務課
3-1-1-9	火災予防の推進 (幼年・少年消防クラブの育成)	幼少年期において、火の正しい取扱方法を学び、消防を理解することで、火災予防意識の高揚等を図ります。 少年消防クラブリーダー研修会・幼年消防フェスティバル等の体験学習の実施、機関紙発行、表彰等を行います。	消防局予防課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末 (実績)	平成 31 年度末 (目標)
消費生活教育出前講座	20 講座	30 講座
火災予防の推進	幼年消防クラブ：61 クラブ 少年消防クラブ：21 クラブ	幼年消防クラブ：70 クラブ 少年消防クラブ：35 クラブ

## 【2】有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進

### 【現状と課題】

- スマートフォン等の普及とともに有害サイトを通じた犯罪等が問題となっています。「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体等との連携協力を強化し、子どもたちのインターネットの適切・安全・安心な利用や、保護者に対する普及啓発が求められています。
- 本市においても、子どもを取り巻く環境は、多様化・複雑化し、インターネットを通じた有害な情報や物、人と接する危険性が高まり、これが非行等の問題行動のきっかけになるケースも増加していることから、大人社会の問題意識の高揚と具体的な改善活動が課題となっています。
- 高松市内4警察署管内の非行による検挙・補導人数は、減少傾向にあるものの、不良行為による補導人数は、やや増加傾向にあり、予断を許さない状況が続いています。
- 今後、これらの多様な問題行動や非行に対して、行政は、学校や警察、関係団体と連携し、地域ぐるみで青少年の非行防止に取り組むことが求められています。
- また、本市においても、暴力や犯罪行為の低年齢化が進行しており、児童生徒の暴力行為、軽犯罪、いじめなどが増加しています。これらの問題行動については、生徒指導の充実など学校での対応にとどまらず、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して問題に取り組んでいく必要があります。

### 【基本方針】

- 地域で活動する市民団体や関係機関と連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組めます。
- 関係機関及び関係団体と連携を図り、非行防止や青少年の健全育成に努めます。

### 【計画】

#### ①有害環境対策の推進

- 定期的に有害図書、DVD等の回収を行うとともに、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。(生涯学習課少年育成センター)

#### ②非行防止の推進

- 学校・PTA・地域で活動する市民団体等との連携を図り、非行防止・青少年の健全育成に努めます。(生涯学習課少年育成センター)
- 暴力行為、少年非行などの問題の早期発見と早期解消という観点から、児童生徒及び保護者が相談しやすい体制を整備します。また、各学校と各関係機関の連携をより密にし、社会全体で問題行動を解消する体制づくりを推進します。(学校教育課)

【事業一覧】

①有害環境対策の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-2-1	白ポスト有害図書回収事業	子どもを取り巻く有害環境対策の一環として、市内11か所に設けた白ポストにより有害図書、DVD等を回収します。また、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。	生涯学習課少年育成センター
3-1-2-2 【再掲】 (3-1-1-7)	情報モラル教育推進事業	子どもの健全育成において、喫緊の課題となっている携帯電話やインターネットに係るトラブルの防止を目的として、総合教育センターと連携し、総合教育センターが作成した資料をもとに、小学生を対象とした情報モラルに関する出前授業を実施します。	生涯学習課少年育成センター

②非行防止の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-2-3	青少年健全育成市民会議補助事業	学校・PTAとの連携を図りつつ、地域ぐるみの子どもを守り育てる中核的市民運動団体である「高松市青少年健全育成市民会議」への情報提供、助言等を行う中で、支援強化を進め、地域における健全育成活動の充実を図ります。	生涯学習課少年育成センター
3-1-2-4 【再掲】 (1-2-2-25) (1-3-1-14)	児童生徒指導推進事業	小学校の生徒指導の充実を図るため、学校、地域に関わりの深い人材を「ハートアドバイザー」として配置します。また、中学校の生徒指導の充実を図るため、地域ボランティアを募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図るとともに、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、関係機関等のネットワークを活用し、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図ります。	学校教育課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
情報モラル教育推進事業	—	情報モラル教室への参加率 100%



### 【3】子どもの遊び場・居場所づくり

#### 【現状と課題】

- 近年の社会環境の変化に伴い、子どもの成長にとって大切な遊びや自然体験の機会が減少しています。アンケート調査結果によると、子どもの普段の遊び場について、就学前児童・小学生ともに「自宅・親族の家」が最も多く、「地域にある公園」など外で遊んでいる子どもが少ないことが明らかになりました。また、保護者が子どもの遊び場について望ましいと思うことでは「安心して遊べる」「近い」が多くなっています。さらに、高松市が子育てしやすいまちだと思わないと回答した人の理由については、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに約6割を占めて最も多くなっています。
- 本市では、平成22年度に策定した第2次高松市緑の基本計画に基づき、1小学校区1公園の整備を進めていますが、中心市街地周辺などでは公園敷地として適するまとまった用地の確保が難しく、また財源確保についても、近年、厳しい状況となっています。
- ちびっこ広場は平成25年9月現在、65か所が開設されており、おおむね順調に整備されてきました。ちびっこ広場は公園を補完する施設であることから、一人当たりの住区基幹公園面積が1.0㎡未満の公園の少ない小学校区に限定して整備する方針としていますが、設置要件の見合う要望が少なく、公園の少ない小学校区内での整備が進んでいないという問題があります。
- 子ども達が安全安心に遊べる場所が減少する中で、開館時間中にいつでも来館でき、自由に遊び、異年齢児とも交流することができる子どもの遊びの拠点として、児童館の重要性が増しています。本市には、市立児童館が13館あり、子どもだけでなく子育て中の保護者にとって、保護者同士の交流・意見交換の場として、指導員に対して子育て相談ができる場として、重要な居場所となっています。
- 小学生の居場所づくりとして、小学校の施設等を活用し、地域の参画を得て、体験活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を32小学校区で開設しています。今後は、市内の全ての小学校区で実施を図る必要がありますが、人材や場所の確保が課題となっています。

#### 【基本方針】

- 子どもが安心して自由に遊べる公園について、1小学校区1か所の整備に努めます。
- 遊びを通して子どもの健全育成を図るため、児童館事業を実施します。
- 地域の参画を得て、全小学校区において放課後子ども教室が実施できるよう努めます。また、同一小学校区において、全ての児童が体験・活動できるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、又は連携した実施に努めます。



【計画】

①公園等の遊び場の整備

- 平成 27 年度から、地元コミュニティ協議会などの協力の下、太田南小学校区及び木太小学校区の2箇所に街区公園を整備し、遊具の設置や広場を造り、身近に安全で自由に遊べる公園の整備を行います。(公園緑地課)
- 平成 30 年度までに、鶴尾・三谷・太田南・木太などの6小学校区の公園整備を推進します。(公園緑地課)

②子どもの居場所づくり

- 児童館が、気軽に利用できる自由な交流の場として機能するよう、計画的に事業を展開し、地域における子どもの活動拠点として積極的に活用していくよう努めます。また、子どもの健全育成の場として、施設利用の安全が確保され、創意工夫に富む遊びを提供する魅力ある児童館づくりに努めます。(子育て支援課)
- 健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館管理運営を行います。(人権啓発課)
- 放課後子ども教室事業を実施していない地区において、コミュニティ協議会などへ働きかけ、放課後子ども教室の拡充を図ります。また、国の放課後子ども総合プランで示された運営委員会を活用するなどにより、同一小学校区において全ての児童が体験・活動できる放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施など、総合的な放課後対策の充実を図ります。(子育て支援課)

【事業一覧】

①公園等の遊び場の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-3-1	身近な公園整備事業	高松市緑の基本計画に掲げる目標である「1小学校区1公園」を実現し、都市公園等の適正な配置を進め、市民1人当たりの公園面積の向上を図ります。	公園緑地課
3-1-3-2	ちびっこ広場整備事業	児童及び幼児が安全で安心して遊べるため、周辺に都市公園がなく、当分の間、公園整備が見込まれない地域において、空地となり使用されていない土地を活用して遊び場を整備します。	公園緑地課

②子どもの居場所づくり

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-3-3	児童厚生施設管理運営事業(児童館事業)	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。	子育て支援課
3-1-3-4	児童館管理運営事業	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権啓発課

3-1-3-5 【再掲】 (2-2-1-16)	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
3-1-3-6 【再掲】 (2-2-1-17)	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	同一の小中学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
身近な公園整備事業	—	整備か所数：4か所
児童館厚生施設管理運営事業 （児童館事業）	年間利用者数：55,390 人	年間利用者数：60,000 人
児童館管理運営事業	年間利用者数：23,977 人	年間利用者数：24,800 人

## 【4】子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

### 【現状と課題】

- 安心して子育てをするためには、子ども連れであっても、安全で安心して外出できる生活環境の整備が必要です。しかし、アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者が子どもとの外出で困ること・困ったこととして、3割から4割が「オムツ替えや授乳する場所や必要な設備がない」「ベビーカーでの移動が不便だ」と回答しています。
- 本市では、「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」の施行を受け、平成15年3月に「高松市交通バリアフリー基本構想」を策定し、この構想に基づき、全ての人が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるよう、歩道の改善整備、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設、公共交通機関の整備、乗り降りしやすい車両導入の推進に努めてきました。
- しかしながら、歩道の傾斜や勾配が急な箇所、視覚障がい者用誘導ブロック設置などの未整備区間が残されています。また、自転車は、日常生活に欠くことのできない交通手段となっていますが、利用者のマナー、モラルの欠如等により、駅周辺や商店街等の路上では放置自転車が多くみられ、歩行者の通行を妨げるなど種々の問題が生じています。また、ハード面の整備だけでなく、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等の理解の促進など、心のバリアフリーの取組が求められており、ハード・ソフトの両面から、一体的なバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 平成20年に国民一人一人が自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指して、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されたことを受けて、本市では平成25年5月に「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」を定めました。今後は、この指針に基づき、民間事業者の協力も得ながら、妊産婦の休憩室、子ども用便器、ベビーベッドや授乳コーナーなど、妊婦や子育て世帯に配慮した設備の整備を促進していく必要があります。
- 母子保健の取組において、母子手帳交付時に、マタニティバッジとマタニティカードを配布するとともに、妊婦優先駐車場を確保するなど、妊婦にやさしい環境づくりに取り組んでいます。今後は、マタニティバッジとマタニティカードの意義と目的を、広く市民に周知・啓発していく必要があります。

### 【基本方針】

- 「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、妊産や子ども連れに配慮した公共的施設の整備を促進します。
- 妊婦や子ども連れでも安心して外出できるよう、道路や鉄道駅舎、バス車両等のバリアフリー化を進めるとともに、不法駐輪対策に取り組めます。

**【計画】**

**①道路や交通施設のバリアフリー化の促進**

- 全ての人がスムーズに移動できるように、公共交通機関の既存の旅客施設（駅）において、高齢者、身体障がい者等を含む全ての人々が円滑かつ安全に利用できるものとするために要する経費の一部について、鉄道事業者へ助成します。（都市計画課）
- 民間事業者等が実施する自転車等駐車場施設整備等事業に必要な経費の一部を補助することにより、自転車等駐車場施設の整備の促進を図るとともに、自ら自転車等駐車場の整備に努めます。（都市計画課）
- 都市計画道路の整備においては、子ども・子育て世帯に十分配慮し、歩車道を分離するための境界ブロックや植栽等の設置、また、街路灯の設置などにより、安全性・防犯性の更なる向上を目指します。（道路整備課）
- 歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置など、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進し、子ども・子育て世帯も含めた歩行者が安心して歩ける環境の創出に努めます。（道路整備課）
- バス車両のバリアフリー化を図るために、ノンステップバスの導入について、国とともに公共交通事業者へ助成します。（交通政策課）

**②妊婦や子育て世帯の外出に配慮したまちづくりの推進**

- 子どもや乳幼児連れの人が多く利用する公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、授乳やおむつ換え室の設置など、子育て家庭に配慮した設備の整備の啓発及び推進に努めます。（子育て支援課）
- 妊娠届出時に、母子健康手帳の交付とともに、マタニティバッジ、マタニティカードを配布し、また、妊婦優先駐車場を確保するなど、妊婦・子育て中の市民に優しいまちづくりに取り組みます。（保健センター）

【事業一覧】

①道路や交通施設のバリアフリー化の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-4-1	バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置など、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進し、歩行者が安心して歩ける環境を創出します。	道路整備課
3-1-4-2	公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業	市内琴電の各駅等において、ホームスロープや手摺等を設置することにより、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
3-1-4-3	自転車等駐車場整備促進事業	買い物客用の自転車等駐車場施設を整備するための支援を行います。	都市計画課
3-1-4-4	自転車等駐車場整備事業	自転車等駐車場用地を確保し、施設整備を行います。	都市計画課
3-1-4-5	ノンステップバス導入事業	公共交通事業者のノンステップバス導入に対して補助金を交付することにより、車両のバリアフリー化を推進します。	交通政策課

②妊婦や子育て世帯の外出に配慮したまちづくりの推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-4-6	マタニティバッジ・マタニティカードの配付	妊娠初期は、外見からは妊娠していることが分かりづらく周囲の理解が得られにくいという声も聞かれることから、「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」のために「マタニティバッジ」や「マタニティカード」を作成・妊婦優先駐車場を確保し、妊産婦に対して理解ある環境作りに取り組みます。	保健センター

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
ノンステップバス導入事業	導入率 51%	導入率 78%

## 2

## 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

### 【1】子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実

#### 【現状と課題】

- 保育所等への入所希望者が増加傾向にあり、慢性的に保育士等が不足する中、保育士資格を持ちながら別の仕事につく潜在保育士も多く存在しており、必要な保育士等を確保するために多面的な対策が求められています。
- 幼保連携型を始めとする認定こども園への移行が進む中、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持つ人材が求められています。
- 認可外保育施設、事業所内保育所、院内保育所における保育内容の向上に向け、研修内容や日程及び会場等の場所等を検討し、より多くの参加者を募り、実施していく必要があります。
- 家庭と地域が連携して子ども・子育て支援を行うためには、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、子ども会、子育てサークル、PTA、商店街組合（商店会）、ボランティア、NPO法人、福祉団体など、地域社会の様々な人材や組織の協力が不可欠であり、これらの地域における子育ての担い手への支援を充実し、量的拡大と質の向上を図る必要があります。
- 特に、子育て家庭と同世代のスタッフで運営・活動している子育てサークル、ボランティアやNPO法人は、子育て家庭により近い存在として寄り添える重要な存在であり、行政にはないスキルや人材を活かした支援が行えることから、活動の促進を図る必要があります。

#### 【基本方針】

- 県や関係機関と連携しながら、保育士等の発掘・任用等に努めます。
- 認可外保育施設、事業所内保育所、院内保育所を対象とし、保育士等の資質の向上を図るため、県と市の合同研修及びこども園運営課主催の研修を行います。
- 地域における多様な子育て支援活動の充実を図るため、子育て支援関係団体やNPO法人、ボランティア等の人材の育成、活動団体への支援を推進します。

#### 【計画】

##### ①人材の確保・育成

- 県主催の潜在保育士就職マッチング推進事業やハローワーク等を通じ、保育士資格等を持つ人材の確保に努めるほか、子育てに関する仕事を希望する人たちへの研修等に努めます。（こども園運営課）
- 県と連携し、幼稚園教諭若しくは保育士の片方の資格を持つ人に対し、両方の資格取得を促進するような取組を検討します。（こども園運営課）
- 安全・危機管理、虐待対応、特別支援等、保育現場に必要な専門的知識を学べるように、県と市で連携して研修を実施していきます。（こども園運営課）
- 高齢者や子育て経験者などによる子育てボランティアの育成や、情報提供、研修実施などによりボランティアが活動しやすい環境づくりを検討します。（子育て支援課）

②活動団体等への支援の充実

- 地域ぐるみで子どもの健全育成活動を行う母親クラブ等の地域組織活動を支援します。(子育て支援課)
- まちづくりに取り組むコミュニティ団体等に支援を行い、子育て支援に係るコミュニティ活動の促進を図ります。(地域政策課)

【事業一覧】

①人材の確保・育成

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-2-1-1	コーディネータ養成支援事業	利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、施設間の連携を深め、相談に応じて情報提供、相談、助言を行う地域子育て支援コーディネータの資質の向上に向けた研修を行います。	子育て支援課

②活動団体等への支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-2-1-2 【再掲】 (2-1-1-6)	地域組織(母親クラブ)補助事業	地域組織(本市の区域内において、本市内に居住する住民で組織するものをいう)に対し高松市地域組織活動費補助金を交付することにより、地域組織の活動を促進します。	子育て支援課
3-2-1-3 【再掲】 (2-1-1-7)	地域コミュニティ活動推進事業	地域みずからのまちづくりに取り組むため、各地区(校区)で構築される地域コミュニティの構築と活動に対する各種の支援を行います。	地域政策課
3-2-1-4 【再掲】 (2-1-1-8)	地域まちづくり交付金交付事業	住民自治及び市民と行政との協働による地域自らのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ協議会に対して、地域の各種事業・団体に交付される補助金を一元化して交付します。	地域政策課

【数値目標】

事業名	平成25年度末(実績)	平成31年度末(目標)
地域組織(母親クラブ)補助事業	7団体	18団体



## 【2】子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築

### 【現状と課題】

- 本市では、未来を担う全ての子どもたちが、限りない夢と想像力を持ち健やかに成長していくために、成長段階に合わせた子育て支援や学び・遊び・交流などの機能を持つ、子ども・子育て支援の中核施設として「高松市こども未来館（仮称）」を平成28年度中に開設する予定となっています。この「高松市こども未来館（仮称）」は、乳幼児から小学生、中高校生世代までの子どもを中心とし、親・祖父母、NPO法人・関係団体、地域コミュニティなど幅広い世代の人々や団体が交流できる施設をめざしています。
- 地域レベルでの子育て支援拠点としては、地域子育て支援センター（主に就学前児童が対象）、児童館（主に小学生以上）などがありますが、さらなる拡充が求められています。
- 地域の全ての家庭が安心して子育てを行えるようにするためには、子育て支援施設の充実だけでなく、市役所を中心として、地域組織、子育てサークル、ボランティア、NPO法人、福祉団体など子育て支援を行っている団体・グループが連携してネットワークを形成し、目的意識や情報・課題の共有を図るとともに、それぞれの特性に応じて子育て支援を推進していく必要があります。

### 【基本方針】

- 「高松市こども未来館（仮称）」の整備を推進し、子どものための施策・事業を実施するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進します。（子育て支援課）
- 地域において、子育て家庭へ支援を行う地域子育て支援拠点施設の充実を図ります。（子育て支援課、こども園運営課）
- 子育てについてのボランティア活動を育成・支援するとともに、子育てサークル等の活動が充実できるよう、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。（子育て支援課）

### 【計画】

#### ①子育て支援拠点施設の整備・充実

- こども未来館（仮称）を整備することにより、子どもを中心とした利用者が、生き生きと施設を利用し、未来に向かって成長していけるような施策を行います。（子育て支援課）
- 地域の子育て家庭に対する育児相談・指導、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援を行う、地域子育て支援拠点の整備・充実を図ります。（子育て支援課）

#### ②子育て支援ネットワークの構築

- 地域全体で子育てが支援できるよう、高齢者や子育て経験者などによる子育てボランティアの育成や、情報提供、研修実施などによりボランティアが活動しやすい環境づくりを検討するとともに、子育てサークルや団体等の活動が、情報収集や交流できる機会などを通じて連携を図れるようにするなど、地域における子育て支援のネットワークづくりを検討します。（子育て支援課）

【事業一覧】

①子育て支援拠点施設の整備・充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-2-2-1	高松市こども未来館（仮称）整備事業	市民文化センター本館跡地に、子どもを主体とした、子どものための施策・事業を実施し、子どもを中心として、幅広い世代の人々が交流できる施設として「高松市こども未来館（仮称）」を整備します。	子育て支援課 こども未来館整備室
3-2-2-2 【再掲】 (2-1-1-1)	地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 （私立保育所以外） こども園運営課 （私立保育所）

②子育て支援ネットワークの構築

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-2-2-3	こども未来ネットワーク会議開催事業	地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人間の相互交流・情報交換を行うなど連携・協働を図りながら、各種事業の効率的な実施方法の検討や利用者への情報発信などきめ細やかな施策・事業の展開に役立てるため、「こども未来ネットワーク会議」を開催します。	子育て支援課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
こども未来ネットワーク会議開催事業	10 回／年	10 回／年（現状維持）



## **第3部**

# **法定事業の量の見込みと確保方策**



# 第1章 教育・保育提供区域

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める」とされています。さらに、教育・保育提供区域について、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市の教育・保育提供区域は、これらの考え方を踏まえ、人口バランス、現在の幼稚園や保育所等の配置・入園（所）状況、保幼小連携の観点などから、小学校区を基本単位として積み上げ地域ブロックを形成し、7つの区域を設定することとします。

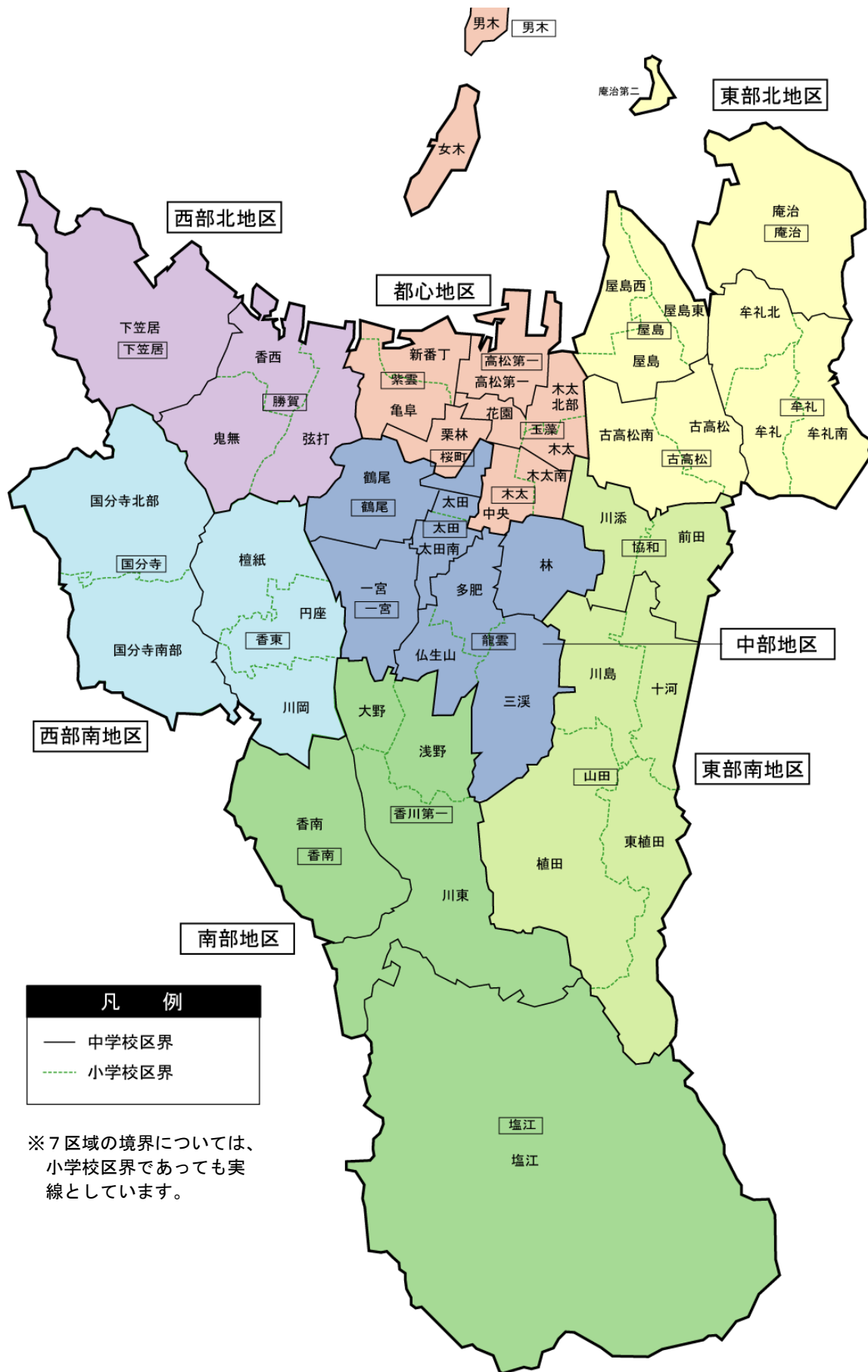
なお、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、その性質から、全市的な視点で事業の供給バランスを検討すべきであると思われるため、市内全域を1区域として設定することとします。

### 【教育・保育提供区域】

区域	対象小学校区
都心地区	新番丁、亀阜、栗林、花園、高松第一、木太、女木、男木、中央、木太南、木太北部
中部地区	鶴尾、太田、林、三溪、仏生山、一宮、多肥、太田南
東部北地区	古高松、屋島、古高松南、屋島東、屋島西、牟礼、牟礼北、牟礼南、庵治
東部南地区	前田、川添、川島、十河、東植田、植田
西部北地区	香西、弦打、鬼無、下笠居
西部南地区	川岡、円座、檀紙、国分寺北部、国分寺南部
南部地区	塩江、大野、浅野、川東、香南

教育・保育提供区域については、その区域内での利用を義務付けるものではなく、計画上において、需給バランスを確認するための単位として設定するものです。

【教育・保育提供区域図】





## 2 教育・保育提供区域の状況

### 【1】人口の状況

平成31年の推計人口を平成26年人口と比べると、「中部地区」では3,371人と大幅な増加が見込まれ、次いで「西部南地区」でも559人の増加が見込まれますが、他の地区は全て人口が減少する見込みとなっています。

就学前児童人口をみると、人口増加が大きい「中部地区」のみ就学前児童人口が増加していくと推計され、平成28年には「都心地区」を上回り、最も就学前人口が多い区域となる見込みです。逆に「東部北地区」では平成31年には平成26年に比べて266人と大きく減少する見込みであり、「東部南地区」「南部地区」においても、100人以上の減少が見込まれます。

#### 【区域別人口の推移と将来推計】

(単位：人)

	実績					推計					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	H26~31増減
都心	116,940	117,746	117,180	117,364	117,439	117,390	117,322	117,230	117,098	116,914	▲ 525
中部	86,953	87,607	88,794	89,452	90,493	91,006	91,746	92,466	93,175	93,864	3,371
東部北	67,169	67,030	66,696	66,252	65,920	65,505	65,078	64,628	64,154	63,647	▲2,273
東部南	37,361	37,144	37,003	36,848	36,716	36,451	36,244	36,022	35,801	35,555	▲1,161
西部北	33,766	33,582	33,463	33,277	33,138	32,905	32,694	32,473	32,250	32,009	▲1,129
西部南	47,839	48,018	48,235	48,417	48,586	48,730	48,859	48,973	49,070	49,145	559
南部	35,743	35,591	35,341	35,097	34,903	34,548	34,258	33,951	33,635	33,321	▲1,582
市全体	425,771	426,718	426,712	426,707	427,195	426,535	426,201	425,743	425,183	424,455	▲2,740

#### 【区域別 就学前児童人口の推移と将来推計】

(単位：人)

	実績					推計					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	H25~31増減
都心	6,157	6,203	6,192	6,230	6,201	6,250	6,192	6,183	6,160	6,125	▲ 76
中部	5,734	5,781	5,928	6,033	6,117	6,180	6,207	6,285	6,330	6,392	275
東部北	3,682	3,574	3,463	3,365	3,262	3,173	3,117	3,085	3,052	2,996	▲ 266
東部南	2,080	2,024	1,968	1,911	1,894	1,844	1,812	1,799	1,781	1,769	▲ 125
西部北	1,851	1,789	1,800	1,732	1,697	1,688	1,668	1,661	1,639	1,624	▲ 73
西部南	3,000	2,939	2,945	2,949	2,936	2,915	2,887	2,889	2,906	2,923	▲ 13
南部	1,660	1,586	1,571	1,532	1,502	1,455	1,428	1,410	1,396	1,360	▲ 142
市全体	24,164	23,896	23,867	23,752	23,609	23,505	23,311	23,312	23,264	23,189	▲ 420

資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）

推計人口は、平成21年～25年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法で推計（各年4月1日）

【区域別 0～11歳人口】

全市

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,829	3,815	3,809	3,782	3,746
1歳	3,914	3,898	3,884	3,876	3,849
2歳	3,900	3,925	3,909	3,895	3,887
3歳	3,916	3,908	3,934	3,918	3,904
4歳	3,875	3,893	3,886	3,911	3,895
5歳	4,071	3,872	3,890	3,882	3,908
就学前計	23,505	23,311	23,312	23,264	23,189
6歳	4,040	4,068	3,871	3,889	3,880
7歳	3,998	4,036	4,064	3,868	3,885
8歳	3,944	4,002	4,040	4,070	3,874
9歳	3,922	3,944	4,003	4,041	4,073
10歳	4,196	3,928	3,950	4,010	4,049
11歳	4,080	4,202	3,932	3,956	4,015
小学生計	24,180	24,180	23,860	23,834	23,776
総計	47,685	47,491	47,172	47,098	46,965

01 都心地区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,008	1,000	998	990	979
1歳	1,028	1,023	1,015	1,013	1,005
2歳	1,045	1,043	1,038	1,030	1,028
3歳	1,048	1,050	1,048	1,043	1,035
4歳	1,031	1,036	1,039	1,037	1,032
5歳	1,090	1,040	1,045	1,047	1,046
就学前計	6,250	6,192	6,183	6,160	6,125
6歳	1,087	1,113	1,062	1,067	1,069
7歳	1,036	1,097	1,124	1,073	1,077
8歳	1,035	1,040	1,100	1,128	1,077
9歳	1,023	1,040	1,046	1,105	1,134
10歳	1,145	1,027	1,044	1,051	1,109
11歳	1,131	1,146	1,028	1,045	1,052
小学生計	6,457	6,463	6,404	6,469	6,518
総計	12,707	12,655	12,587	12,629	12,643

02 中部地区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,022	1,031	1,043	1,050	1,052
1歳	1,037	1,044	1,053	1,065	1,072
2歳	1,023	1,048	1,055	1,064	1,076
3歳	1,039	1,024	1,049	1,056	1,065
4歳	1,011	1,051	1,036	1,061	1,068
5歳	1,048	1,009	1,049	1,034	1,059
就学前計	6,180	6,207	6,285	6,330	6,392
6歳	1,009	1,041	1,003	1,042	1,027
7歳	951	1,001	1,033	995	1,034
8歳	929	957	1,008	1,040	1,002
9歳	934	933	962	1,013	1,045
10歳	893	937	936	965	1,017
11歳	861	897	941	940	969
小学生計	5,577	5,766	5,883	5,995	6,094
総計	11,757	11,973	12,168	12,325	12,486

03 東部北地区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	494	486	479	468	459
1歳	520	513	505	496	485
2歳	535	523	516	508	499
3歳	525	539	527	520	512
4歳	535	523	537	525	518
5歳	564	533	521	535	523
就学前計	3,173	3,117	3,085	3,052	2,996
6歳	578	555	525	513	527
7歳	635	577	554	524	512
8歳	607	633	575	553	523
9歳	621	604	630	572	550
10歳	643	620	603	629	571
11歳	613	642	618	602	628
小学生計	3,697	3,631	3,505	3,393	3,311
総計	6,870	6,748	6,590	6,445	6,307

04 東部南地区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	315	311	308	303	297
1歳	314	312	308	305	300
2歳	300	308	306	302	299
3歳	304	292	300	298	294
4歳	298	298	286	294	292
5歳	313	291	291	279	287
就学前計	1,844	1,812	1,799	1,781	1,769
6歳	310	302	280	281	269
7歳	300	308	300	278	279
8歳	318	298	306	298	276
9歳	318	316	296	304	296
10歳	339	318	316	296	304
11歳	327	339	317	316	295
小学生計	1,912	1,881	1,815	1,773	1,719
総計	3,756	3,693	3,614	3,554	3,488

05 西部北地区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	288	286	282	278	273
1歳	292	288	286	282	278
2歳	279	283	279	277	273
3歳	287	275	279	275	273
4歳	264	275	263	267	263
5歳	278	261	272	260	264
就学前計	1,688	1,668	1,661	1,639	1,624
6歳	270	270	253	264	252
7歳	275	266	265	249	260
8歳	275	272	263	262	246
9歳	269	272	268	260	259
10歳	314	267	270	266	259
11歳	291	313	266	269	265
小学生計	1,694	1,660	1,585	1,570	1,541
総計	3,382	3,328	3,246	3,209	3,165

06 西部南地区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	485	487	487	486	484
1歳	490	489	491	491	490
2歳	466	485	484	486	486
3歳	473	471	491	490	492
4歳	485	468	466	485	484
5歳	516	487	470	468	487
就学前計	2,915	2,887	2,889	2,906	2,923
6歳	509	519	491	474	471
7歳	510	512	522	494	477
8歳	480	509	511	521	493
9歳	475	479	508	510	520
10歳	540	477	481	510	512
11歳	540	542	479	483	512
小学生計	3,054	3,038	2,992	2,992	2,985
総計	5,969	5,925	5,881	5,898	5,908

07 南部地区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	217	214	212	207	202
1歳	233	229	226	224	219
2歳	252	235	231	228	226
3歳	240	257	240	236	233
4歳	251	242	259	242	238
5歳	262	251	242	259	242
就学前計	1,455	1,428	1,410	1,396	1,360
6歳	277	268	257	248	265
7歳	291	275	266	255	246
8歳	300	293	277	268	257
9歳	282	300	293	277	269
10歳	322	282	300	293	277
11歳	317	323	283	301	294
小学生計	1,789	1,741	1,676	1,642	1,608
総計	3,244	3,169	3,086	3,038	2,968

## 【2】教育・保育施設の状況

幼稚園及び保育所の設置状況は下表のとおりとなっています。

「中部地区」は近年、急速に宅地化・都市化が進行している区域であり、就学前児童人口に対して施設が不足している状況となっています。逆に、「東部北地区」及び「南部地区」では、現時点で既に供給体制に余裕のある状況となっています。

(施設配置図はP130参照)

### 【教育・保育施設の整備状況】(平成26年度)

(単位：人)

	人口	就学前 児童数(A)	就学前 児童比率	幼稚園		保育所	
				施設数	定員(B)	施設数	定員(C)
都心	117,439	6,201	5.28%	11 箇所	2,370	21 箇所	2,400
中部	90,493	6,117	6.76%	12 箇所	2,575	13 箇所	1,540
東部北	65,920	3,262	4.95%	13 箇所	2,375	10 箇所	1,180
東部南	36,716	1,894	5.16%	3 箇所	490	9 箇所	970
西部北	33,138	1,697	5.12%	5 箇所	705	7 箇所	740
西部南	48,586	2,936	6.04%	6 箇所	1,035	9 箇所	1,099
南部	34,903	1,502	4.30%	5 箇所	815	8 箇所	825
市全体	427,195	23,609	5.53%	55 箇所	10,365	77 箇所	8,754

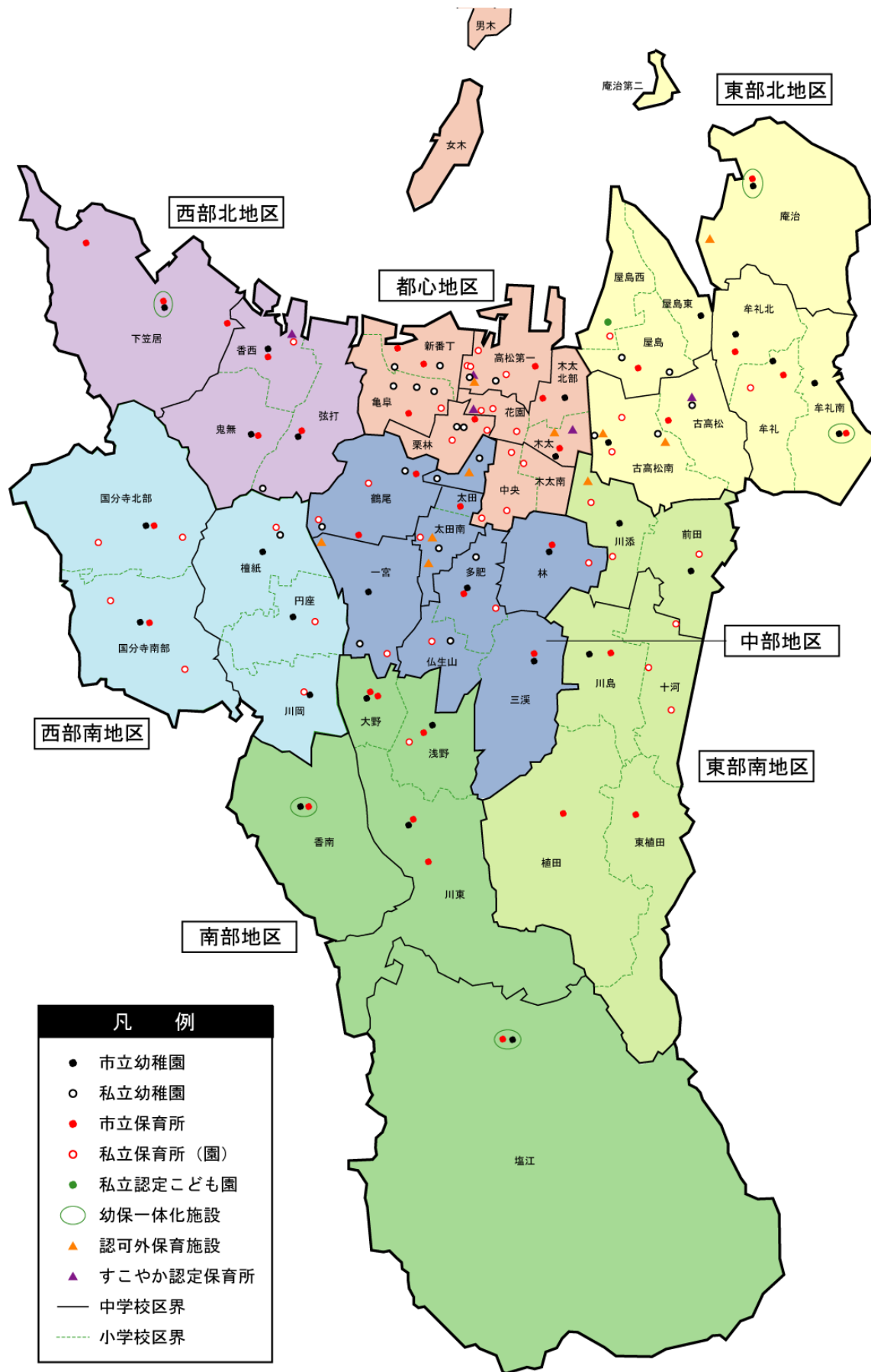
資料：住民基本台帳人口（4月1日）

## 【3】地域子ども・子育て支援事業実施施設の状況

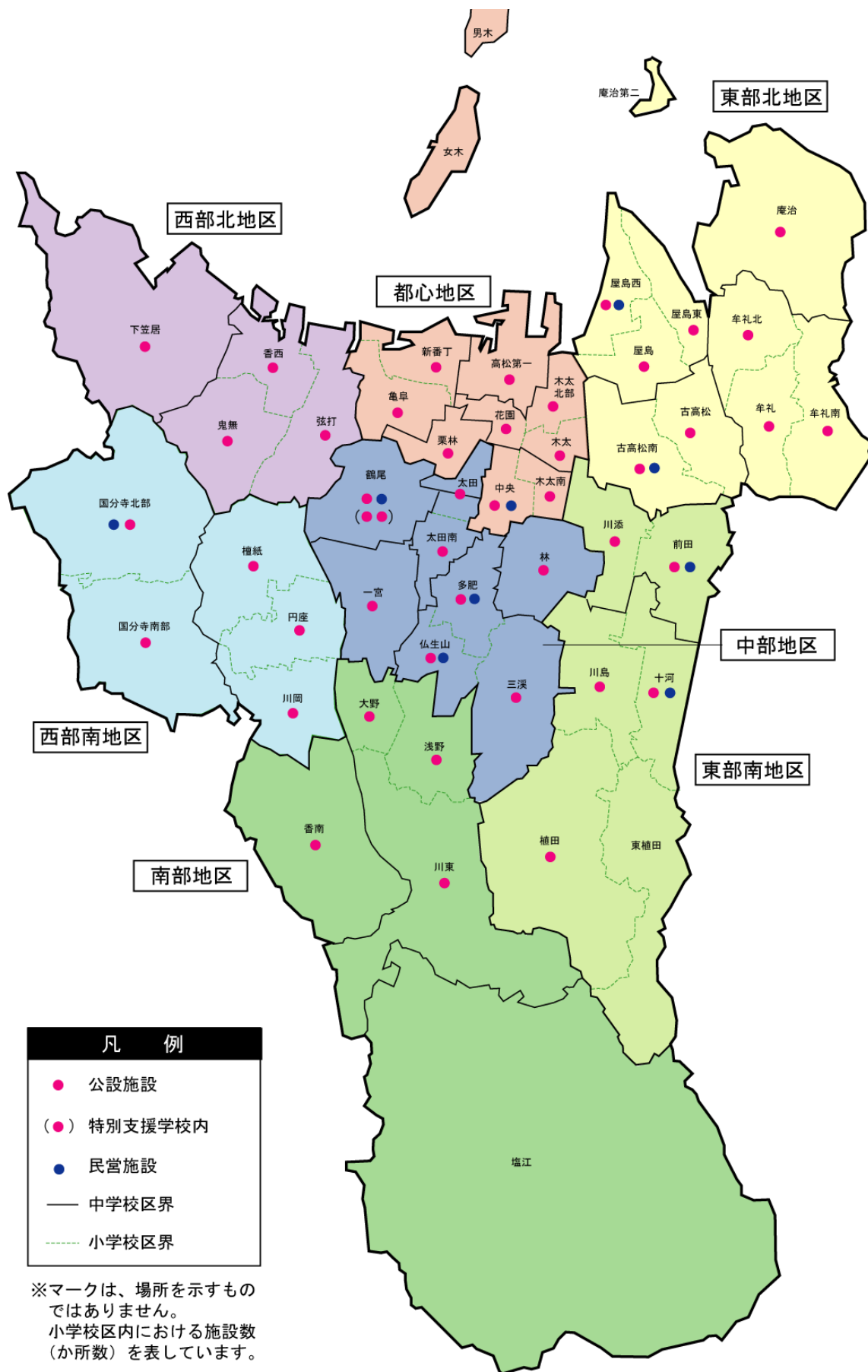
「放課後児童健全育成事業」「一時保育事業」「地域子育て支援拠点事業」「病児・病後児保育事業」「子育て短期支援事業」の実施施設の状況については、P131～P133に示すとおりとなっています。

本計画では、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域として需給調整を図ることとしています。現時点では地域的な偏りがみられる事業もあります。

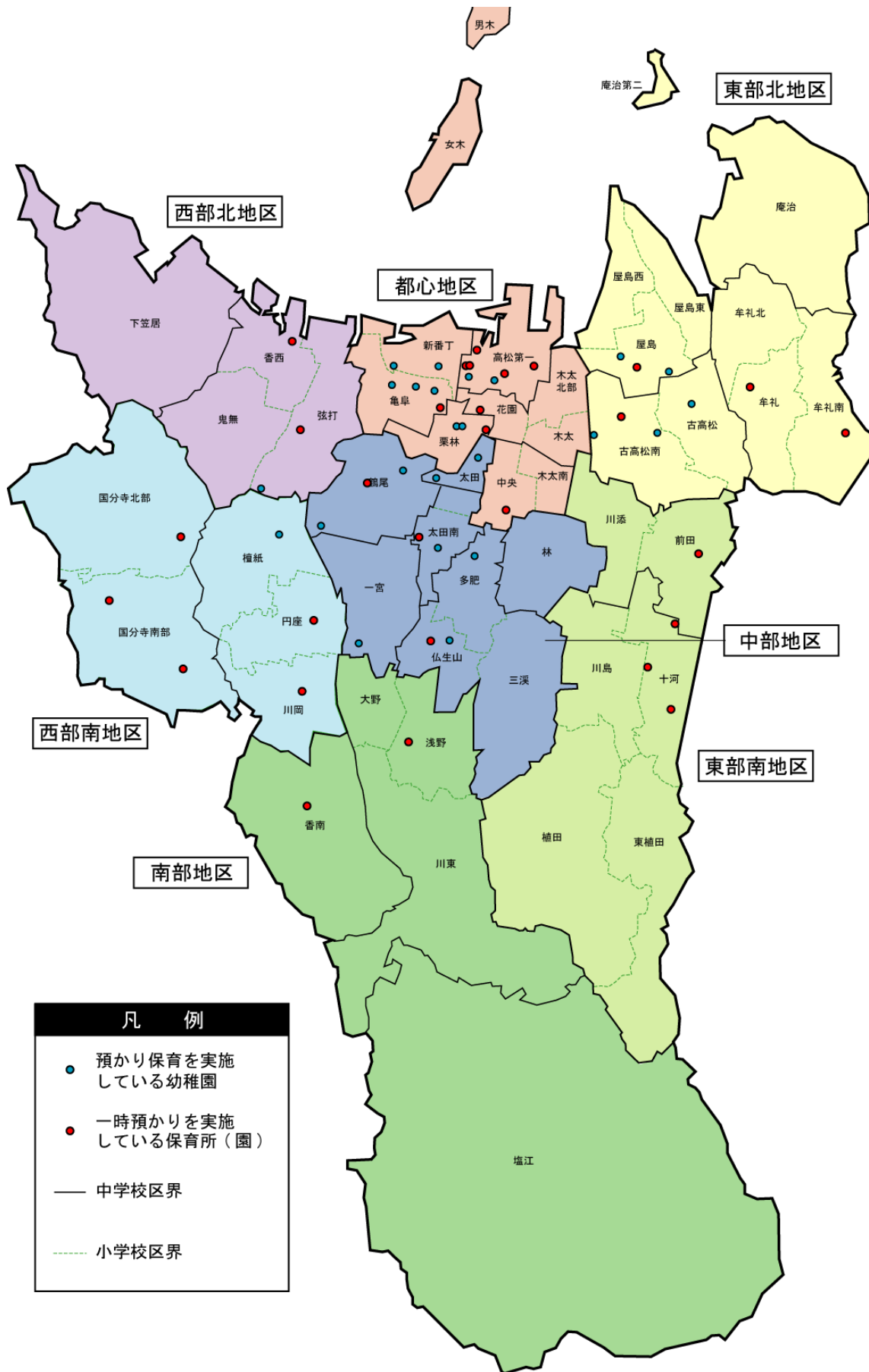
【教育・保育施設の状況】（平成26年4月1日時点）



【放課後児童健全育成事業実施施設の状況】（平成26年4月1日時点）



【一時預かり事業実施施設の状況】（平成26年4月1日時点）



【地域子育て支援拠点事業等実施施設の状況】（平成26年4月1日時点）





## 第2章 教育・保育の量の見込みと確保方策

### 1. 量の見込みと確保方策の考え方

#### 【1】量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、7つの区域ごと、さらに1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととします。

#### 【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども (以下、3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

#### 【2】量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの推計に当たっては、原則、就学前児童の保護者を対象者としたニーズ調査結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」という。）」の手順に沿って算出し、実際の利用実績や施設整備状況等による検証を行いながら、一部補正を行います。

本市で補正を行った部分は以下のとおりです。

- 3歳以上の児童は、何らかの教育・保育事業を利用することを前提とし、3～5歳児の推計人口と1号認定、2号認定の合計が一致するよう調整。
- 3号認定については、より実情に沿った内容とするため、育児休業中や育児休業を取得せず離職した場合は除いて、量の見込みを算出。なお、算出した量の見込みについて、利用率の検証を行う。

### 【3】提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう、区域ごとに教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

なお、実施時期については、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、量の見込みに対応する提供体制を確立するよう努めます。

#### 【確保の内容】

確保の内容	内容
特定教育・保育施設	市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると「確認」を受けた認定こども園、幼稚園、保育所。
確認を受けない幼稚園	「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されるもの。
特定地域型保育事業	市町村から認可を受けた地域型保育事業で、次の4類型がある。 <b>家庭的保育</b> ：家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に保育を行うもの。 <b>小規模保育</b> ：小人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行うもの。 <b>事業所内保育</b> ：会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行うもの。 <b>居宅訪問型保育</b> ：障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行うもの。
認可外保育施設	市や県の認可を受けていない保育施設。本市では、一定の基準を満たす認可外保育施設を「高松市すこやか認定保育所」として認定している。

### 【4】量の見込みと確保方策の見直し

平成29年度に量の見込みについて中間見直しを行い、それに対応して確保方策についても再検討し、見直しを行います。

## 2. 量の見込みと提供体制の確保方策

※2号（学校教育の希望強）については、1号とあわせて提供体制を確保します。

①都心地区

（単位：人）

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,200	535	1,483	375	1,168	1,181	527	1,466	371	1,166
②確保の内容	特定教育・保育施設	605		1,364	253	848	765		1,463	290	912
	確認を受けない幼稚園	1,765					1,335				
	特定地域型保育事業				1	6				7	18
	認可外保育施設			52	53	190		52	47	178	
②-①		635		▲67	▲68	▲124	392		49	▲27	▲58
確保方策		・事業所内保育事業：1か所					・認定こども園（幼稚園型）：3か所 ・小規模保育事業：1か所 ・認定こども園（保育所型）若しくは保育所創設：1か所（定員 100 人程度）				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,181	527	1,471	371	1,161	1,179	536	1,468	368	1,156
②確保の内容	特定教育・保育施設	765		1,518	323	968	765		1,518	323	968
	確認を受けない幼稚園	1,335					1,335				
	特定地域型保育事業				7	18				7	18
	認可外保育施設			52	47	178		52	47	178	
②-①		392		99	6	3	385		102	9	8
確保方策		・認定こども園（保育所型）若しくは保育所創設：1か所（定員 100 人程度） ・既存増築等：1か所（3号定員 25 人程度）									

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,175	524	1,465	366	1,152
②確保の内容	特定教育・保育施設	765		1,518	323	968
	確認を受けない幼稚園	1,335				
	特定地域型保育事業				7	18
	認可外保育施設			52	47	178
②-①		401		105	11	12
確保方策						

②中部地区

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,467	655	1,025	302	759	1,457	650	1,022	305	772
②確保の内容	特定教育・保育施設	636		967	239	605	876		1,017	259	635
	確認を受けない幼稚園	1,875					1,635				
	特定地域型保育事業				0	0				4	22
	認可外保育施設			91	15	89			88	11	82
②-①		389		33	▲48	▲65	404		83	▲31	▲33
確保方策		・認定こども園(幼保連携型):1か所					・小規模保育事業:2か所 ・事業所内保育事業:1か所 ・認定こども園(保育所型)若しくは保育所創設:1か所(定員100人程度)				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,480	660	1,040	309	779	1,487	660	1,047	311	788
②確保の内容	特定教育・保育施設	876		1,067	299	695	876		1,067	299	695
	確認を受けない幼稚園	1,635					1,635				
	特定地域型保育事業				4	22				4	22
	認可外保育施設			88	11	82			88	11	82
②-①		371		115	5	20	364		108	3	11
確保方策		・認定こども園(保育所型)若しくは保育所創設:1か所(定員100人程度) ・既存増築等:2か所(3号定員25人程度)									

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,506	672	1,061	311	796
②確保の内容	特定教育・保育施設	876		1,067	299	695
	確認を受けない幼稚園	1,635				
	特定地域型保育事業				4	22
	認可外保育施設			88	11	82
②-①		333		94	3	3
確保方策						

③東部北地区

(単位:人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		911	407	647	162	506	893	399	636	160	498
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,010		775	116	327	1,330		875	133	375
	確認を受けない幼稚園	1,100					650				
	特定地域型保育事業				0	18				4	38
	認可外保育施設			29	19	42			27	16	37
②-①		792		157	▲27	▲119	688		266	▲7	▲48
確保方策		・認定こども園(幼稚園型):1か所 ・小規模保育事業:1か所					・認定こども園(幼保連携型):1か所 ・小規模保育事業:3か所				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		887	396	633	158	491	883	394	632	154	484
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,530		961	139	417	1,530		961	139	417
	確認を受けない幼稚園	260					260				
	特定地域型保育事業				4	38				4	38
	認可外保育施設			27	16	37			27	16	37
②-①		507		355	1	1	513		356	5	8
確保方策		・認定こども園(幼保連携型):2か所									

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		868	387	622	151	475
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,530		961	139	417
	確認を受けない幼稚園	260				
	特定地域型保育事業				4	38
	認可外保育施設			27	16	37
②-①		535		366	8	17
確保方策						

④東部南地区

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		128	57	621	103	421	123	55	599	102	426
②確保の内容	特定教育・保育施設	315		583	99	398	345		560	107	393
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			45	0	30			45	0	30
②-①		130		7	▲4	7	167		6	5	▲3
確保方策							・認定こども園(幼保連携型):1か所				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		122	55	597	101	422	121	54	594	99	418
②確保の内容	特定教育・保育施設	345		560	107	393	345		560	107	393
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			45	0	30			45	0	30
②-①		168		8	6	1	170		11	8	5
確保方策											

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		122	54	596	97	413
②確保の内容	特定教育・保育施設	345		560	107	393
	確認を受けない幼稚園	0				
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			45	0	30
②-①		169		9	10	10
確保方策						

⑤西部北地区

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		195	87	444	101	296	190	85	435	101	297
②確保の内容	特定教育・保育施設	460		486	100	274	460		486	100	274
	確認を受けない幼稚園	180					180				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			15	3	24			15	3	24
②-①		358		57	2	2	365		66	2	1
確保方策											

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		191	85	437	99	294	188	84	431	98	291
②確保の内容	特定教育・保育施設	460		486	100	274	480		546	100	287
	確認を受けない幼稚園	180					0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			15	3	24			15	3	24
②-①		364		64	4	4	208		130	5	20
確保方策							・認定こども園(幼稚園型)：1か所				

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		187	84	430	96	288
②確保の内容	特定教育・保育施設	480		546	100	287
	確認を受けない幼稚園	0				
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			15	3	24
②-①		209		131	7	23
確保方策						



⑥西部南地区

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		390	174	715	114	457	377	168	693	115	466
②確保の内容	特定教育・保育施設	745		695	82	402	745		695	82	402
	確認を受けない幼稚園	90					90				
	特定地域型保育事業				0	0				6	12
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
②-①		271		▲20	▲32	▲55	290		2	▲27	▲52
確保方策		・認定こども園(幼保連携型):1か所					・小規模保育事業:1か所				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		377	168	694	115	468	381	170	703	115	469
②確保の内容	特定教育・保育施設	745		745	122	462	745		745	122	462
	確認を受けない幼稚園	90					90				
	特定地域型保育事業				6	12				6	12
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
②-①		290		51	13	6	284		42	13	5
確保方策		・認定こども園(保育所型)若しくは保育所創設:1か所(定員100人程度) ・既存増築等:2か所(3号定員25人程度)									

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		386	172	713	114	469
②確保の内容	特定教育・保育施設	755		735	122	462
	確認を受けない幼稚園	90				
	特定地域型保育事業				6	12
	認可外保育施設			0	0	0
②-①		287		22	14	5
確保方策		・認定こども園(幼保連携型):1か所				

⑦南部地区

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		192	86	443	64	313	191	85	441	64	300
②確保の内容	特定教育・保育施設	525		484	55	280	525		484	55	280
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				6	12				9	19
	認可外保育施設			5	2	9			0	0	0
②-①		247		46	▲1	▲12	249		43	0	▲1
確保方策		・小規模保育事業：1か所					・小規模保育事業：1か所				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		188	84	437	63	295	187	84	435	62	293
②確保の内容	特定教育・保育施設	525		484	55	280	525		484	55	280
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				9	19				9	19
	認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
②-①		253		47	1	4	254		49	2	6
確保方策											

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		181	81	421	60	288
②確保の内容	特定教育・保育施設	525		484	55	280
	確認を受けない幼稚園	0				
	特定地域型保育事業				9	19
	認可外保育施設			0	0	0
②-①		263		63	4	11
確保方策						

●市全域(まとめ)

(単位:人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		4,483	2,001	5,378	1,221	3,920	4,412	1,969	5,292	1,218	3,925
②確保の内容	特定教育・保育施設	4,296		5,354	944	3,134	5,046		5,580	1,026	3,271
	確認を受けない幼稚園	5,010					3,890				
	特定地域型保育事業				7	36				30	109
	認可外保育施設			237	92	384			227	77	351
②-①		2,822		213	▲178	▲366	2,555		515	▲85	▲194
確保方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園(幼保連携型):2か所</li> <li>・認定こども園(幼稚園型):1か所</li> <li>・小規模保育事業:2か所</li> <li>・事業所内保育事業:1か所</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園(幼保連携型):2か所</li> <li>・認定こども園(幼稚園型):3か所</li> <li>・小規模保育事業:8か所</li> <li>・事業所内保育事業:1か所</li> <li>・認定こども園(保育所型)若しくは保育所創設:2か所(定員100人程度)</li> </ul>				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		4,426	1,975	5,309	1,216	3,910	4,426	1,982	5,310	1,207	3,899
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,246		5,821	1,145	3,489	5,266		5,881	1,145	3,502
	確認を受けない幼稚園	3,500					3,320				
	特定地域型保育事業				30	109				30	109
	認可外保育施設			227	77	351			227	77	351
②-①		2,345		739	36	39	2,178		798	45	63
確保方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園(幼保連携型):2か所</li> <li>・認定こども園(保育所型)若しくは保育所創設:3か所(定員100人程度)</li> <li>・既存増築等:5か所(3号定員25人程度)</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園(幼稚園型):1か所</li> </ul>				

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		4,425	1,974	5,308	1,195	3,881
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,276		5,871	1,145	3,502
	確認を受けない幼稚園	3,320				
	特定地域型保育事業				30	109
	認可外保育施設			227	77	351
②-①		2,197		790	57	81
確保方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園(幼保連携型):1か所</li> </ul>				

---

## 第3章 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

---

### 1. 量の見込みと確保方策の考え方

#### 【1】量の見込みの算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童健全育成事業を除いて、市内全域を1区域として必要量を見込み、放課後児童健全育成事業については、7つの区域ごとに必要量を見込みます。

量の見込みは、基本的には、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国の手引きの手順に沿って算出しますが、利用状況や事業特性に応じて、適切な推計方法を検討し、本市独自の方法で補正を行っています。

#### 【2】提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

地域子ども・子育て支援事業については、既に提供体制が確保され供給量が充足している事業もあり、新たな確保方策が必要な事業は、「時間外保育事業」「一時預かり事業（幼稚園型）」「一時預かり事業（保育所型）」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の4事業となっています。

#### 【3】量の見込みと確保方策の見直し

算出した量の見込みが実績に比べて過大と考えられる事業があることから、教育・保育事業と同様に、平成29年度に利用実績等から量の見込みについて中間見直しを行い、それに対応して確保方策についても再検討し、見直しを行います。

## 2. 量の見込みと提供体制の確保方策

### 【1】利用者支援（新規事業）

児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

事業形態は以下の2種類があります。

- ◎基本型（独立した事業として行われている形態）
- ◎特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）

#### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容 (実施施設)		・春日保育園地域子育て支援センター（春日町 1287-1） ・にしおか医院地域子育て支援センター（寺井町 1385-10） ・わはは・ひろば高松（大工町 1-4） ・ひまわりはうす とことこ（出作町 382-1）				
②-①		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

#### ■量の見込み

- 本市では平成 25 年度途中から、地域子育て支援拠点事業において、従来の相談支援に加えて、地域支援や利用者支援を行う地域機能強化型を実施しており、平成 26 年度は利用者支援事業として4か所に事業委託しています。当面は現状の基本型4か所とし、中間年度において、利用実態を踏まえて見直すこととします。

#### ■確保方策と今後の方針

- 当面は現状の基本型4か所で、供給量を確保できる見込みです。新規事業でもあり、利用実態を踏まえて、中間年に見直すこととします。
- 利用者支援事業を実施する4か所の施設は、担当エリアを設定して、市役所の担当課及び相談窓口や関係機関、地域子育て支援拠点事業実施施設等と連携を図り、住民が円滑に各種の事業を利用できるように支援を行います。

## 【2】時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業です。

### 【現状】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延長保育事業	実施施設数	53 か所	58 か所	60 か所	63 か所	62 か所
	利用実人数	—	—	2,305 人	3,153 人	3,369 人
休日保育事業	実施施設数	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所
	利用実人数	—	—	145 人	128 人	—

- 延長保育事業は、年々利用者が増加傾向にあり、実施施設数も平成21年度から平成25年度で9か所増加して62か所で実施していますが、人員の確保が課題となっています。
- 休日保育事業の実施施設数も平成21年度から平成25年度で1か所増加しています。

### 【量の見込みと確保方策】

		実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み			5,950 人	5,901 人	5,901 人	5,889 人	5,870 人
②確保量	3,369 人		3,500 人	4,100 人	4,900 人	5,400 人	5,870 人
確保の内容 (実施施設数)	62 か所		62 か所	64 か所	67 か所	67 か所	67 か所
②-①			▲ 2,450 人	▲ 1,801 人	▲ 1,001 人	▲ 489 人	0 人

#### ■量の見込み

- 保育が必要な家庭類型ごとに、将来の児童人口とニーズ調査結果による利用意向率を乗じて量の見込みを算出し、これを合算した結果を量の見込みとします。
- 平成27年度から平成31年度の量の見込みは、概ね5,900人程度で推移すると見込まれます。平成25年度実績と比べて大幅に多くなっており、潜在ニーズが大きいと考えられます。

#### ■確保方策と今後の方針

- 新たに創設予定の5か所の認定こども園等で時間外保育事業を実施し、供給量の確保を図ります。
- 事業を実施するための保育士の確保、施設運営費の充実により、供給体制の確保に努めます。

### 【3】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

これまでは、対象児童はおおむね10歳未満（本市では平成24年度から小学4年生までを受け入れている。）とされていましたが、平成27年度からは全ての小学生が対象となります。

【現状】（公立施設のみ。ただし、特別支援学校内を除く。）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	46 箇所	43 箇所	43 箇所	43 箇所	43 箇所
定 員	2,820 人	2,900 人	2,980 人	3,060 人	3,140 人
利用児童数	2,331 人	2,389 人	2,505 人	2,755 人	2,807 人
待機児童数	104 人	86 人	97 人	225 人	103 人

○ 平成25年度時点で、公立45箇所（うち特別支援学校内2箇所）、民間9箇所の合わせて54箇所が整備されており、利用者数は増加傾向にあります。

○ 待機児童が発生している小学校区がある一方で、利用希望がなく未開設の小学校区もあります。

#### 【量の見込みと確保方策】

<全市>

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		4,234 人	4,259 人	4,214 人	4,173 人	4,134 人
②確保量	3,097 人	3,731 人	4,007 人	4,149 人	4,152 人	4,134 人
確保の内容 (実施施設数)	82 教室 (54 箇所)	98 教室 公立:4教室開設 民間:2教室開設	106 教室 公立:6教室開設 民間:2教室開設	113 教室 公立:6教室開設 民間:1教室開設	117 教室 公立:4教室開設	122 教室 公立:5教室開設
②-①		▲ 503 人	▲ 252 人	▲ 65 人	▲ 21 人	0 人

#### ■量の見込み

○ 低学年と高学年に分けて、小学校区ごとに将来の児童人口とニーズ調査結果による利用意向率を乗じて小学校区別の量の見込みを算出し、これを合算した結果を量の見込みとします。

○ 量の見込みは平成28年度までは増加し、平成28年度をピークに減少に転じる見込みとなっています。



■確保方策と今後の方針

- 公設施設で供給量を確保することを基本としますが、公設で対応できない区域については、民間事業者による事業展開を促進します。
- 老朽化等による早急な対応が必要なクラブや待機児童の多い校区を優先的に整備し、平成31年度末での解消をめざします。

<区域別 量の見込みと確保方策>

1) 都心地区

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		1,120 人	1,143 人	1,148 人	1,146 人	1,142 人
②確保量	822 人	926 人	1,021 人	1,131 人	1,140 人	1,142 人
確保の内容 (実施施設数)	20 教室	21 教室 民間:1教室開設	24 教室 公立:2教室開設 民間:1教室開設	27 教室 公立:3教室開設	28 教室 公立:1教室開設	29 教室 公立:1教室開設
②-①		▲ 194 人	▲ 122 人	▲ 17 人	▲ 6 人	0 人

2) 中部地区

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		1,010 人	1,047 人	1,063 人	1,077 人	1,082 人
②確保量	634 人	812 人	1,019 人	1,061 人	1,077 人	1,082 人
確保の内容 (実施施設数)	18 教室	22 教室 公立:1教室開設 民間:1教室開設	27 教室 公立:4教室開設 民間:1教室開設	29 教室 公立:1教室開設 民間:1教室開設	30 教室 公立:1教室開設	30 教室
②-①		▲ 198 人	▲ 28 人	▲ 2 人	0 人	0 人

3) 東部北地区

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		645 人	625 人	594 人	571 人	559 人
②確保量	567 人	623 人	606 人	581 人	571 人	559 人
確保の内容 (実施施設数)	15 教室	16 教室 公立:1教室開設	16 教室	16 教室	17 教室 公立:1教室開設	18 教室 公立:1教室開設
②-①		▲ 22 人	▲ 19 人	▲ 13 人	0 人	0 人

注記：民間施設は、当該施設の利用児童が最も多い地区に計上する

4) 東部南地区

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		330人	322人	313人	304人	295人
②確保量	234人	309人	306人	310人	304人	295人
確保の内容 (実施施設数)	8教室	10教室 公立:1教室開設	10教室	11教室 公立:1教室開設	11教室	11教室
②-①		▲21人	▲16人	▲3人	0人	0人

5) 西部北地区

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		290人	286人	275人	273人	269人
②確保量	253人	268人	267人	264人	263人	269人
確保の内容 (実施施設数)	6教室	7教室	7教室	7教室	7教室	8教室 公立:1教室開設
②-①		▲22人	▲19人	▲11人	▲10人	0人

6) 西部南地区

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		531人	539人	535人	526人	513人
②確保量	368人	514人	517人	516人	521人	513人
確保の内容 (実施施設数)	10教室	14教室 公立:1教室開設	14教室	14教室	15教室 公立:1教室開設	17教室 公立:2教室開設
②-①		▲17人	▲22人	▲19人	▲5人	0人

7) 南部地区

	実績 平成25年度	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
①量の見込み		308人	297人	286人	276人	274人
②確保量	219人	279人	271人	286人	276人	274人
確保の内容 (実施施設数)	5教室	8教室	8教室	9教室 公立:1教室開設	9教室	9教室
②-①		▲29人	▲26人	0人	0人	0人

## 【4】子育て短期支援事業

### ◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。

### ◎夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。

### 【現状と課題】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実利用人数	14 人	17 人	16 人	5 人	2 人
延利用日数	51 人日	69 人日	62 人日	17 人日	2 人日

- 児童養護施設「讃岐学園」に事業委託しており、利用者数は年によりバラツキがみられます。
- トワイライトステイ事業については、過去5年間、利用実績はありません。

### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		57 人日	56 人日	56 人日	56 人日	56 人日
②確保量	2 人日	57 人日	56 人日	56 人日	56 人日	56 人日
確保の内容 (実施施設数)	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### ■量の見込み

- 将来の児童人口に、ニーズ調査結果による利用意向率及び利用意向日数を乗じて算出した結果を量の見込みとします。
- 量の見込みは、平成27年度以降、56～57人日で推移すると見込んでいます。

#### ■確保方策と今後の方針

- 現在の1施設で必要量は確保できる見通しですが、さらに委託先を1か所確保（平成27年度に坂出市に開設される「神愛館」を予定）し、2か所で実施することにより、提供体制の充実を図ります。

## 【5】乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象人数	4,031人	3,965人	3,991人	3,943人	3,984人
訪問人数	3,279人	3,822人	3,449人	3,501人	3,612人
訪問率	81.3%	96.4%	86.4%	88.8%	90.7%

- 保健センターと事業の一部を香川県助産師会に委託して実施しています。
- 母子保健ガイドブックに添付されている「依頼票」、又は出生届出時に「出生連絡票」を提出された家庭に訪問しており、訪問率は90%を少し超えている状況となっています。

### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		3,829人	3,815人	3,809人	3,782人	3,746人
②確保量	3,984人	3,829人	3,815人	3,809人	3,782人	3,746人
確保の内容 (実施体制等)		地域体制：地区保健師41人、事業専門保健師3人、助産師17人 実施機関：保健センター、香川県助産師会(一部委託)				
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

#### ■量の見込み

- ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では新生児全てを訪問することを目標とするため、新生児数（推計）を量の見込みとします。

#### ■確保方策と今後の方針

- 保健センターにおいては、地区保健師と事業専用に雇用した嘱託保健師により実施するとともに、事業の一部を香川県助産師会に委託して実施します。
- 提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%をめざします。
- 本事業により、特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談等によるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等に引き継ぎを行います。

## 【6】養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	48人	44人	43人	36人	39人
延べ訪問回数	394回	368回	363回	355回	329回

- 乳児家庭全戸訪問事業や保健センター等での健康診査、各種相談事業において、特に養育支援が必要であると思われる家庭を把握し、養育支援員（平成25年度19人）が訪問して、相談支援を行っています。

### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		47人	47人	47人	47人	46人
②確保量	39人	47人	47人	47人	47人	46人
実施延回数	329回	460回	460回	460回	460回	450回
確保の内容		実施体制：養育支援員17人（保健師・助産師・保育士等）				
②－①		0人	0人	0人	0人	0人

#### ■量の見込み

- ニーズ調査によらずに推計することとなっており、平成21年度～24年度の乳児家庭全戸訪問事業対象者数に対する養育支援訪問事業対象者数の比率から算出した結果を量の見込みとします。

#### ■確保方策と今後の方針

- 引き続き、助産師会等の協力を得て、保健師、助産師、保育士など専門の養育支援員を継続的な確保に努めるとともに、養育支援員のスキル向上を図り、養育支援訪問体制の充実に努めます。
- 乳児家庭全戸訪問事業や各種健康診査事業との連携を密にし、対象家庭の確実な把握に努めます。
- 本市による対応が困難と判断される場合には、香川県子ども女性相談センター（児童相談所）など専門的な関係機関と連携して支援を行います。

## 【7】地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施 か所数	旧センター型	17 か所	20 か所	21 か所	21 か所	22 か所
	旧ひろば型	7 か所	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所
	計	24 か所	28 か所	29 か所	30 か所	31 か所
延べ利用回数		44,357 人回	63,396 人回	63,996 人回	65,276 人回	72,409 人回

- 平成 25 年度時点で、旧センター型は 22 か所、うち私立保育園での併設（委託）が 19 か所、旧ひろば型は N P O 法人に委託して実施しています。
- 利用者数は、平成 21 年度以降、増加傾向が続いています。

### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		158,364人回	158,196人回	157,728人回	157,020人回	153,588人回
②確保量	72,409 人回	158,364人回	158,196人回	157,728人回	157,020人回	153,588人回
確保の内容 (施設数)		旧ひろば型 : 9か所 旧センター型 : 20 か所      合計 : 31 か所 直営 : 2か所				
②-①		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

#### ■量の見込み

- 保育所利用者が地域子育て支援拠点事業を利用するとは考えにくいいため、将来の保育所利用者を除く 0～2 歳児童数に、ニーズ調査結果による利用意向率及び利用意向日数を乗じて算出した結果を量の見込みとします。
- 平成 27 年度には、平成 24 年度実績数の約 2.5 倍の量が見込まれ、実績と乖離する結果となっていますが、中間年度において見直すこととします。

■確保方策と今後の方針

- 本市の拠点数は、国の「子ども・子育てビジョン」の数値目標（中学校区に1つ=23か所）を達成していることから、当面は現有施設31か所の利用促進を図ることとします。
- 認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するほか、施設を利用していない地域の子どもの保護者に対する子育て支援を提供することが基本とされていることから、今後の認定こども園の普及（移行）に合わせて、地域子育て支援拠点施設の整備か所数について、見直しを行います。
- 利用者支援（コーディネート事業）を実施する4つの拠点の担当エリアを設定して、エリア内の各地域子育て支援拠点との横断的連絡連携を図りながら、子育て支援の充実をめざします。



## 【8】一時預かり事業

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜日曜、長期休業中に教育を行う事業で、いわゆる「預かり保育」をさしますが、新制度においては、一時預かり事業として実施されます。

### 【現状】

○平成25年度時点で、私立幼稚園25園全てで事業を実施しており、年間延べ利用日数は168,500人日となっています。

### 【量の見込みと確保方策】

		実績 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1号認定		40,917人日	40,265人日	40,393人日	40,396人日	40,382人日
	2号認定 (学校教育の希望強)		320,625人日	315,517人日	316,517人日	316,544人日	316,436人日
	合計		361,542人日	355,782人日	356,910人日	356,940人日	356,818人日
②確保量		168,500人日	205,500人日	242,500人日	279,500人日	316,500人日	356,818人日
確保の内容(施設数)		25か所	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
②-①			▲ 156,042 人日	▲ 113,282 人日	▲ 77,410 人日	▲ 40,440 人日	0人日

### ■量の見込み

○国の手引きでは、2号認定のうち幼稚園を希望する家庭の全てが預かり保育を利用するとして量の見込みを算出していますが、2号認定のうち預かり保育を希望しない家庭が約4割あることから、これらを除いて算出した結果を量の見込みとします。

### ■確保方策と今後の方針

○私立幼稚園25園全てで事業を実施していることから、今後は人の確保等により、提供体制の確保に努めます。

## ②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外（保育所型）

保護者が病気や急用の場合などに、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かる事業です。

### 【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	30 か所	30 か所	30 か所	35 か所	29 か所
延利用日数	293 日	294 日	295 日	293 日	294 日

- 平成 25 年度時点で、市立 5 か所、私立 25 か所の保育所（園）で実施しています。
- 延利用日数はほぼ横ばいで推移しています。

### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		49,961人日	49,863人日	49,739人日	49,550人日	49,274人日
②確保量	14,601人日	20,000人日	27,000人日	36,000人日	43,000人日	49,274人日
確保の内容 (施設数)	29 か所	29 か所	31 か所	34 か所	34 か所	34 か所
②-①		▲29,961人日	▲22,863人日	▲13,739人日	▲6,550人日	0人日

※「量の見込みと確保方策」は、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）を除きます。ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）については、P158に記載しています。

#### ■見込み量

- 将来の児童人口推計とニーズ調査結果を基にした国の手引きに準じた算出は、トワイライトステイやファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）を含めた結果であり、また、保育所や幼稚園利用者も含めて全ての児童が利用すると仮定しているため、実績と大きく乖離しています。そこで、より実情に沿った内容とするため、将来の在宅の児童数に、ニーズ調査結果による利用意向率を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

#### ■確保方策と今後の方針

- 新たに創設予定の認定こども園等による実施か所数の増加に加え、保育士の確保及び施設運営費の充実により、供給体制の確保に努めます。

## 【9】病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### 【現状】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病児・病後児 対応型	実施か所数	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	延べ利用日数	3,082 人日	4,153 人日	5,865 人日	5,806 人日	5,660 人日
体調不良児 対応型	実施か所数			2 か所	2 か所	2 か所
	延べ利用日数			428 人日	476 人日	328 人日

- 病児・病後児対応型は、医療機関4か所、市立保育所1か所の合計5か所で実施しています。平成21年度から23年度にかけて、延べ利用日数は大きく増加しましたが、その後は減少傾向となっています。
- インフルエンザなどの感染症の流行時に利用が集中すること、直前キャンセルが多いことなどが課題となっています。
- 体調不良児対応型は、私立保育所2か所で実施しており、延べ利用日数に一定の傾向はみられません。

### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		6,988 人日	7,168 人日	7,396 人日	7,610 人日	7,814 人日
②確保量	5,660 人日	6,988 人日	7,168 人日	7,396 人日	7,610 人日	7,814 人日
確保の内容 (実施施設数)	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

#### ■量の見込み

- 国手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、過去の利用率（キャンセル数・お断り数を加えた利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、年0.7%の伸びを見込んで将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

#### ■確保方策と今後の方針

- 現状の5施設で必要量は確保できる見通しですが、突発的・集中的に利用が発生するため、医療機関へ協力を依頼し、さらに1か所の確保に努めます。
- 関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

## 【10】ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人(依頼会員)と、育児の援助をしたい人(提供会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

### 【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	484人	595人	690人	556人	567人
依頼会員数	757人	939人	1,170人	1,262人	1,353人
両方会員数	91人	101人	122人	119人	115人
活動件数	4,140件	5,900件	6,231件	5,348件	5,637件

- NPO法人に事業委託をして、実施しています。
- 依頼会員数は順調に増加してきましたが、提供会員については伸び悩んでいます。

### 【量の見込みと確保量】

	実績 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	就学前児童		3,240人日	3,240人日	3,240人日	3,240人日
	小学校低学年		2,790人日	2,790人日	2,790人日	2,790人日
	小学校高学年		500人日	500人日	500人日	500人日
	合計		6,530人日	6,530人日	6,530人日	6,530人日
②確保量	5,637人日	6,530人日	6,530人日	6,530人日	6,530人日	6,530人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

#### ■見込み量

- 国の手引きでは、就学前児童については、国のワークシートを使用すると、認定こども園や保育所等における一時預かり事業の中に含んで算出されますが、本市では、一時預かり事業について、独自の補正を行い、実態に近い量を見込んでいることから、ファミリー・サポート・センター事業は就学前児童と小学生に分けて、別途、ここで見込みます。
- 現在の利用状況を踏まえ、ピークであった平成23年度実績を量の見込みとします。

#### ■確保方策と今後の方針

- 利用を増やすためには提供会員の確保が必要となることから、情報提供や養成講座の充実により提供会員の増員を図ることで、提供体制の確保に努めます。
- 保育所や病児・病後児保育施設等への送迎、緊急時や病気の時のサポート、障害児や多胎児の育児支援など、多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努めます。

- 本事業は、瀬戸・高松広域定住自立圏構想に係る広域事業として実施しているため、供給量の確保に当たっては、本市での確保を基本としつつ、三木町、綾川町における必要量や提供体制も踏まえて検討を行います。

## 【11】妊婦健康診査事業

母子健康法第13条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

### 【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診実人数	4,061人	4,025人	4,000人	3,983人	3,875人
健診回数	42,518回	45,917回	46,747回	46,678回	46,921回

- 「母子保健ガイドブック」に妊婦健康診査受診票を添付し、費用の一部助成を行っています。
- 県内産婦人科及び助産所で実施しています。
- 妊婦の減少に応じて、受診実人数は減少傾向となっています。また、一人当たりの健診回数は、平成23年度以降は平均約12回となっています。

### 【量の見込みと確保方策】

	実績 平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		3,980人	3,965人	3,959人	3,931人	3,894人
健診回数		47,760回	47,580回	47,508回	47,172回	46,728回
②確保量	3,875人	3,980人	3,965人	3,959人	3,931人	3,894人
確保の内容 (実施体制等)		実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 里帰りで県外医療機関受診の場合は、償還払いで対応 実施時期：通年				
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

#### ■量の見込み

- 対象者数については、将来の乳児家庭全戸訪問事業対象者数と同数と見込みます。また、健診回数については、過去の実績から一人当たりの平均回数を算出し、将来の実人数の見込みに乗じて、量の見込みとします。
- 子どもの人口の減少に対応して、対象人数は微減傾向で推移すると見込まれます。

#### ■確保方策と今後の方針

- 既に、香川県医師会及び香川県助産師会と委託契約し、県内の産婦人科医療機関（46か所）と助産所（3か所）において健診が受診できる体制を確立していることから、供給量は充足しています。
- 里帰りで県外の医療機関を受診する場合は、償還払いで対応を行います。

## 【12】実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※ 現時点で事業の詳細その他が国から示されていないため、今後、国の動向を踏まえ検討することとします。

## 【13】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

※ 現時点で事業の詳細その他が国から示されていないため、今後、国の動向を踏まえ検討することとします。